

3. 区域施策に関する事項

(1) 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況 <Q2-1>

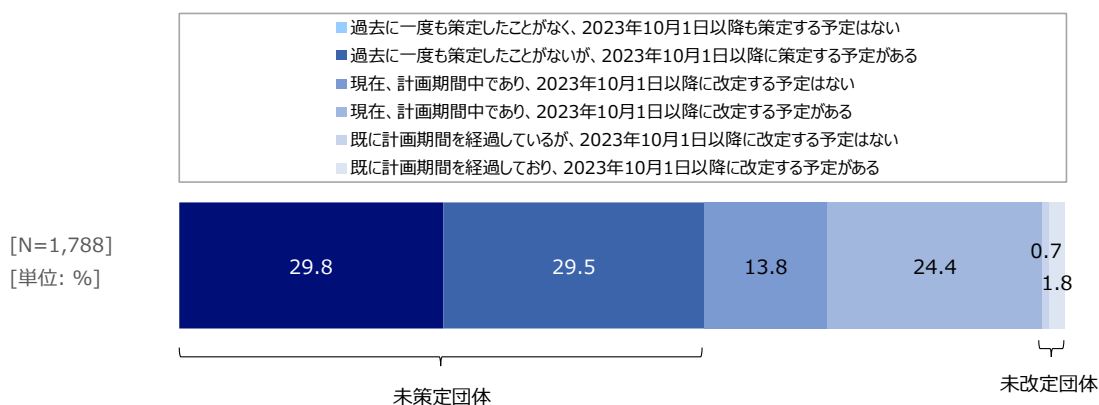
1) 令和5年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況 <Q2-1(1)>

都道府県・市区町村において、区域施策編を策定済み、かつ計画期間中の団体は、727団体（昨年度607団体から120団体増）。

1,061団体が、過去に一度も策定したことのない“未策定団体”である。

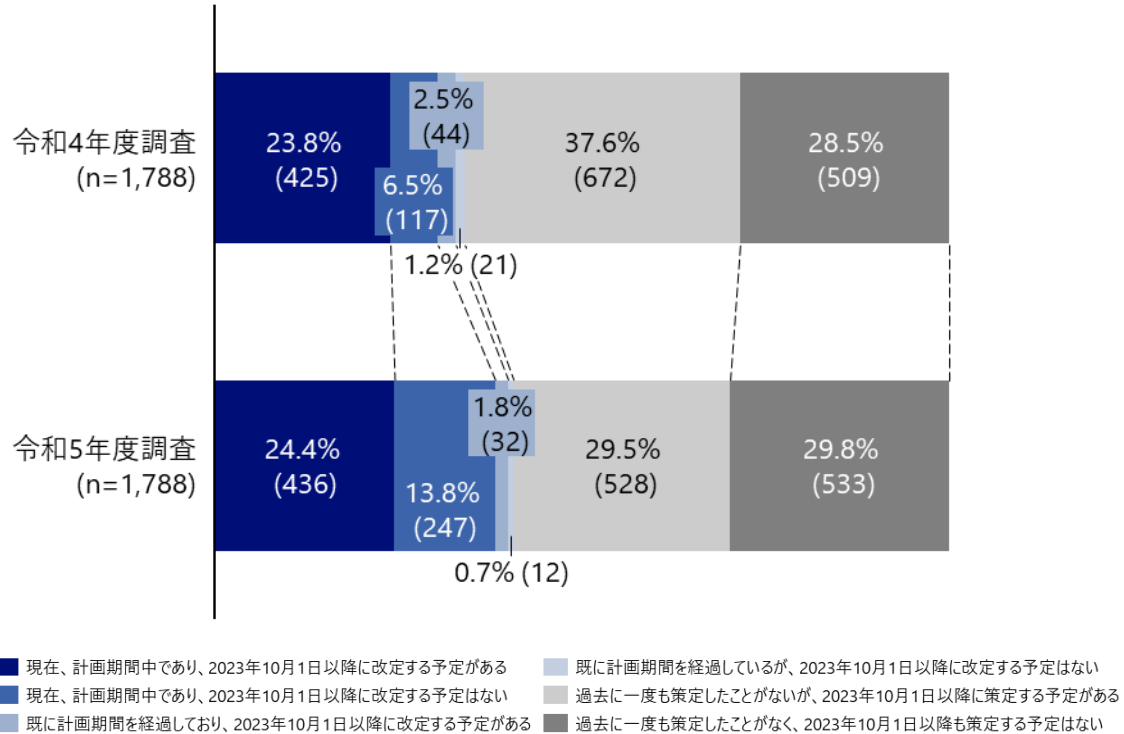
※今年度調査で回答の無かった団体については、昨年度調査における回答結果を元に集計

図表 93 令和5年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況



	過去に一度も策定したことがなく、2023年10月1日以降も策定する予定はない	過去に一度も策定したことがないが、2023年10月1日以降に策定する予定がある	現在、計画期間中であり、2023年10月1日以降に改定する予定はない	現在、計画期間中であり、2023年10月1日以降に改定する予定がある	既に計画期間を経過しているが、2023年10月1日以降に改定する予定はない	既に計画期間を経過しており、2023年10月1日以降に改定する予定がある	合計
全体	533	528	247	436	12	32	1,788
比率	29.8	29.5	13.8	24.4	0.7	1.8	

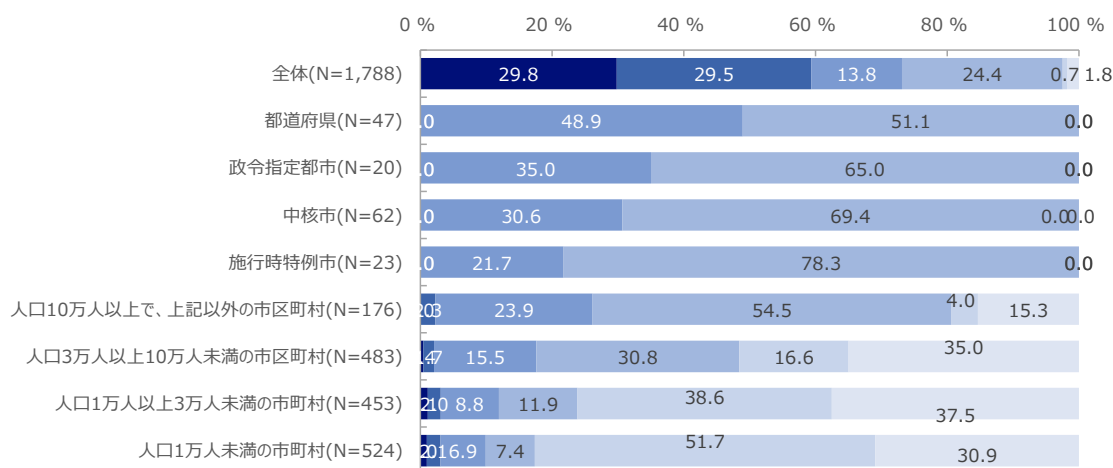
図表 94 区域施策編の策定・改定状況
【昨年度調査との比較】



地方公共団体の区分別に見ると、策定義務のある団体（都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市）は、全ての団体が計画を策定済みとなっている。ただし、中核市で2団体、計画期間を経過した“未改定団体”が存在する。

策定義務のない団体のうち、人口10万人以上の市区町村の80.7%、人口3万人以上10万人未満の市区町村の48.4%、人口1万人以上3万人未満の市町村の23.8%、人口1万人未満の市町村の17.4%が計画を策定している。

図表 95 令和5年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況
【団体区分別】



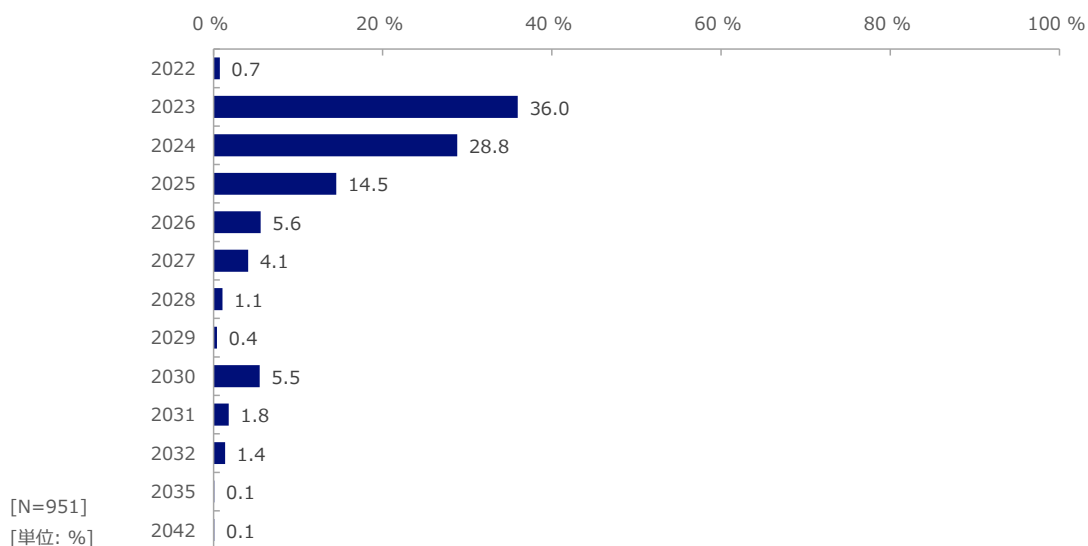
■ 過去に一度も策定したことがなく、2022年12月1日以降も策定する予定はない
■ 過去に一度も策定したことがないが、2022年12月1日以降に策定する予定がある
■ 現在、計画期間中であり、2022年12月1日以降に改定する予定はない
■ 現在、計画期間中であり、2022年12月1日以降に改定する予定がある
■ 既に計画期間を超過しているが、2022年12月1日以降に改定する予定はない
■ 既に計画期間を超過しており、2022年12月1日以降に改定する予定がある

回答数	過去に一度も策定したことがなく、2022年12月1日以降も策定する予定はない	過去に一度も策定したことがないが、2022年12月1日以降に策定する予定がある	現在、計画期間中であり、2022年12月1日以降に改定する予定はない	現在、計画期間中であり、2022年12月1日以降に改定する予定がある	既に計画期間を超過しているが、2022年12月1日以降に改定する予定はない	既に計画期間を超過しており、2022年12月1日以降に改定する予定がある	合計
全体	533	528	247	436	12	32	1,788
都道府県	0	0	23	24	0	0	47
政令指定都市	0	0	7	13	0	0	20
中核市	0	0	19	43	0	0	62
施行時特例市	0	0	5	18	0	0	23
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	4	42	96	7	27	176
人口3万人以上10万人未満の市区町村	2	8	75	149	80	169	483
人口1万人以上3万人未満の市町村	5	9	40	54	175	170	453
人口1万人未満の市町村	5	11	36	39	271	162	524
比率 (%)	29.8	29.5	13.8	24.4	0.7	1.8	
都道府県(N=47)	0.0	0.0	48.9	51.1	0.0	0.0	
政令指定都市(N=20)	0.0	0.0	35.0	65.0	0.0	0.0	
中核市(N=62)	0.0	0.0	30.6	69.4	0.0	0.0	
施行時特例市(N=23)	0.0	0.0	21.7	78.3	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=176)	0.0	2.3	23.9	54.5	4.0	15.3	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=483)	0.4	1.7	15.5	30.8	16.6	35.0	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=453)	1.1	2.0	8.8	11.9	38.6	37.5	
人口1万人未満の市町村(N=524)	1.0	2.1	6.9	7.4	51.7	30.9	

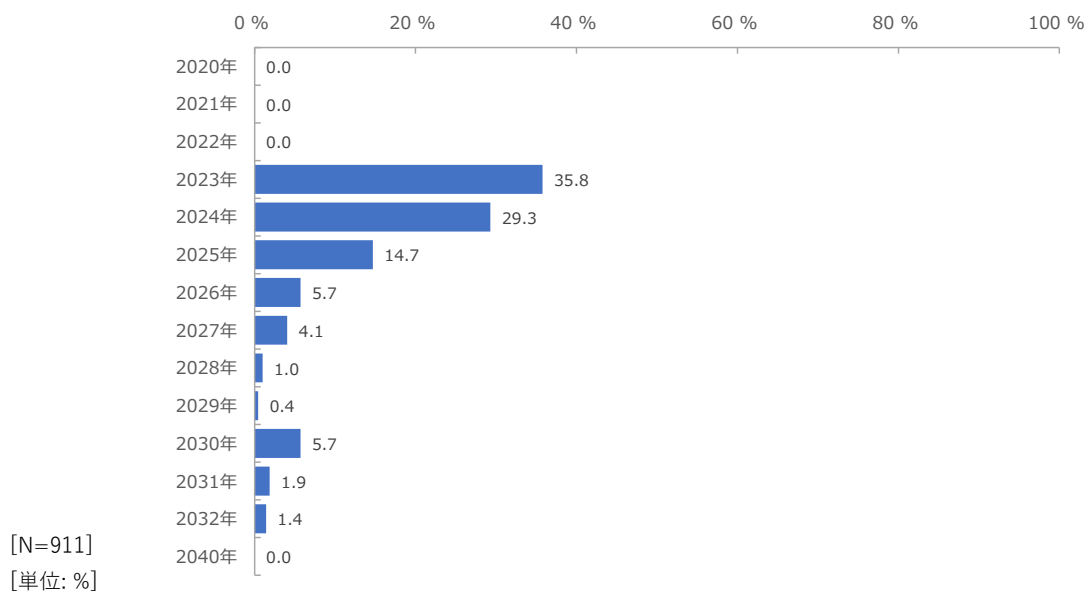
①区域施策編の策定・改定予定年度 <Q2-1(1)>

区域施策編の策定・改定を予定している団体において、その予定年度は、「2023年」(36.0%)が最も高く、次いで「2024年」(28.8%)、「2025年」(14.5%)と続く。

図表 96 区域施策編の策定・改定予定年度



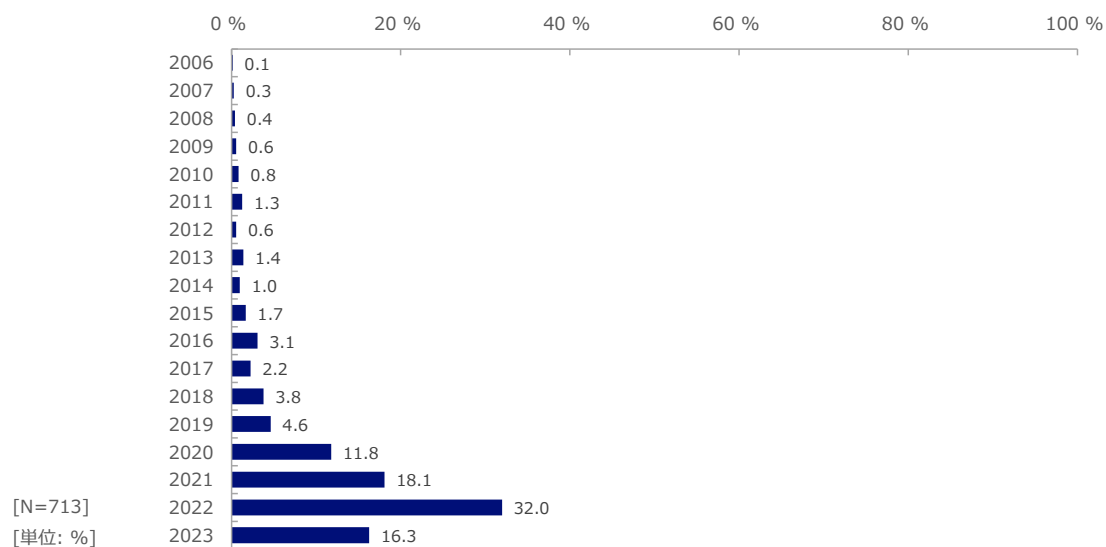
図表 97 区域施策編の策定・改定予定年度【基礎自治体】



②区域施策編の策定・最終改定年度及びその計画期間<Q2-1(1)②>

区域施策編を策定済みの団体において、その策定・最終改定年度は、「2022年」(32.0%)、「2021年」(18.1%)が最も高く、またその前後に集中している。

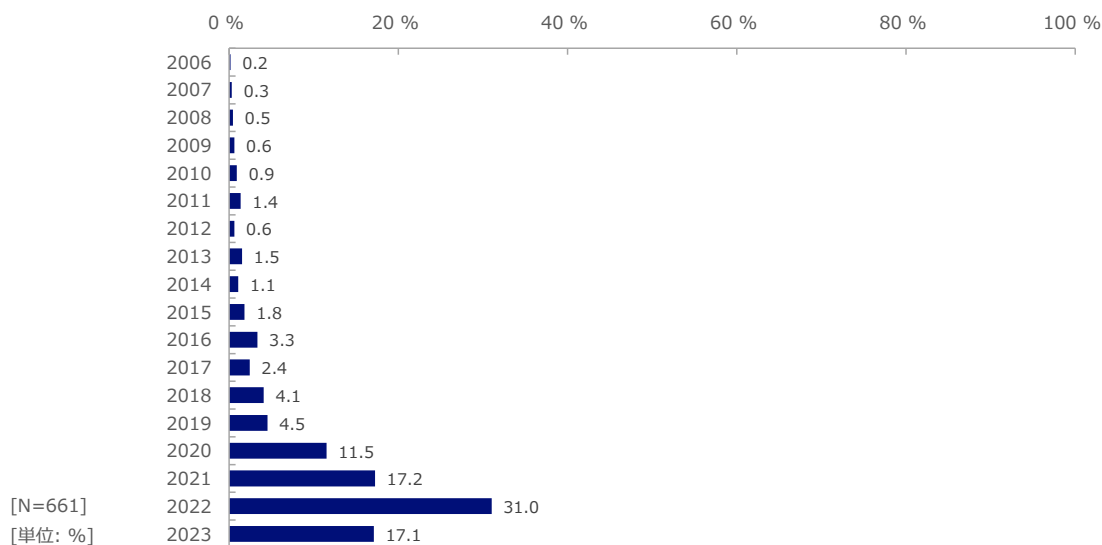
図表 98 区域施策編の策定・最終改定年度



	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
全体	1	2	3	4	6	9	4	10	7
比率 (%)	0.1	0.3	0.4	0.6	0.8	1.3	0.6	1.4	1.0

2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	合計
12	22	16	27	33	84	129	228	116	713
1.7	3.1	2.2	3.8	4.6	11.8	18.1	32.0	16.3	

図表 99 区域施策編の策定・最終改定年度【基礎自治体】

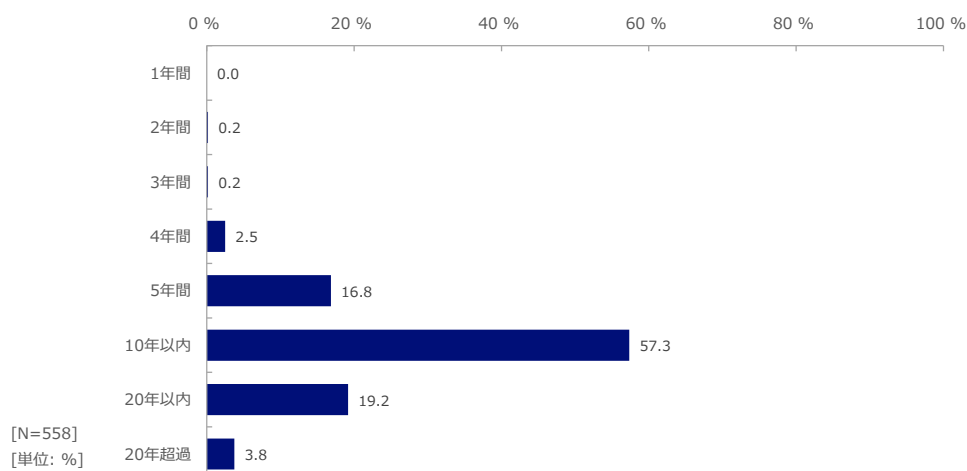


	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
全体	1	2	3	4	6	9	4	10	7
比率 (%)	0.2	0.3	0.5	0.6	0.9	1.4	0.6	1.5	1.1

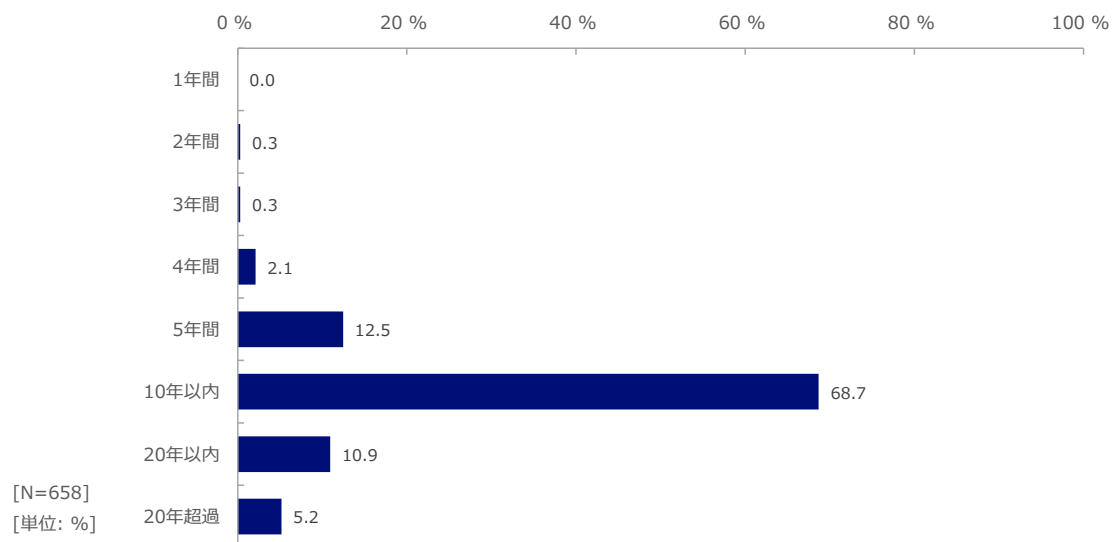
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	合計
全体	12	22	16	27	30	76	114	205	113	661
比率 (%)	1.8	3.3	2.4	4.1	4.5	11.5	17.2	31.0	17.1	

また、当初策定した区域施策編の計画期間は、「10年以内」(57.3%)、「20年以内」(19.2%)が多い。

図表 100 当初策定した区域施策編の計画期間



図表 101 区域施策編の計画期間【基礎自治体】



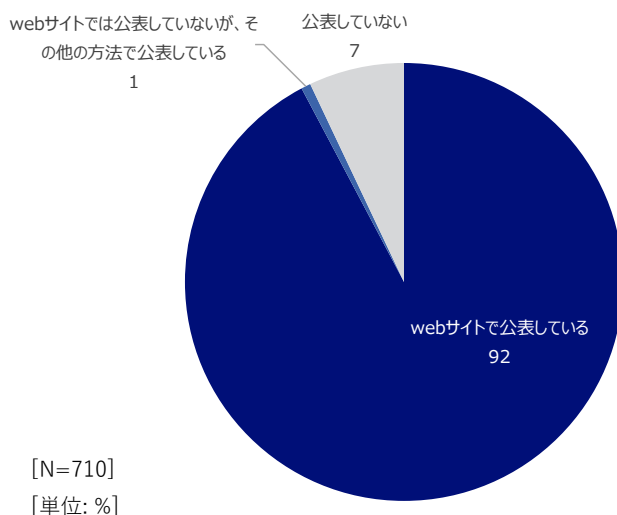
	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間	10年以内	20年以内	20年超過	合計
全体	0	2	2	14	82	452	72	34	658
比率 (%)	0.0	0.3	0.3	2.1	12.5	68.7	10.9	5.2	

2) 区域施策編の公表状況<Q2-1(2)>

都道府県・市区町村において、区域施策編を策定済みの団体のうち、当該計画を公表している団体は93.0%で、7.0%の団体は公表に至っていない。

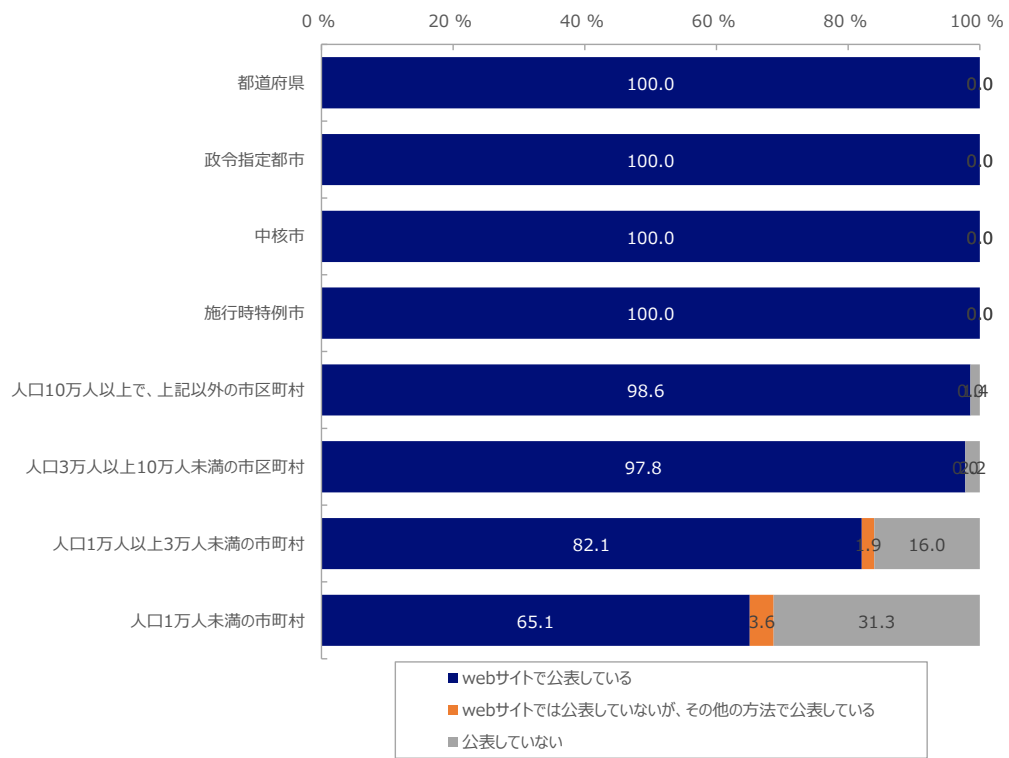
施行時特例市以上の団体は公表率100%。

図表 102 区域施策編の公表状況



	webサイトで公表している	webサイトでは公表していないが、その他の方法で公表している	公表していない	合計
全体	655	5	50	710
比率 (%)	92	1	7	

図表 103 区域施策編の公表状況【団体区分別】

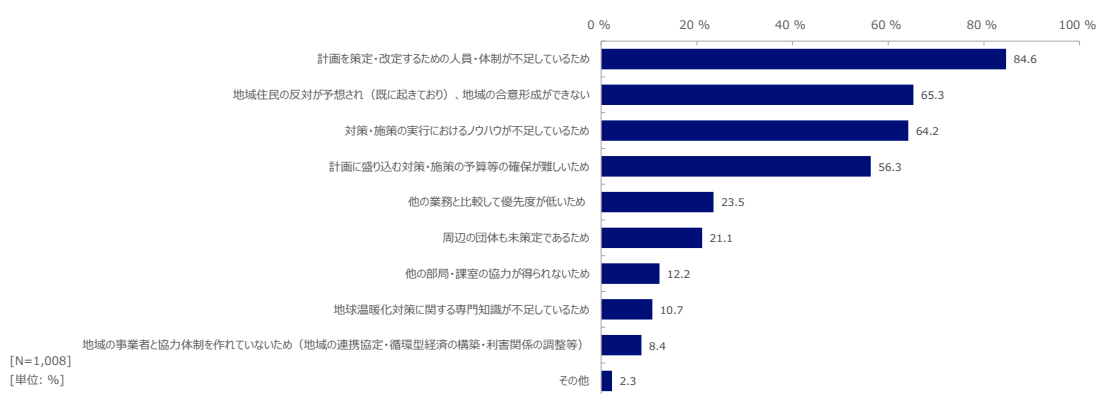


3) 区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由

<Q2-1(3)>

策定義務のない団体のうち、区域施策編を未策定・未改定の団体において、その理由としては、「計画を策定・改定するための人員・体制が不足しているため」(84.6%)が最も高く、次いで「地域住民の反対が予想され(既に起きており)、地域の合意形成ができない」(65.3%)、「対策・施策の実行におけるノウハウが不足しているため」(64.2%)と続く。

図表 104 区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由

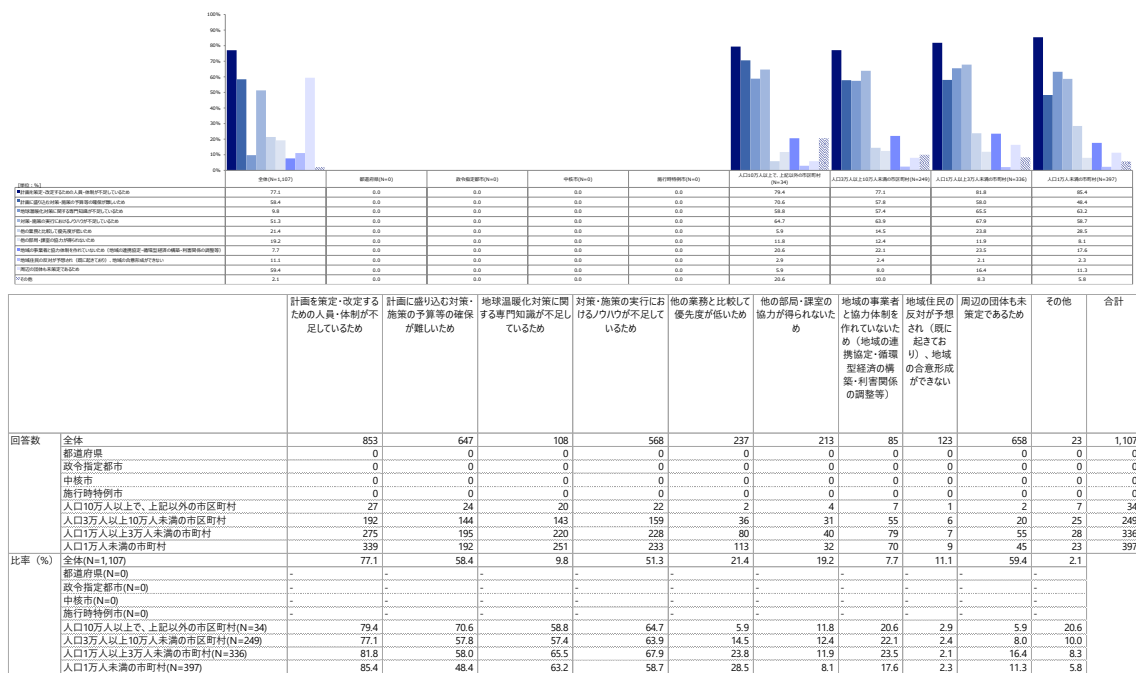


	計画を策定・改定するための人員・体制が不足しているため	対策・施策の実行におけるノウハウが不足しているため	地球温暖化対策に関する専門知識が不足しているため	計画に盛り込む対策・施策の予算等の確保が難しいため	他の業務と比較して優先度が低い	周辺の団体も未策定であるため	地域の事業者と協力体制を作れていないため(地域の連携協定・循環型経済の構築・利害関係の調整等)	他の部局・課室の協力が得られないため	地域住民の反対が予想され(既に起きており)、地域の合意形成ができない	その他	合計
全体	853	647	108	568	237	213	85	123	658	23	1,008
比率	84.6	64.2	10.7	56.3	23.5	21.1	8.4	12.2	65.3	2.3	

地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「計画を策定・改定するための人員が不足しているため」が最も多い。

人口規模が小さくなるほど、「地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため」を選択する割合が高くなる傾向が見られる。

図表 105 区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由【団体区分別】

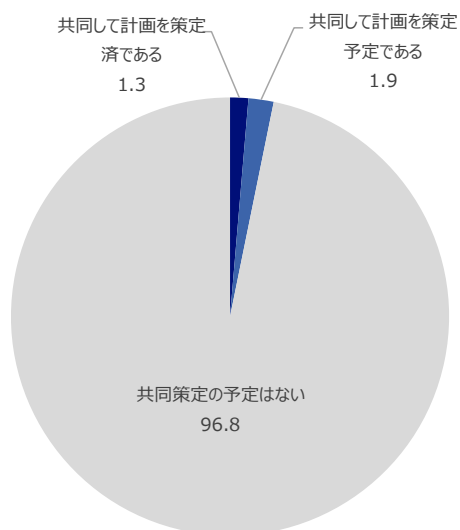


4) 区域施策編の共同策定の検討状況 <Q2-1(4)>

都道府県・市区町村における区域施策編の共同策定の検討状況としては、「共同策定の予定はない」(96.8%)が最も高く、次いで「共同して計画を策定予定である」(1.9%)、「共同して計画を策定済である」(1.3%)と続く。

策定済又は策定予定(2023年度以降含む)の団体は3.2%である。

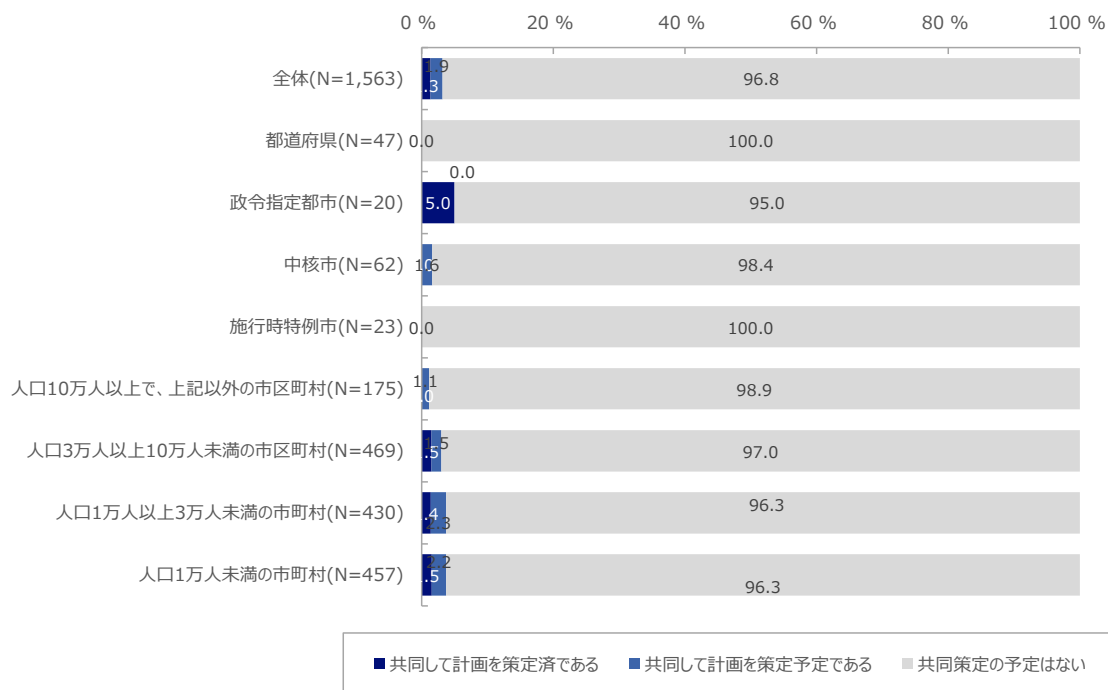
図表 106 区域施策編の共同策定の検討状況



[N=1,563]
[単位: %]

	共同して計画を策定済である	共同して計画を策定予定である	共同策定の予定はない	合計
全体	21	29	1,513	1,563
比率	1.3	1.9	96.8	

図表 107 区域施策編の共同策定の検討状況【団体区分別】



		共同して計画を策定済である	共同して計画を策定予定である	共同策定の予定はない	合計
回答数	全体	21	29	1,513	1,563
	都道府県	0	0	47	47
	政令指定都市	1	0	19	20
	中核市	0	1	61	62
	施行時特例市	0	0	23	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	2	173	175
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	7	7	455	469
	人口1万人以上3万人未満の市町村	6	10	414	430
	人口1万人未満の市町村	7	10	440	457
比率 (%)	全体(N=1,563)	1.3	1.9	96.8	
	都道府県(N=47)	0.0	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=20)	5.0	0.0	95.0	
	中核市(N=62)	0.0	1.6	98.4	
	施行時特例市(N=23)	0.0	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=175)	0.0	1.1	98.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=469)	1.5	1.5	97.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=430)	1.4	2.3	96.3	
	人口1万人未満の市町村(N=457)	1.5	2.2	96.3	

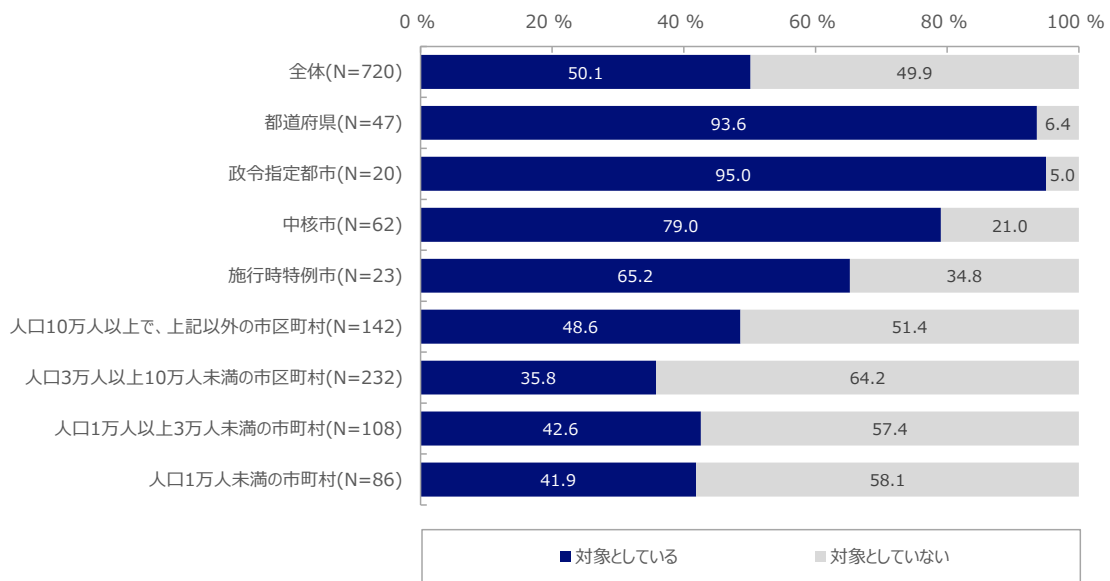
(2) 実行計画（区域施策編）の目標設定と対象 <Q2-2>

1) 実行計画（区域施策編）の算定対象（エネルギー起源 CO₂ 以外） <Q2-2(1)>

①燃料の燃焼分野

区域施策編を策定済みの団体において、燃料の燃焼分野を「対象としている」と回答した団体は全体の 50.1%である。人口規模が小さい団体では、「対象としている」と回答した団体の割合が低い傾向がある。

図表 108 区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO₂ 以外）
(1)燃料の燃焼分野【団体区分別】

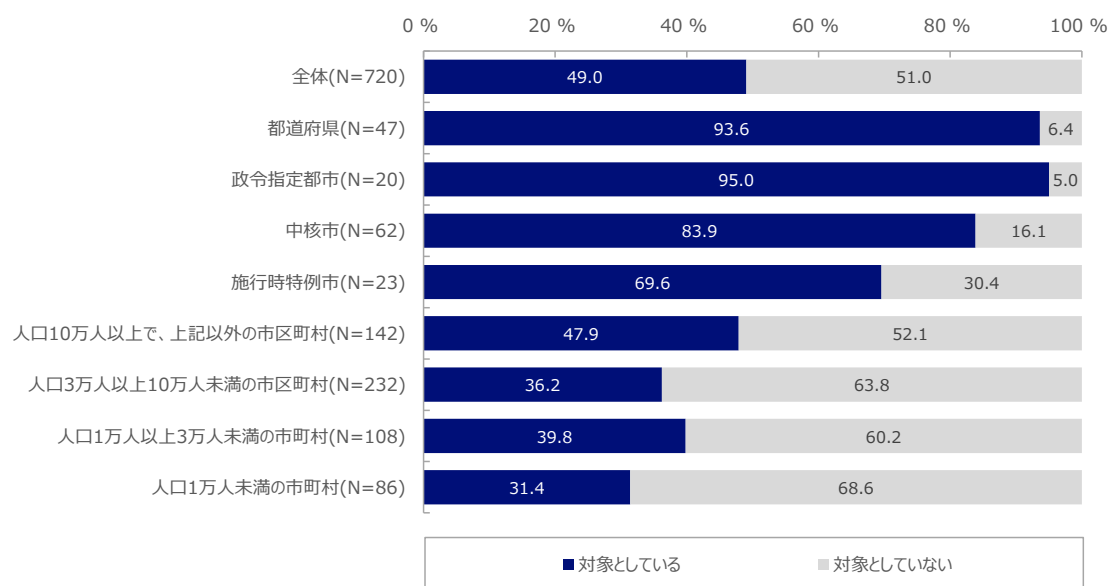


		対象としている	対象としていない	合計
回答数	全体	361	359	720
	都道府県	44	3	47
	政令指定都市	19	1	20
	中核市	49	13	62
	施行時特例市	15	8	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	69	73	142
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	83	149	232
	人口1万人以上3万人未満の市町村	46	62	108
	人口1万人未満の市町村	36	50	86
比率 (%)	全体(N=720)	50.1	49.9	
	都道府県(N=47)	93.6	6.4	
	政令指定都市(N=20)	95.0	5.0	
	中核市(N=62)	79.0	21.0	
	施行時特例市(N=23)	65.2	34.8	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=142)	48.6	51.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=232)	35.8	64.2	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=108)	42.6	57.4	
	人口1万人未満の市町村(N=86)	41.9	58.1	

②工業プロセス分野

区域施策編を策定済みの団体において、工業プロセス分野を「対象としている」と回答した団体は全体の49.0%である。人口規模が小さくなるほど、「対象としている」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

図表 109 区域施策編の算定対象（エネルギー起源CO₂以外）
 (2)工業プロセス分野【団体区分別】

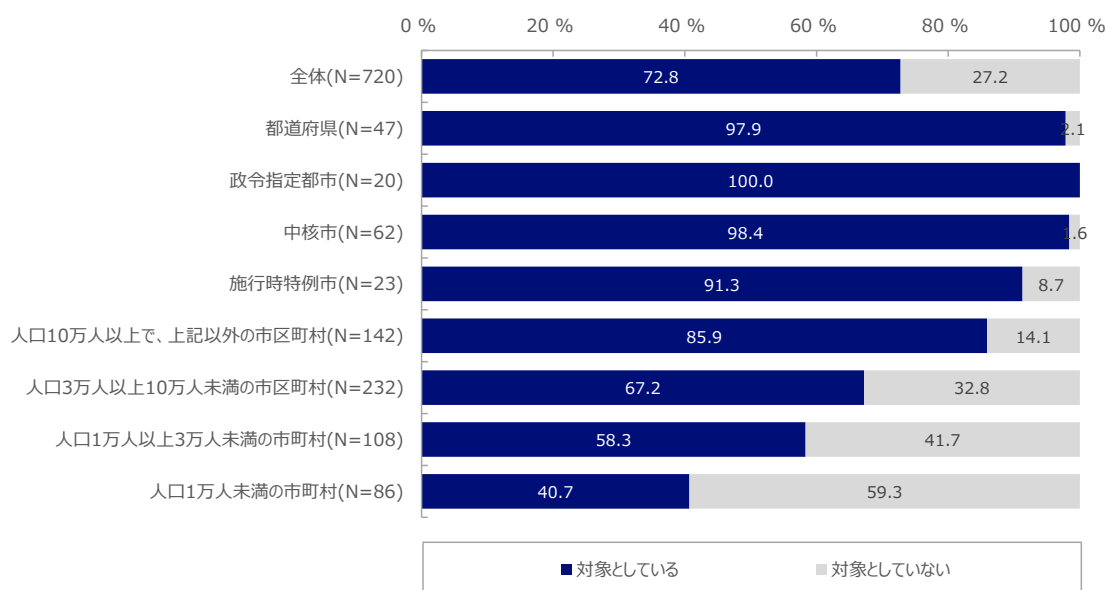


		対象としている	対象としていない	合計
回答数	全体	353	367	720
	都道府県	44	3	47
	政令指定都市	19	1	20
	中核市	52	10	62
	施行時特例市	16	7	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	68	74	142
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	84	148	232
	人口1万人以上3万人未満の市町村	43	65	108
	人口1万人未満の市町村	27	59	86
比率 (%)	全体(N=720)	49.0	51.0	
	都道府県(N=47)	93.6	6.4	
	政令指定都市(N=20)	95.0	5.0	
	中核市(N=62)	83.9	16.1	
	施行時特例市(N=23)	69.6	30.4	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=142)	47.9	52.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=232)	36.2	63.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=108)	39.8	60.2	
	人口1万人未満の市町村(N=86)	31.4	68.6	

③農業分野

区域施策編を策定済みの団体において、農業分野を「対象としている」と回答した団体は全体の72.8%である。人口規模が小さくなるほど、「対象としている」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

図表 110 区域施策編の算定対象（エネルギー起源CO₂以外）
 (3)農業分野【団体区分別】

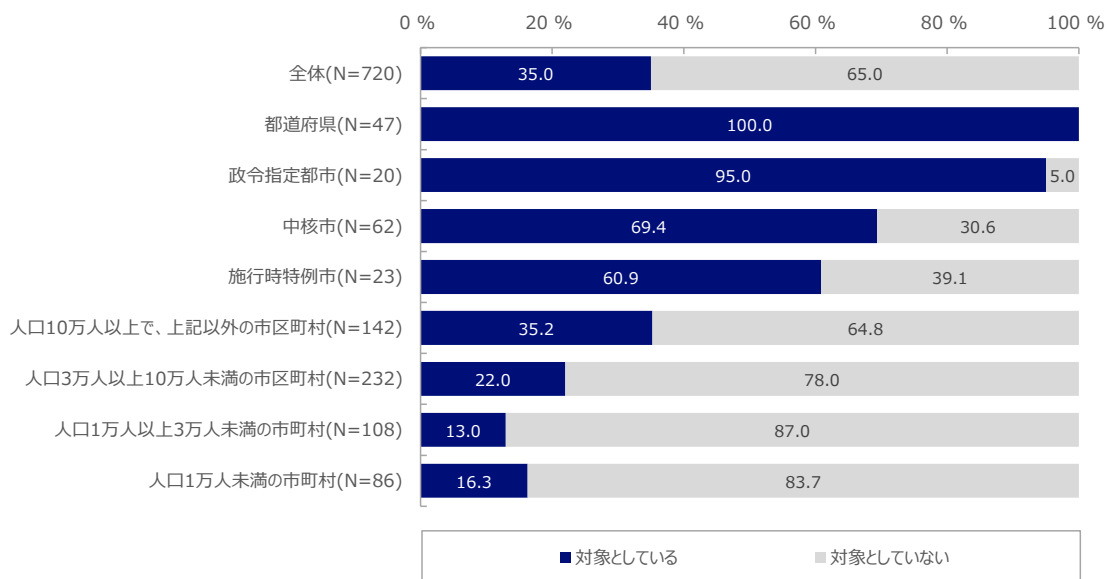


		対象としている	対象としていない	合計
回答数	全体	524	196	720
	都道府県	46	1	47
	政令指定都市	20	0	20
	中核市	61	1	62
	施行時特例市	21	2	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	122	20	142
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	156	76	232
	人口1万人以上3万人未満の市町村	63	45	108
	人口1万人未満の市町村	35	51	86
比率 (%)	全体(N=720)	72.8	27.2	
	都道府県(N=47)	97.9	2.1	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	
	中核市(N=62)	98.4	1.6	
	施行時特例市(N=23)	91.3	8.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=142)	85.9	14.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=232)	67.2	32.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=108)	58.3	41.7	
	人口1万人未満の市町村(N=86)	40.7	59.3	

④廃棄物分野

区域施策編を策定済みの団体において、廃棄物分野を「対象としている」と回答した団体は全体の35.0%である。人口規模が小さくなるほど、「対象としている」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

図表 111 区域施策編の算定対象（エネルギー起源CO₂以外）
（4）廃棄物分野【団体区分別】

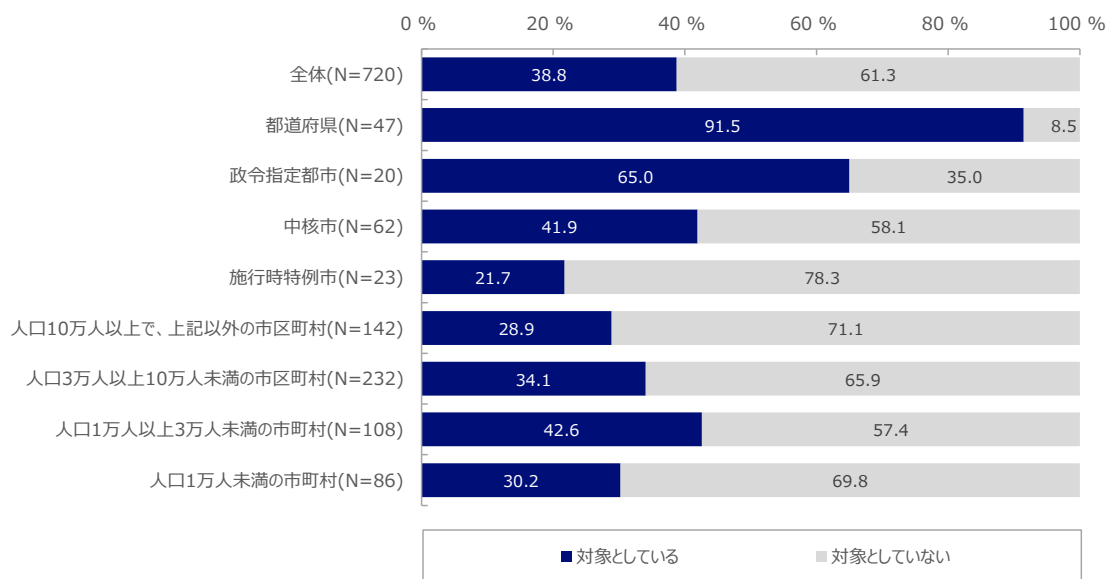


		対象としている	対象としていない	合計
回答数	全体	252	468	720
	都道府県	47	0	47
	政令指定都市	19	1	20
	中核市	43	19	62
	施行時特例市	14	9	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	50	92	142
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	51	181	232
	人口1万人以上3万人未満の市町村	14	94	108
	人口1万人未満の市町村	14	72	86
比率 (%)	全体(N=720)	35.0	65.0	
	都道府県(N=47)	100.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	95.0	5.0	
	中核市(N=62)	69.4	30.6	
	施行時特例市(N=23)	60.9	39.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=142)	35.2	64.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=232)	22.0	78.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=108)	13.0	87.0	
	人口1万人未満の市町村(N=86)	16.3	83.7	

⑤代替フロン等4ガス分野

区域施策編を策定済みの団体において、代替フロン等4ガス分野を「対象としている」と回答した団体は全体の38.8%である。人口規模が小さくなるほど、「対象としている」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

図表 112 区域施策編の算定対象（エネルギー起源CO₂以外）
 (5)代替フロン等4ガス分野【団体区分別】

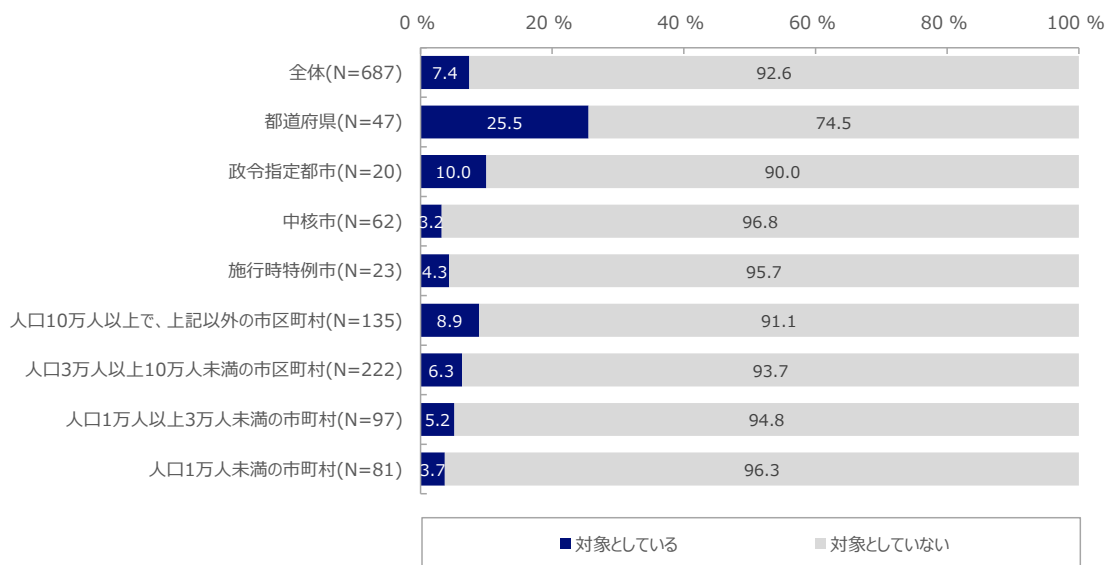


		対象としている	対象としていない	合計
回答数	全体	279	441	720
	都道府県	43	4	47
	政令指定都市	13	7	20
	中核市	26	36	62
	施行時特例市	5	18	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	41	101	142
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	79	153	232
	人口1万人以上3万人未満の市町村	46	62	108
	人口1万人未満の市町村	26	60	86
比率 (%)	全体(N=720)	38.8	61.3	
	都道府県(N=47)	91.5	8.5	
	政令指定都市(N=20)	65.0	35.0	
	中核市(N=62)	41.9	58.1	
	施行時特例市(N=23)	21.7	78.3	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=142)	28.9	71.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=232)	34.1	65.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=108)	42.6	57.4	
	人口1万人未満の市町村(N=86)	30.2	69.8	

⑥森林等の吸収源

区域施策編を策定済みの団体において、森林等の吸収源を「対象としている」と回答した団体は全体の7.4%である。都道府県に比べて市区町村では、森林等の吸収源を対象としている団体の割合は低い。

図表 113 区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO₂ 以外）
 (6)森林等の吸収源【団体区分別】

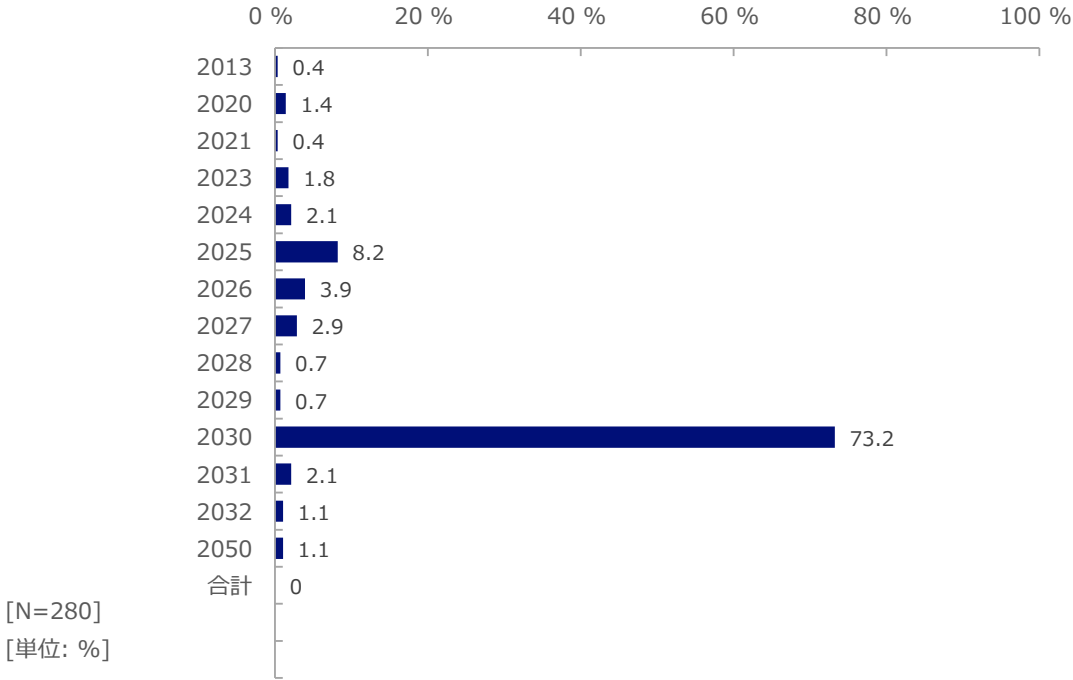


		対象としている	対象としていない	合計
回答数	全体	51	636	687
	都道府県	12	35	47
	政令指定都市	2	18	20
	中核市	2	60	62
	施行時特例市	1	22	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	12	123	135
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	14	208	222
	人口1万人以上3万人未満の市町村	5	92	97
	人口1万人未満の市町村	3	78	81
比率 (%)	全体(N=687)	7.4	92.6	
	都道府県(N=47)	25.5	74.5	
	政令指定都市(N=20)	10.0	90.0	
	中核市(N=62)	3.2	96.8	
	施行時特例市(N=23)	4.3	95.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=135)	8.9	91.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=222)	6.3	93.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=97)	5.2	94.8	
	人口1万人未満の市町村(N=81)	3.7	96.3	

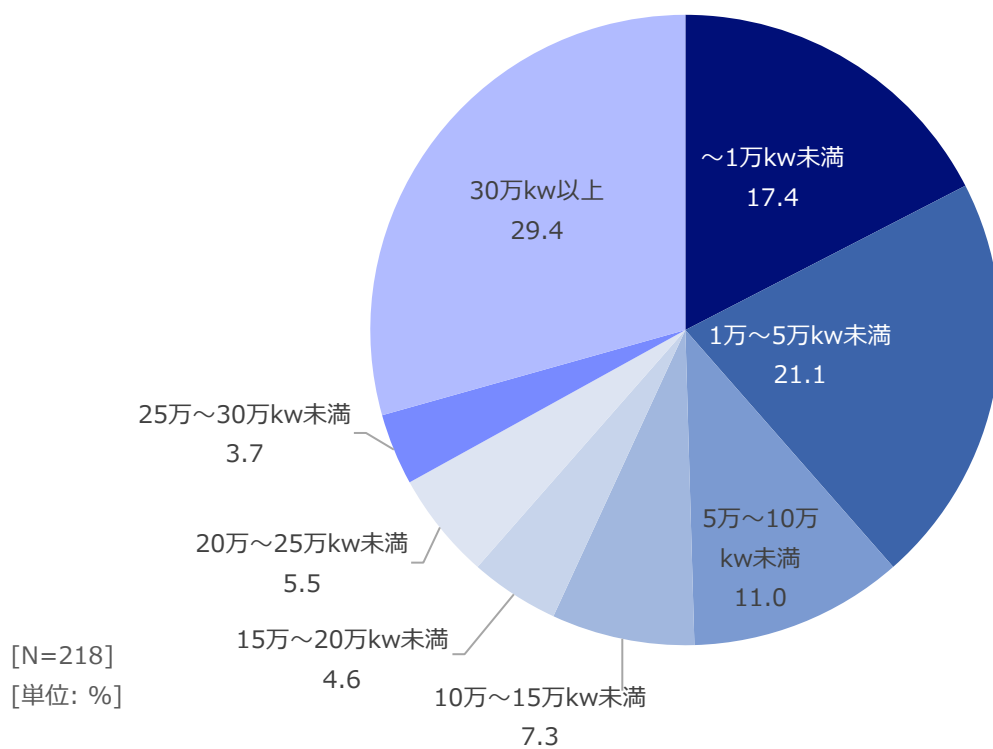
2) 実行計画（区域施策編）における再生可能エネルギー導入目標<Q2-2(2)>

区域施策編を策定済みで、かつ再エネ導入量目標（区域の再エネの導入量の目標）を設定している団体における目標年度は、2030年が最も多く、2025年、2026年と続く。

図表 114 再生可能エネルギー導入目標量：目標年度

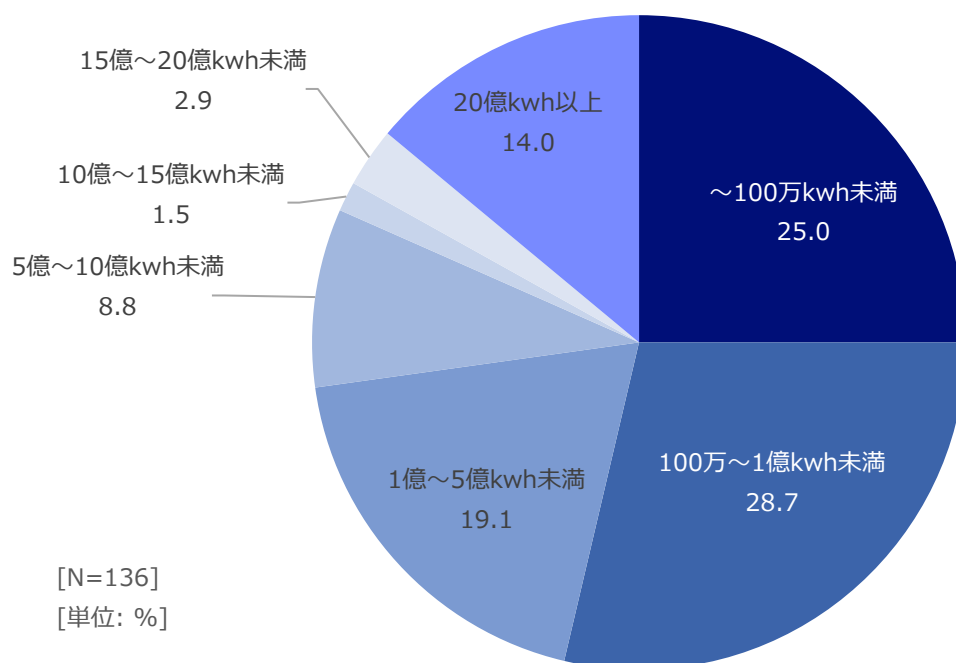


図表 115 再生可能エネルギー導入目標量：設備容量 (kW)



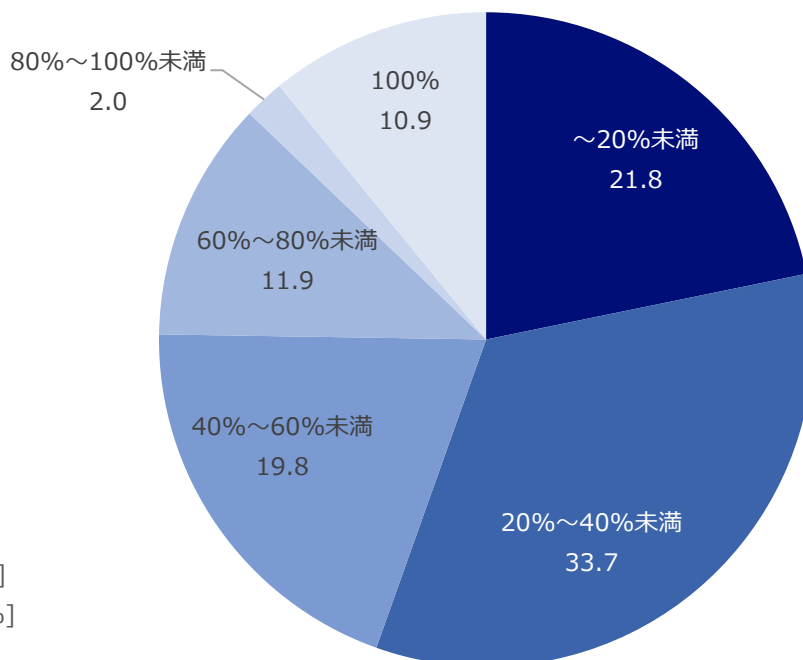
	~1万kW未満	1万~5万kW未満	5万~10万kW未満	10万~15万kW未満	15万~20万kW未満	20万~25万kW未満	25万~30万kW未満	30万kW以上	合計
全体	38	46	24	16	10	12	8	64	218
比率 (%)	17.4	21.1	11.0	7.3	4.6	5.5	3.7	29.4	

図表 116 再生可能エネルギー導入目標量：再生可能エネルギーの発電電力量 (kWh)



	~100万kwh未 満	100万~1億kwh 未満	1億~5億kwh未 満	5億~10億kwh 未満	10億~15億kwh 未満	15億~20億kwh 未満	20億kwh以上	合計
全体	34	39	26	12	2	4	19	136
比率 (%)	25.0	28.7	19.1	8.8	1.5	2.9	14.0	

図表 117 再生可能エネルギー導入目標量：エネルギー消費量に占める再生可能エネルギー比率 (%)



[N=101]
[単位: %]

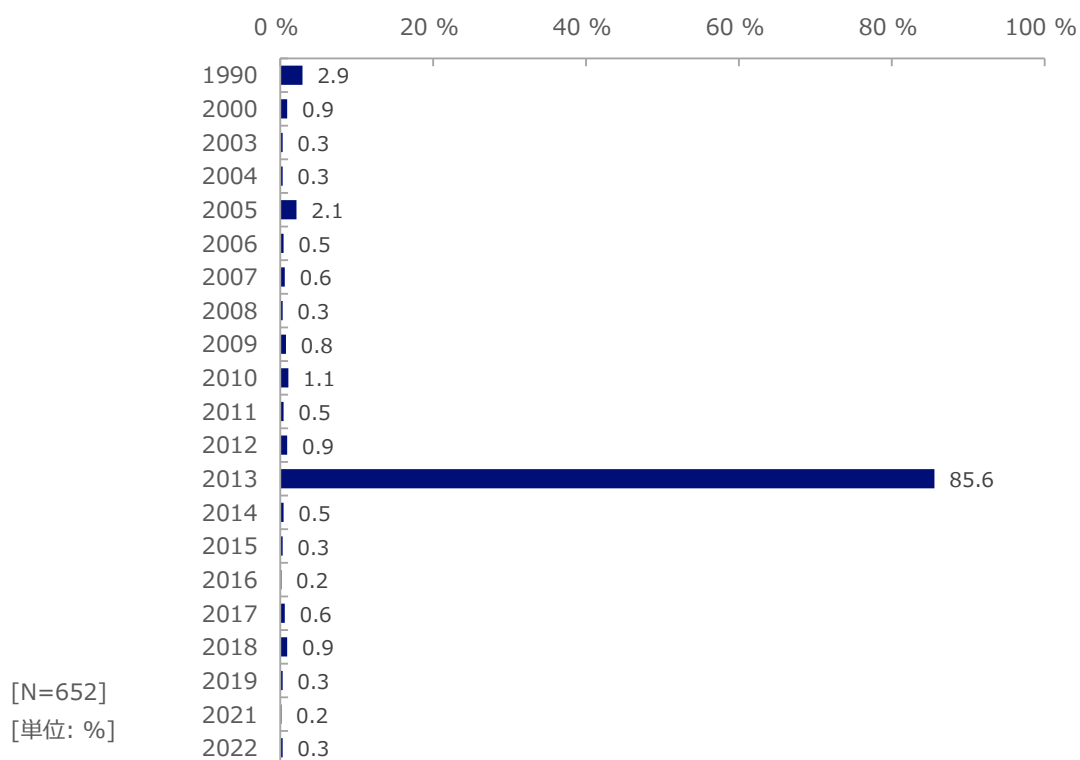
	~20%未満	20%~40%未満	40%~60%未満	60%~80%未満	80%~100%未満	100%	合計
全体	22	34	20	12	2	11	101
比率 (%)	21.8	33.7	19.8	11.9	2.0	10.9	

3) 区域施策編における基準年度・排出量 <Q2-2(3)>

①区域施策編における基準年度

区域施策編を策定済みの団体において、その基準年度は、「2013年」(85.6%)が最も多く、次いで「1990年」(2.9%)が多い。

図表 118 区域施策編における基準年度



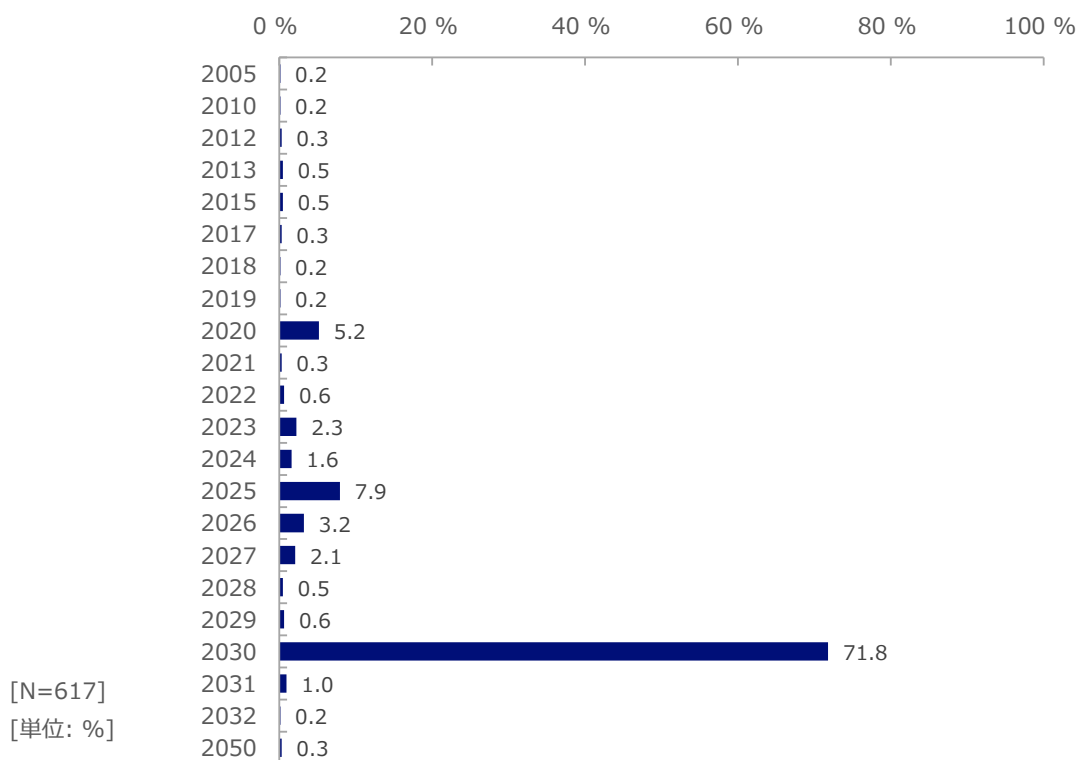
	1990	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
全体	19	6	2	2	14	3	4	2	5	7	3
比率 (%)	2.9	0.9	0.3	0.3	2.1	0.5	0.6	0.3	0.8	1.1	0.5

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2021	2022	合計
全体	6	558	3	2	1	4	6	2	1	2	652
比率 (%)	0.9	85.6	0.5	0.3	0.2	0.6	0.9	0.3	0.2	0.3	

区域施策編における目標年度

区域施策編を策定済みの団体において、その目標年度は、「2030年」(71.8%)が最も高い。

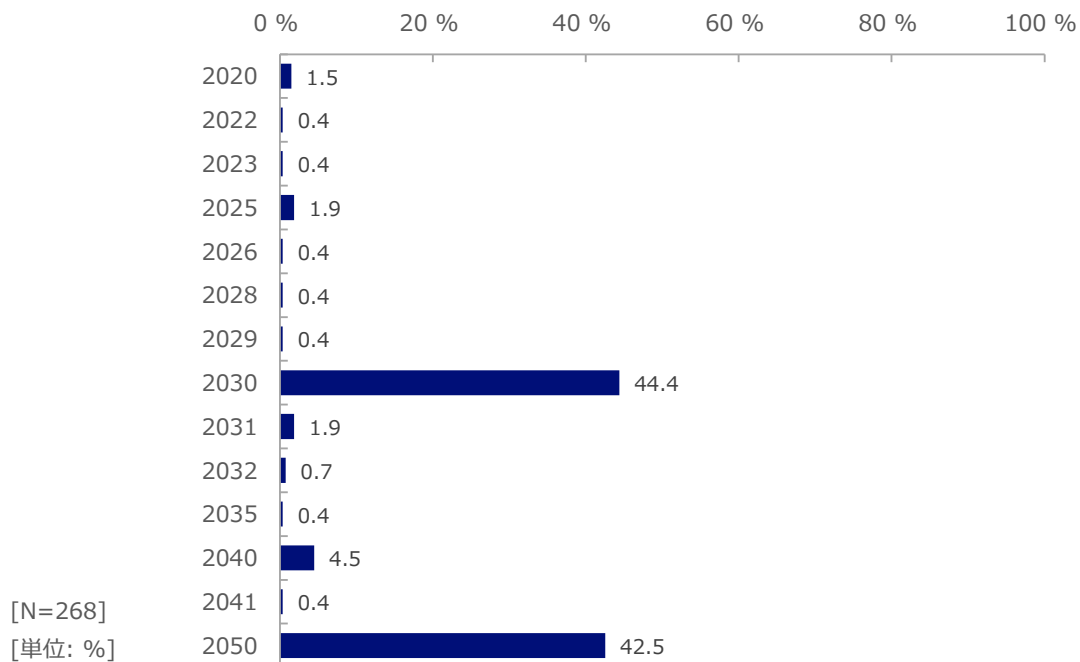
図表 119 区域施策編における目標年度①



	2005	2010	2012	2013	2015	2017	2018	2019	2020	2021	2022
全体	1	1	2	3	3	2	1	1	32	2	4
比率 (%)	0.2	0.2	0.3	0.5	0.5	0.3	0.2	0.2	5.2	0.3	0.6

	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2050	合計
全体	14	10	49	20	13	3	4	443	6	1	2	617
比率 (%)	2.3	1.6	7.9	3.2	2.1	0.5	0.6	71.8	1.0	0.2	0.3	

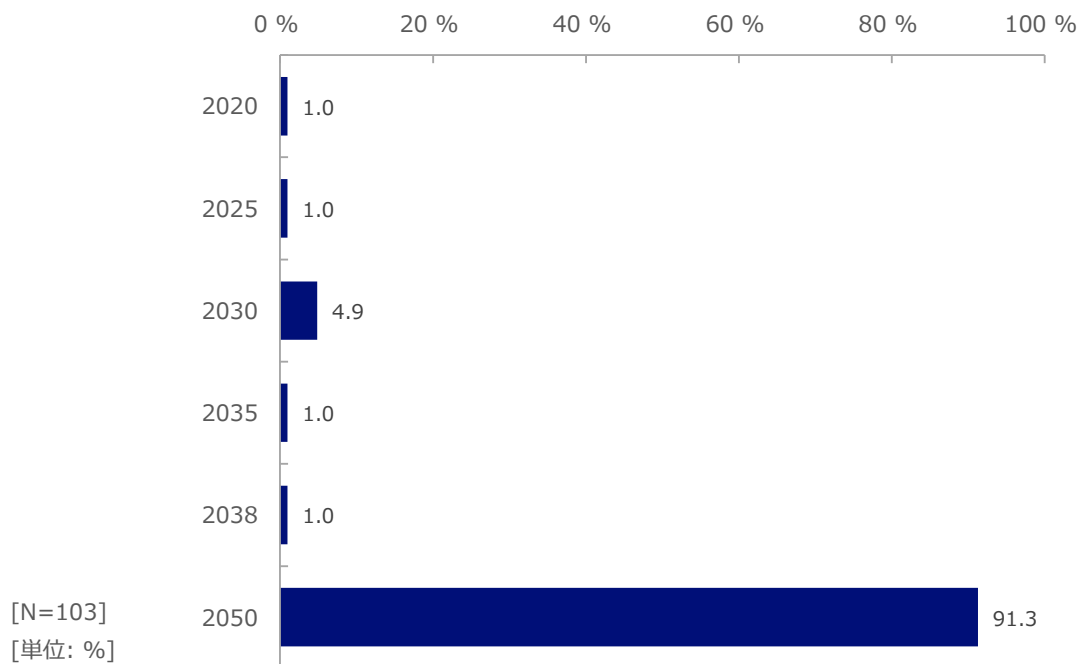
図表 120 区域施策編における目標年度②



	2020	2022	2023	2025	2026	2028	2029
全体	4	1	1	5	1	1	1
比率 (%)	1.5	0.4	0.4	1.9	0.4	0.4	0.4

	2030	2031	2032	2035	2040	2041	2050	合計
全体	119	5	2	1	12	1	114	268
比率 (%)	44.4	1.9	0.7	0.4	4.5	0.4	42.5	

図表 121 区域施策編における目標年度③



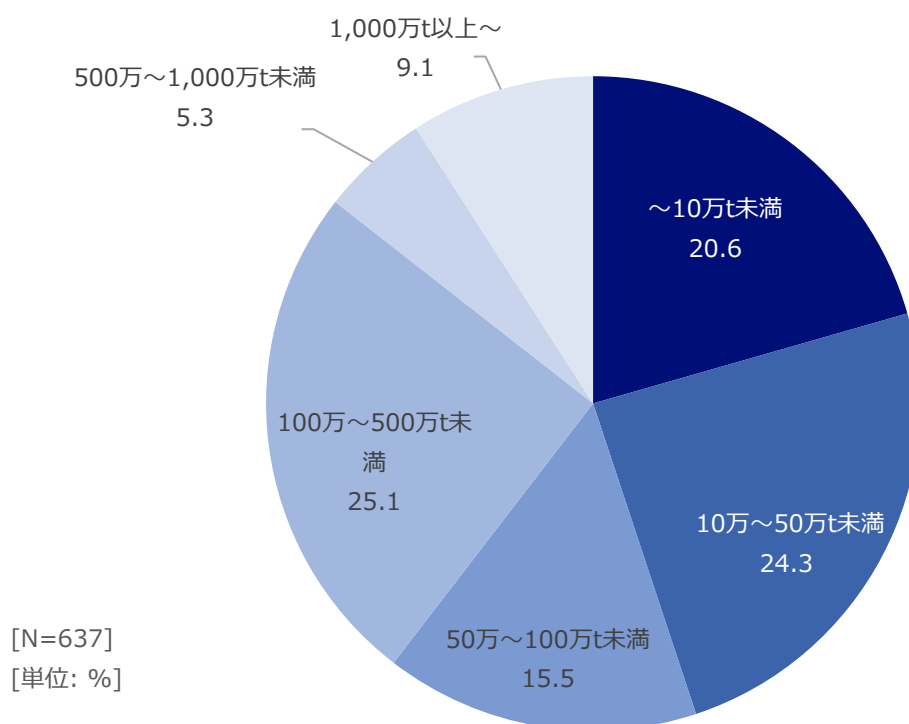
	2020	2025	2030	2035	2038	2050	合計
全体	1	1	5	1	1	94	103
比率 (%)	1.0	1.0	4.9	1.0	1.0	91.3	

②区域施策編における基準年度の排出量 <Q2-2(3)>

i) 総排出量

区域施策編を策定済みの団体において、基準年度の温室効果ガス排出量は、「100万～500万t未満」(25.1%)が最も高く、次いで「10万～50万t未満」(24.3%)、「～10万t未満」(20.6%)と続く。

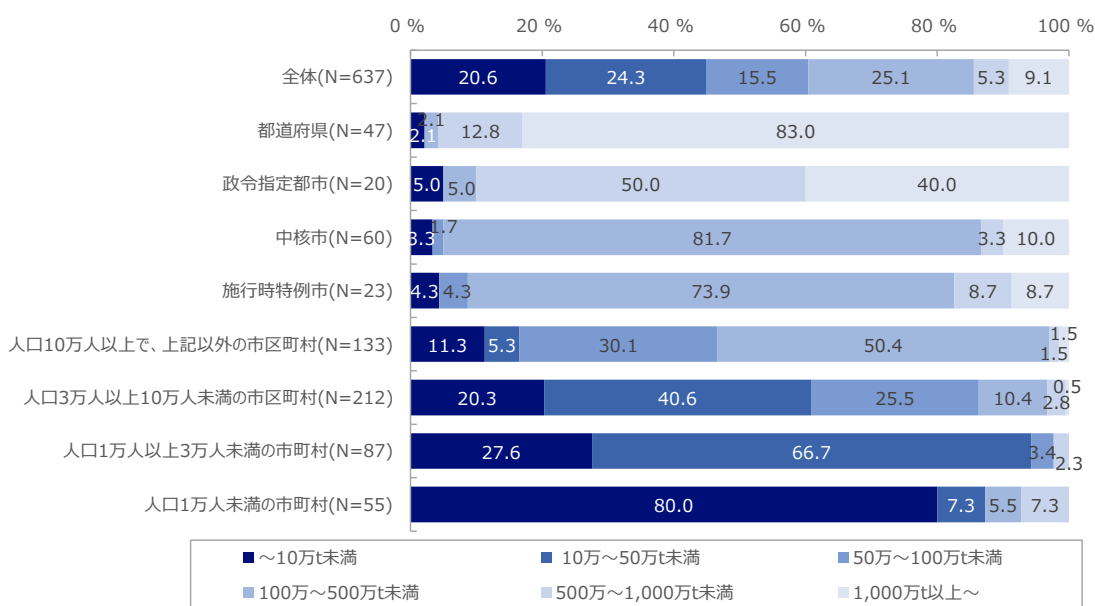
図表 122 区域施策編における基準年度の排出量



	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万以上～	合計
全体	131	155	99	160	34	58	637
比率 (%)	20.6	24.3	15.5	25.1	5.3	9.1	

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県・政令指定都市のような大規模団体では「1,000万t以上」、中核市、施行時特例市、人口10万人以上の市区町村では「100～500万t未満」、人口3万人以上10万人未満の市町村、人口1万人以上3万人未満の市町村では「10～50万t未満」、人口1万人未満の市町村では「10万t未満」が最も多く、おおよそ人口に比例している。

図表 123 区域施策編における基準年度の排出量【団体区分別】

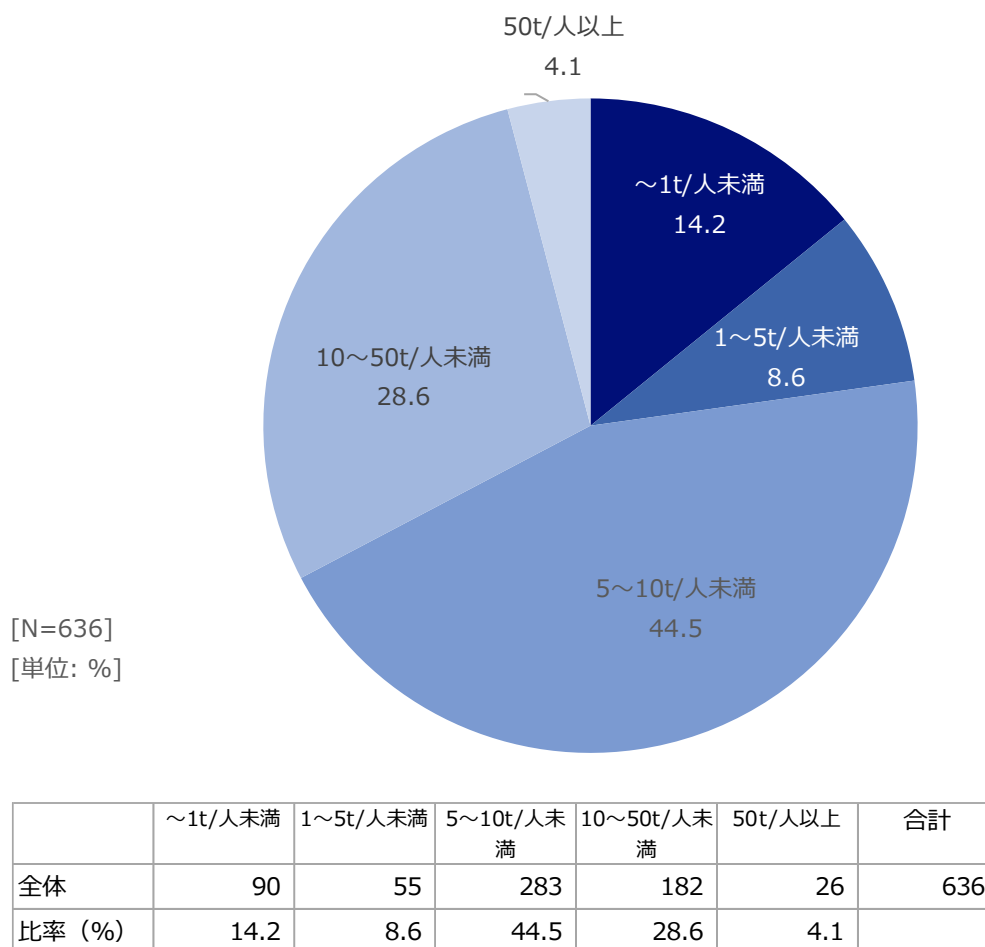


回答数	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	比率 (%)	全体(N=637)	都道府県(N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=60)	施行時特例市(N=23)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=133)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=212)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=87)	人口1万人未満の市町村(N=55)	合計
~10万t未満	131	1	1	2	1	15	43	24	44	20.6	20.6	2.1	5.0	3.3	4.3	11.3	20.3	27.6	80.0	131
10万～50万t未満	155	0	0	0	0	7	86	58	4	24.3	24.3	0.0	0.0	0.0	5.3	40.6	66.7	7.3	155	
50万～100万t未満	99	0	0	1	1	40	54	3	0	15.5	15.5	0.0	1.7	4.3	30.1	25.5	3.4	0.0	99	
100万～500万t未満	160	1	1	49	17	67	22	0	3	25.1	25.1	5.0	81.7	73.9	50.4	10.4	0.0	5.5	160	
500万～1,000万t未満	34	6	10	2	2	2	6	2	4	5.3	5.3	12.8	3.3	8.7	1.5	2.8	2.3	0.0	34	
1,000万t以上～	58	39	8	6	2	2	1	0	0	9.1	9.1	83.0	40.0	8.7	1.5	0.5	0.0	0.0	58	

ii) 人口1人当たり排出量

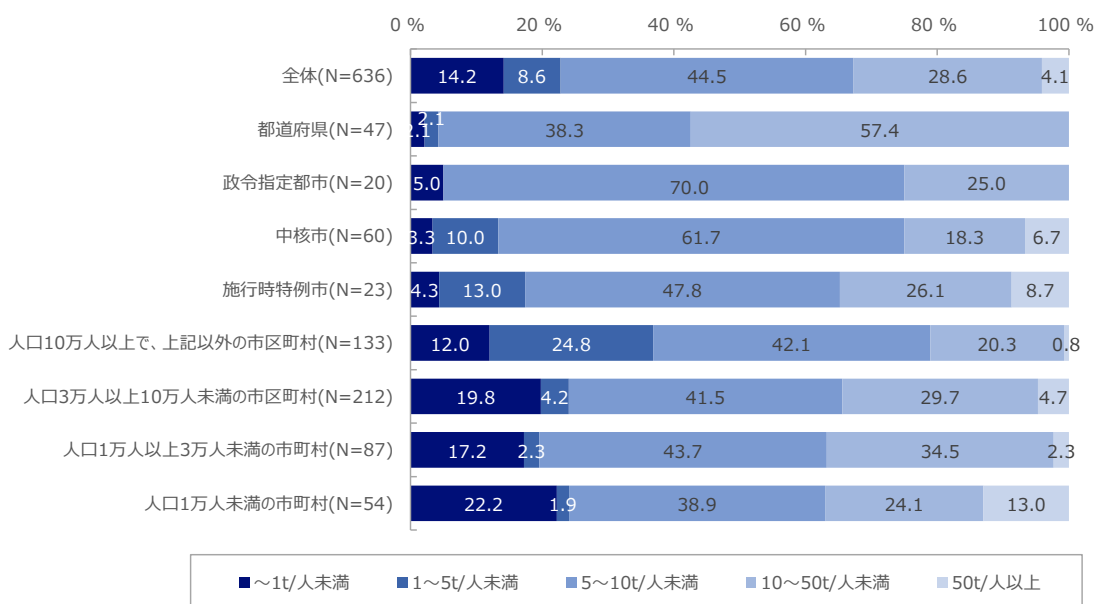
区域施策編を策定済みの団体において、基準年度の人口1人当たりの温室効果ガス排出量は、「5～10t/人未満」(44.5%)が最も高く、次いで「10～50t/人未満」(28.6%)、「～1t/人未満」(14.2%)と続く。

図表 124 区域施策編における基準年度の人口1人当たり排出量



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県を除く全ての区分において「5～10t/人未満」が最も多い。都道府県は「10～50t/人未満」が57.4%で、最も多くなっている。

図表 125 区域施策編における基準年度の人口1人当たり排出量
【団体区分別】



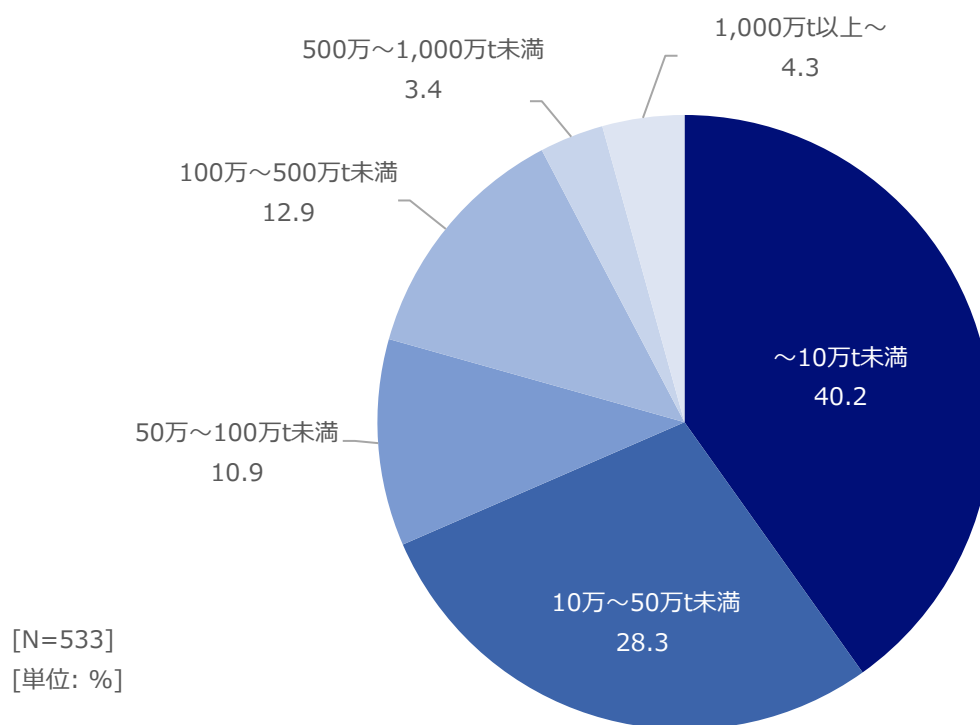
回答数	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	合計
~1t/人未満	90	1	1	2	1	16	42	15	12	142
1~5t/人未満	55	1	0	6	3	33	9	2	1	55
5~10t/人未満	283	18	14	37	11	56	88	38	21	283
10~50t/人未満	182	27	5	11	6	27	63	30	13	182
50t/人以上	26	0	0	4	2	1	10	2	7	26
比率 (%)	14.2	2.1	0.0	3.3	4.3	12.0	19.8	17.2	22.2	14.2
	8.6	0.0	0.0	10.0	13.0	24.8	4.2	2.3	1.9	8.6
	44.5	38.3	70.0	61.7	47.8	42.1	41.5	43.7	38.9	44.5
	28.6	57.4	25.0	18.3	26.1	20.3	29.7	34.5	24.1	28.6
	4.1	0.0	0.0	6.7	8.7	0.8	4.7	2.3	13.0	4.1

③区域施策編における基準年度の排出量（部門・分野別）<Q2-2(3)>

i) 産業部門

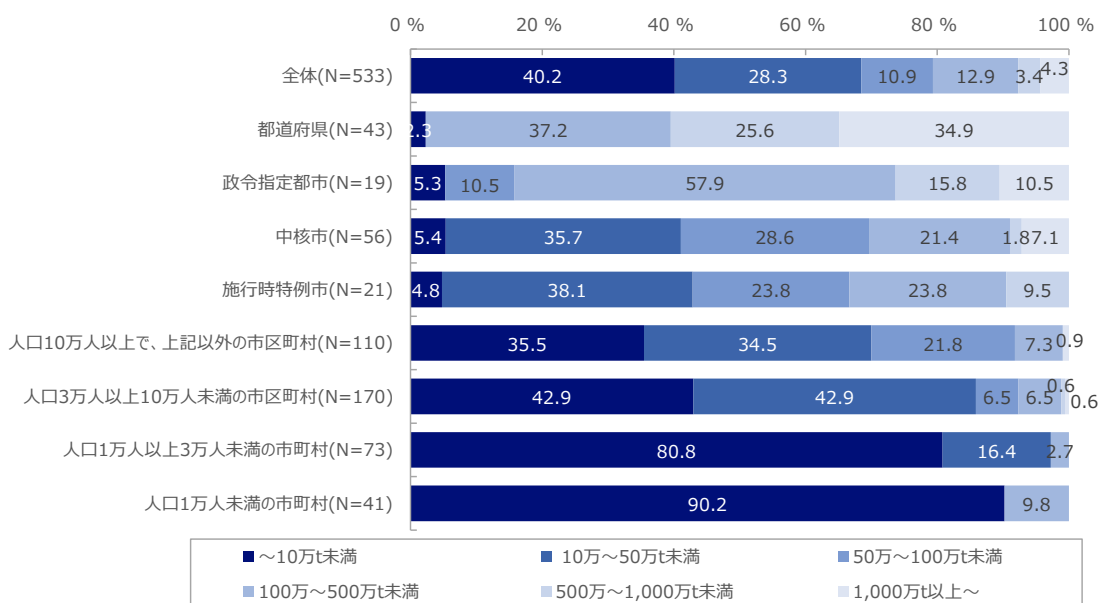
区域施策編を策定済みの団体において、産業部門の基準年度排出量は、回答団体全体では、「～10万t未満」（40.2%）が最も高く、次いで「10万～50万t未満」（28.3%）、「100万～500万t未満」（12.9%）と続く。

図表 126 区域施策編における基準年度の排出量（産業部門）



	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	214	151	58	69	18	23	533
比率 (%)	40.2	28.3	10.9	12.9	3.4	4.3	

図表 127 区域施策編における基準年度の排出量（産業部門）【団体区分別】

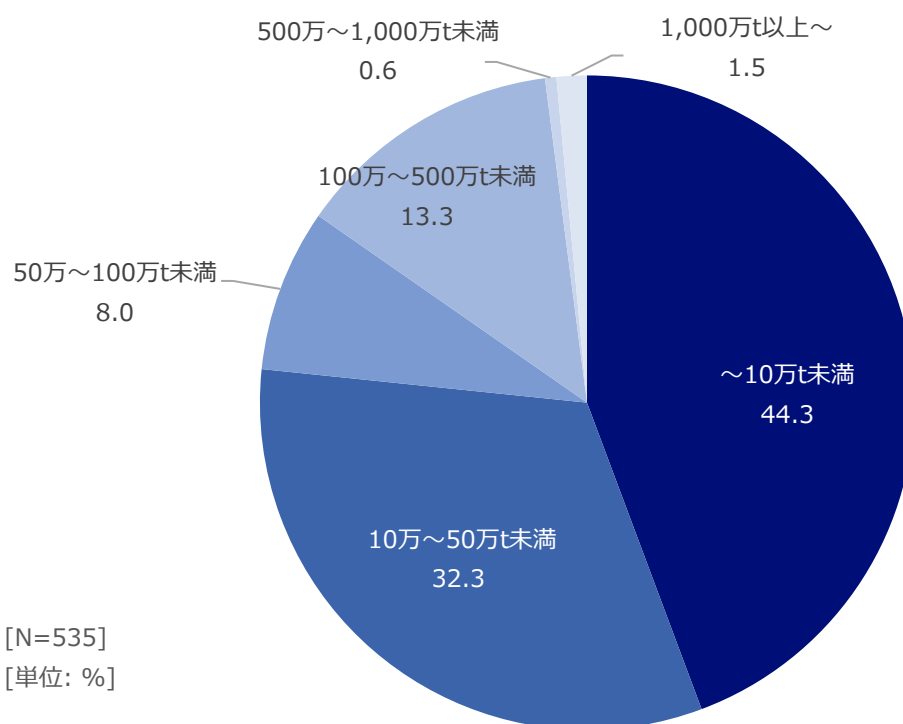


回答数	~10万t未満	10万~50万t未満	50万~100万t未満	100万~500万t未満	500万~1,000万t未満	1,000万以上~	合計
全体	214	151	58	69	18	23	533
都道府県	1	0	0	16	11	15	43
政令指定都市	1	0	2	11	3	2	19
中核市	3	20	16	12	1	4	56
施行時特例市	1	8	5	5	2	0	21
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	39	38	24	8	0	1	110
人口3万人以上10万人未満の市区町村	73	73	11	11	1	1	170
人口1万人以上3万人未満の市町村	59	12	0	2	0	0	73
人口1万人未満の市町村	37	0	0	4	0	0	41
比率 (%)	40.2	28.3	10.9	12.9	3.4	4.3	
都道府県(N=43)	2.3	0.0	0.0	37.2	25.6	34.9	
政令指定都市(N=19)	5.3	0.0	10.5	57.9	15.8	10.5	
中核市(N=56)	5.4	35.7	28.6	21.4	1.8	7.1	
施行時特例市(N=21)	4.8	38.1	23.8	23.8	9.5	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=110)	35.5	34.5	21.8	7.3	0.0	0.9	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=170)	42.9	42.9	6.5	6.5	0.6	0.6	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=73)	80.8	16.4	0.0	2.7	0.0	0.0	
人口1万人未満の市町村(N=41)	90.2	0.0	0.0	9.8	0.0	0.0	

ii) 業務その他部門

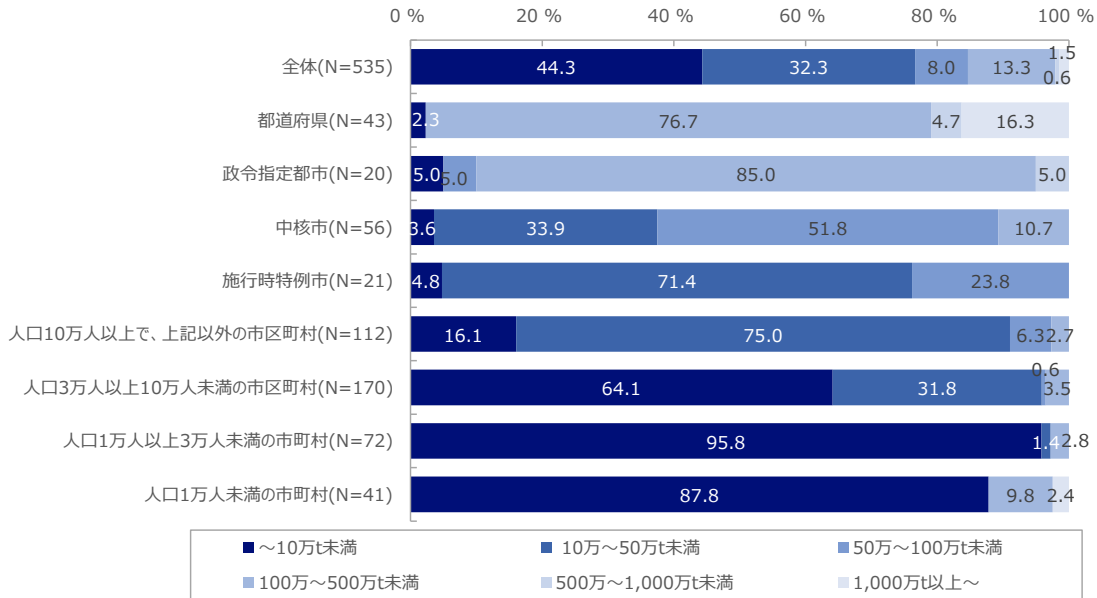
区域施策編を策定済みの団体において、業務その他部門の基準年度排出量は、「～10万t未満」(44.3%)が最も高く、次いで「10万～50万t未満」(32.3%)、「100万～500万t未満」(13.3%)と続く。

図表 128 区域施策編における基準年度の排出量（業務その他部門）



	～10万t未 満	10万～50 万t未満	50万～100 万t未満	100万～ 500万t未満	500万～ 1,000万t未 満	1,000万t以 上～	合計
全体	237	173	43	71	3	8	535
比率 (%)	44.3	32.3	8.0	13.3	0.6	1.5	

図表 129 区域施策編における基準年度の排出量（業務その他部門）
【団体区分別】

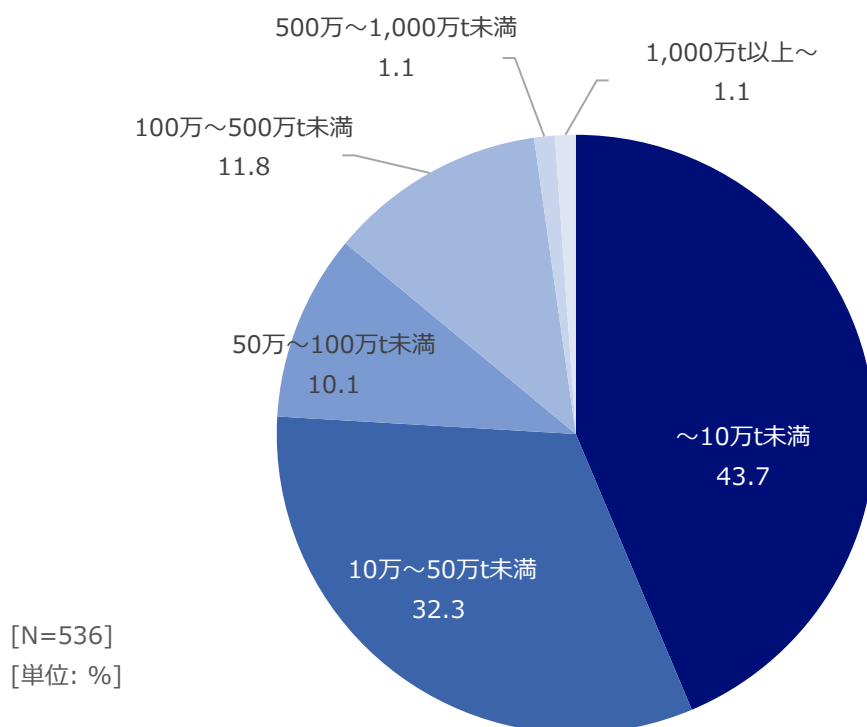


	~10万t未満	10万~50万t未満	50万~100万t未満	100万~500万t未満	500万~1,000万t未満	1,000万t以上~	合計
回答数							
全体	237	173	43	71	3	8	535
都道府県	1	0	0	33	2	7	43
政令指定都市	1	0	1	17	1	0	20
中核市	2	19	29	6	0	0	56
施行時特例市	1	15	5	0	0	0	21
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	18	84	7	3	0	0	112
人口3万人以上10万人未満の市区町村	109	54	1	6	0	0	170
人口1万人以上3万人未満の市町村	69	1	0	2	0	0	72
人口1万人未満の市町村	36	0	0	4	0	1	41
比率 (%)							
全体(N=535)	44.3	32.3	8.0	13.3	0.6	1.5	
都道府県(N=43)	2.3	0.0	0.0	76.7	4.7	16.3	
政令指定都市(N=20)	5.0	0.0	5.0	85.0	5.0	0.0	
中核市(N=56)	3.6	33.9	51.8	10.7	0.0	0.0	
施行時特例市(N=21)	4.8	71.4	23.8	0.0	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	16.1	75.0	6.3	2.7	0.0	0.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=170)	64.1	31.8	0.6	3.5	0.0	0.0	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=72)	95.8	1.4	0.0	2.8	0.0	0.0	
人口1万人未満の市町村(N=41)	87.8	0.0	0.0	9.8	0.0	2.4	

iii) 家庭部門

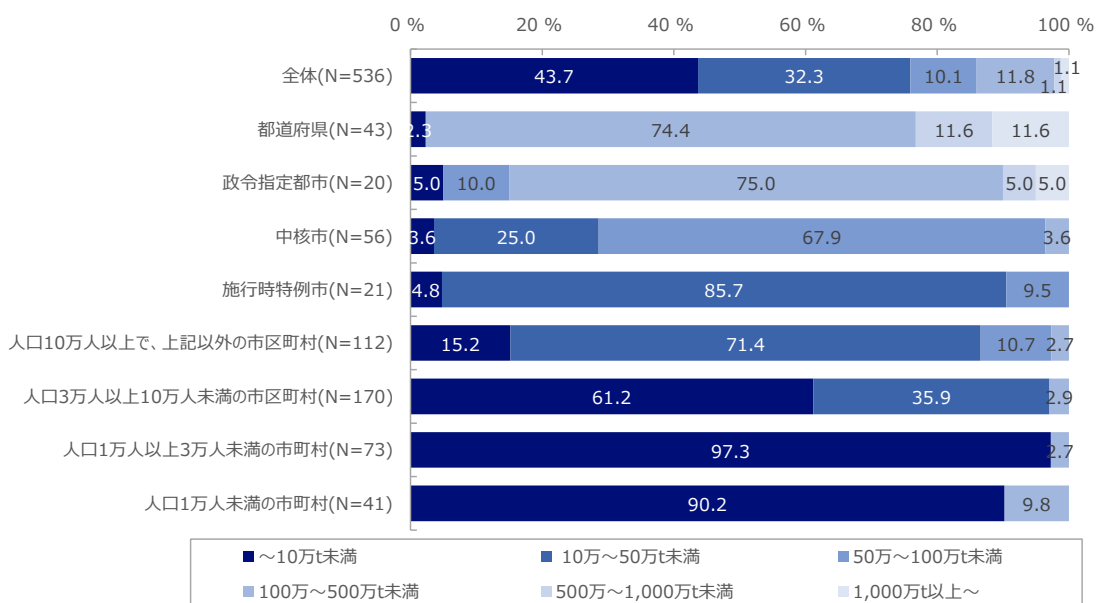
区域施策編を策定済みの団体において、家庭部門の基準年度排出量は、「～10万t未満」(43.7%)が最も高く、次いで「10万～50万t未満」(32.3%)、「100万～500万t未満」(11.8%)と続く。

図表 130 区域施策編における基準年度の排出量（家庭部門）



	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	234	173	54	63	6	6	536
比率 (%)	43.7	32.3	10.1	11.8	1.1	1.1	

図表 131 区域施策編における基準年度の排出量（家庭部門）【団体区分別】

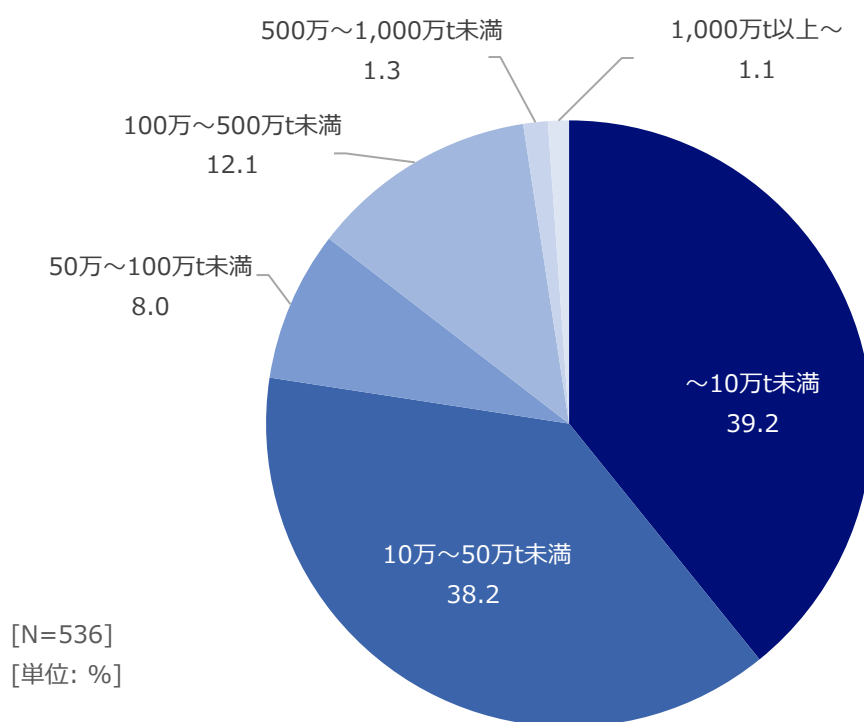


		~10万t未満	10万~50万t未満	50万~100万t未満	100万~500万t未満	500万~1,000万t未満	1,000万以上~	合計
回答数	全体	234	173	54	63	6	6	536
	都道府県	1	0	0	32	5	5	43
	政令指定都市	1	0	2	15	1	1	20
	中核市	2	14	38	2	0	0	56
	施行時特例市	1	18	2	0	0	0	21
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	17	80	12	3	0	0	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	104	61	0	5	0	0	170
	人口1万人以上3万人未満の市町村	71	0	0	2	0	0	73
	人口1万人未満の市町村	37	0	0	4	0	0	41
	比率 (%)	全体(N=536)	43.7	32.3	10.1	11.8	1.1	1.1
都道府県(N=43)		2.3	0.0	0.0	74.4	11.6	11.6	
政令指定都市(N=20)		5.0	0.0	10.0	75.0	5.0	5.0	
中核市(N=56)		3.6	25.0	67.9	3.6	0.0	0.0	
施行時特例市(N=21)		4.8	85.7	9.5	0.0	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)		15.2	71.4	10.7	2.7	0.0	0.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=170)		61.2	35.9	0.0	2.9	0.0	0.0	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=73)		97.3	0.0	0.0	2.7	0.0	0.0	
人口1万人未満の市町村(N=41)		90.2	0.0	0.0	9.8	0.0	0.0	

iv) 運輸部門

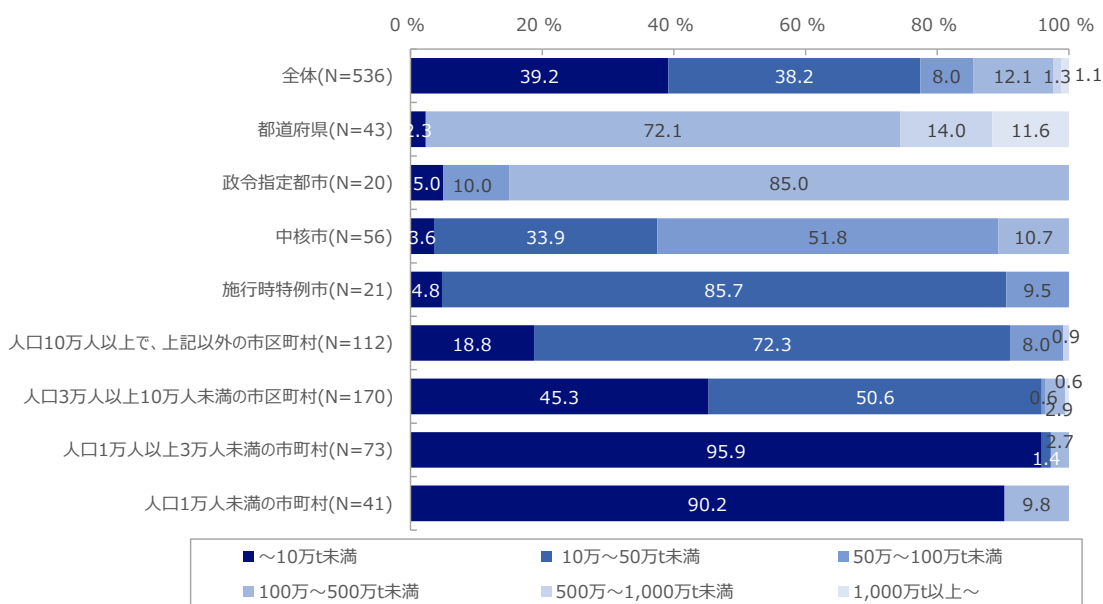
区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門の基準年度排出量は、「～10万t未満」(39.2%)が最も高く、次いで「10万～50万t未満」(38.2%)、「100万～500万t未満」(12.1%)と続く。

図表 132 区域施策編における基準年度の排出量（運輸部門）



	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	210	205	43	65	7	6	536
比率 (%)	39.2	38.2	8.0	12.1	1.3	1.1	

図表 133 区域施策編における基準年度の排出量（運輸部門）【団体区分別】

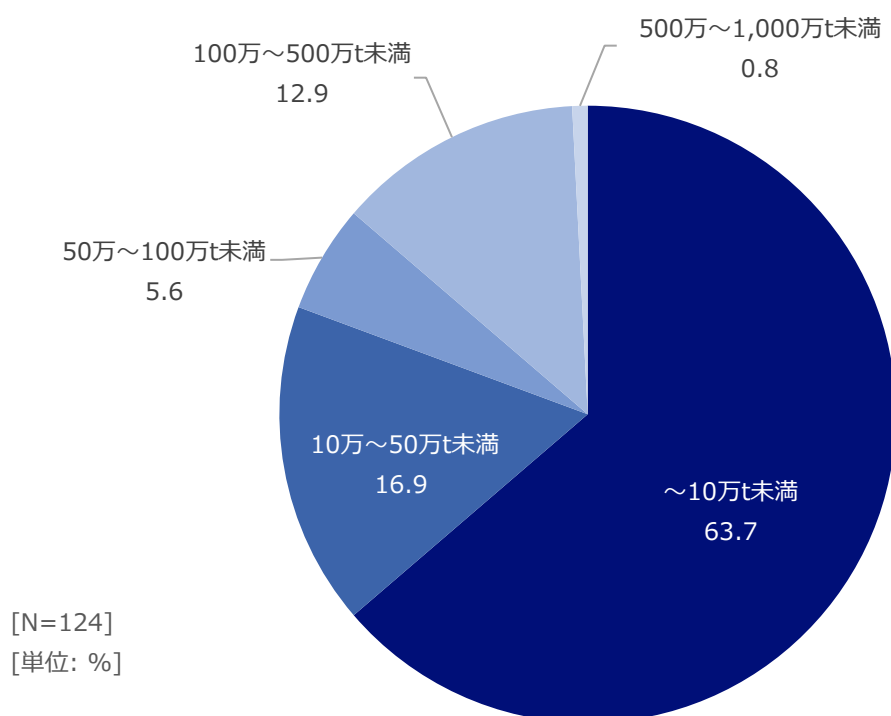


		~10万t未満	10万~50万t未満	50万~100万t未満	100万~500万t未満	500万~1,000万t未満	1,000万t以上~	合計
回答数	全体	210	205	43	65	7	6	536
	都道府県	1	0	0	31	6	5	43
	政令指定都市	1	0	2	17	0	0	20
	中核市	2	19	29	6	0	0	56
	施行時特例市	1	18	2	0	0	0	21
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	21	81	9	0	1	0	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	77	86	1	5	0	1	170
	人口1万人以上3万人未満の市町村	70	1	0	2	0	0	73
	人口1万人未満の市町村	37	0	0	4	0	0	41
	比率 (%)	全体(N=536)	39.2	38.2	8.0	12.1	1.3	1.1
都道府県(N=43)		2.3	0.0	0.0	72.1	14.0	11.6	
政令指定都市(N=20)		5.0	0.0	10.0	85.0	0.0	0.0	
中核市(N=56)		3.6	33.9	51.8	10.7	0.0	0.0	
施行時特例市(N=21)		4.8	85.7	9.5	0.0	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)		18.8	72.3	8.0	0.9	0.0	0.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=170)		45.3	50.6	0.6	2.9	0.0	0.6	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=73)		95.9	1.4	0.0	2.7	0.0	0.0	
人口1万人未満の市町村(N=41)		90.2	0.0	0.0	9.8	0.0	0.0	

v) エネルギー転換部門

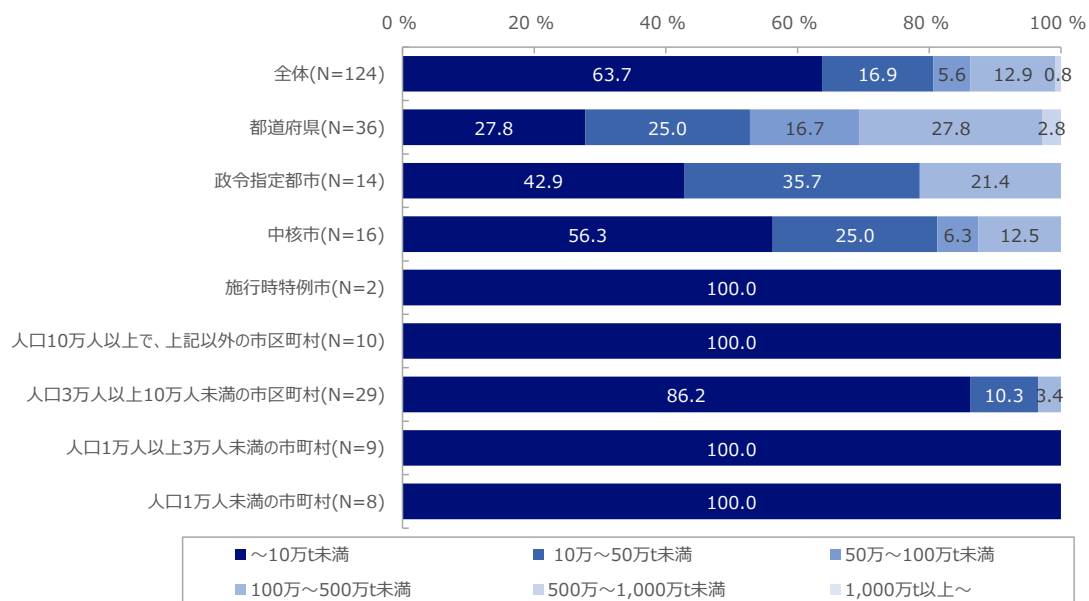
区域施策編を策定済みの団体において、エネルギー転換部門の基準年度排出量は、「～10万t未満」(63.7%)が最も高く、次いで「10万～50万t未満」(16.9%)、「100万～500万t未満」(12.9%)と続く。

図表 134 区域施策編における基準年度の排出量（エネルギー転換部門）



	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	79	21	7	16	1	0	124
比率 (%)	63.7	16.9	5.6	12.9	0.8	0.0	

図表 135 区域施策編における基準年度の排出量（エネルギー転換部門）
【団体区分別】

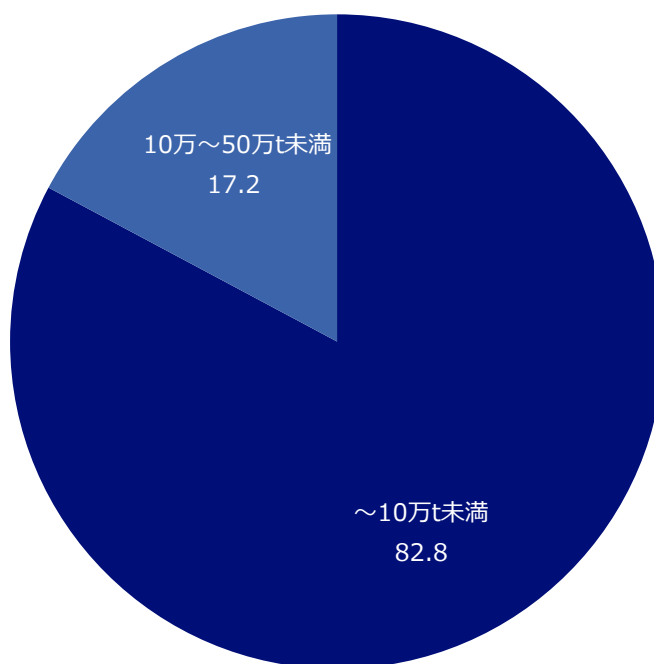


		~10万t未満	10万~50万t未満	50万~100万t未満	100万~500万t未満	500万~1,000万t未満	1,000万t以上~	合計	
回答数	全体	79	21	7	16	1	0	124	
	都道府県	10	9	6	10	1	0	36	
	政令指定都市	6	5	0	3	0	0	14	
	中核市	9	4	1	2	0	0	16	
	施行時特例市	2	0	0	0	0	0	2	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	10	0	0	0	0	0	10	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	25	3	0	1	0	0	29	
	人口1万人以上3万人未満の市町村	9	0	0	0	0	0	9	
	人口1万人未満の市町村	8	0	0	0	0	0	8	
	比率 (%)	全体(N=124)	63.7	16.9	5.6	12.9	0.8	0.0	
		都道府県(N=36)	27.8	25.0	16.7	27.8	2.8	0.0	
政令指定都市(N=14)		42.9	35.7	0.0	21.4	0.0	0.0		
中核市(N=16)		56.3	25.0	6.3	12.5	0.0	0.0		
施行時特例市(N=2)		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=10)		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=29)		86.2	10.3	0.0	3.4	0.0	0.0		
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=9)		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
人口1万人未満の市町村(N=8)		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		

vi) 燃料の燃焼分野

区域施策編を策定済みの団体において、燃料の燃焼分野の基準年度排出量は、「～10万t未満」が82.8%を占め、「10～50万t未満」は17.2%となっている。

図表 136 区域施策編における基準年度の排出量（燃料の燃焼分野）

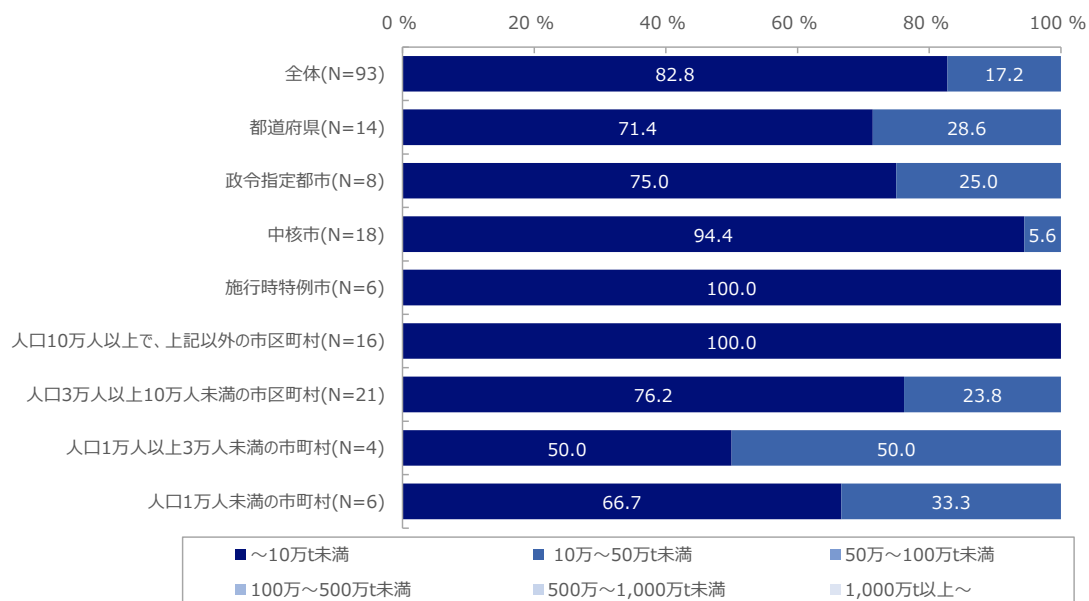


[N=93]

[単位: %]

	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	77	16	0	0	0	0	93
比率 (%)	82.8	17.2	0.0	0.0	0.0	0.0	

図表 137 区域施策編における基準年度の排出量（燃料の燃焼分野）
【団体区分別】

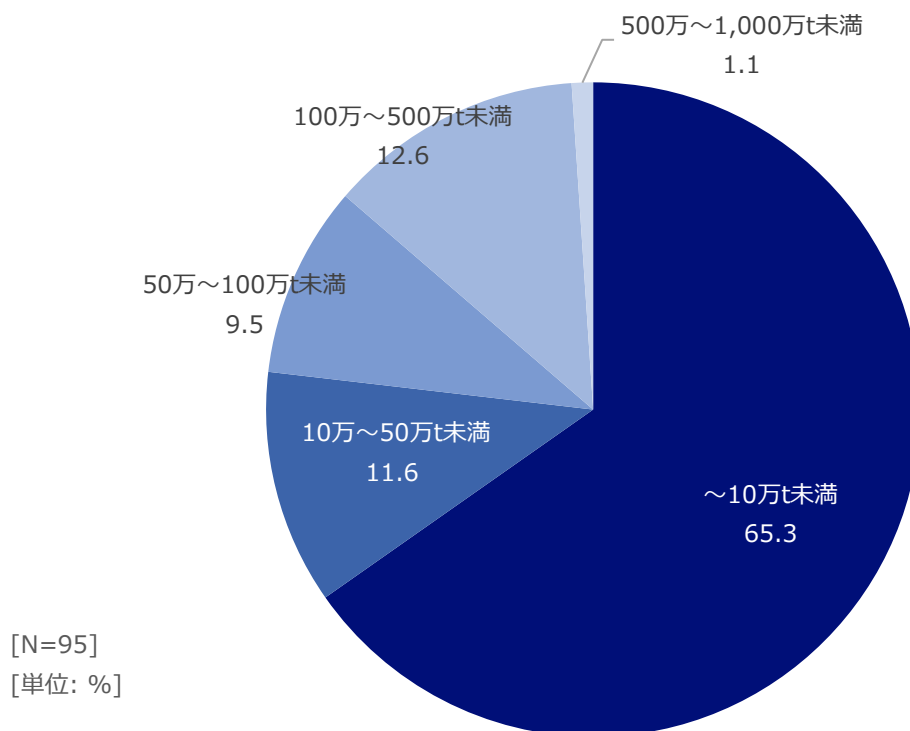


		~10万t未満	10万~50万t未満	50万~100万t未満	100万~500万t未満	500万~1,000万t未満	1,000万t以上~	合計	
回答数	全体	77	16	0	0	0	0	93	
	都道府県	10	4	0	0	0	0	14	
	政令指定都市	6	2	0	0	0	0	8	
	中核市	17	1	0	0	0	0	18	
	施行時特例市	6	0	0	0	0	0	6	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	16	0	0	0	0	0	16	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	16	5	0	0	0	0	21	
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	2	0	0	0	0	4	
	人口1万人未満の市町村	4	2	0	0	0	0	6	
	比率 (%)	全体(N=93)	82.8	17.2	0.0	0.0	0.0	0.0	
		都道府県(N=14)	71.4	28.6	0.0	0.0	0.0	0.0	
政令指定都市(N=8)		75.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
中核市(N=18)		94.4	5.6	0.0	0.0	0.0	0.0		
施行時特例市(N=6)		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=16)		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=21)		76.2	23.8	0.0	0.0	0.0	0.0		
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=4)		50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
人口1万人未満の市町村(N=6)		66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0		

vii) 工業プロセス分野

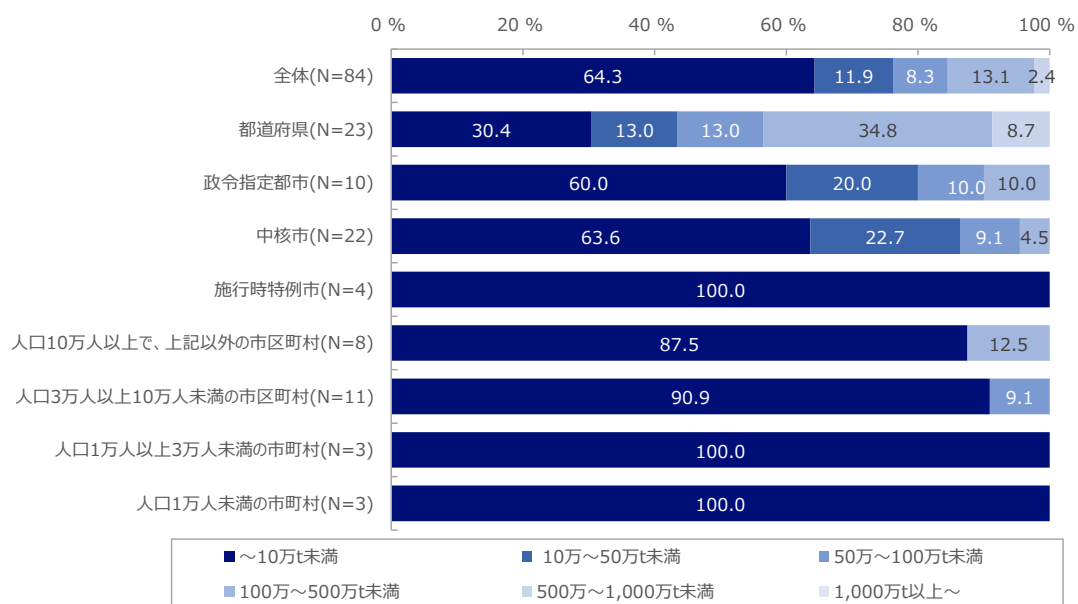
区域施策編を策定済みの団体において、工業プロセス分野の基準年度排出量は、「～10万t未満」(65.3%)が最も高く、次いで「100万～500万t未満」(12.6%)、「10万～50万t未満」(11.6%)と続く。

図表 138 区域施策編における基準年度の排出量（工業プロセス分野）



	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	62	11	9	12	1	0	95
比率 (%)	65.3	11.6	9.5	12.6	1.1	0.0	

図表 139 区域施策編における基準年度の排出量（工業プロセス分野）

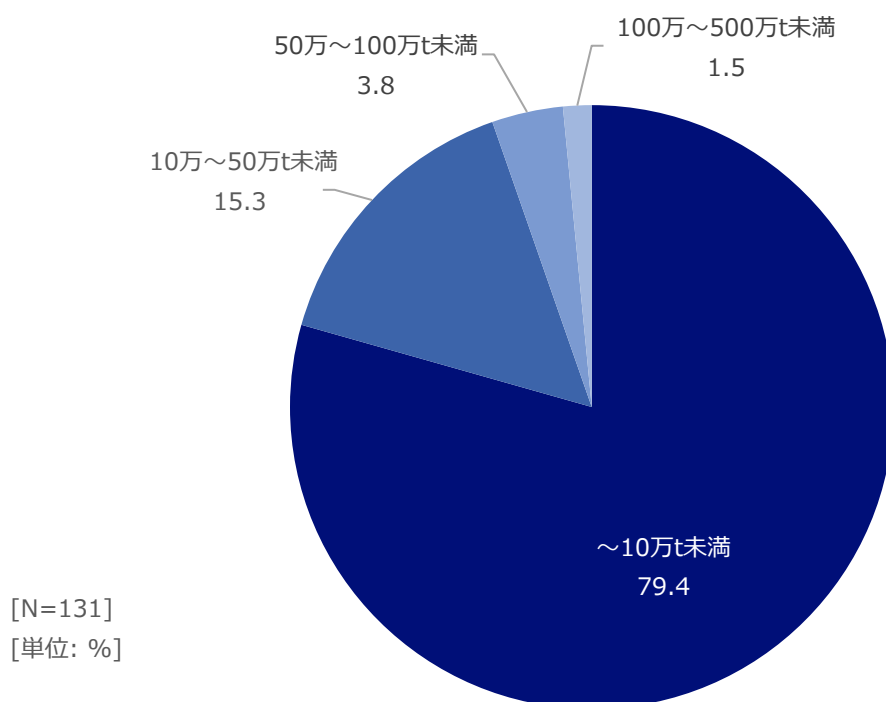


		~10万t未満	10万~50万t未満	50万~100万t未満	100万~500万t未満	500万~1,000万t未満	1,000万t以上~	合計
回答数	全体	54	10	7	11	2	0	84
	都道府県	7	3	3	8	2	0	23
	政令指定都市	6	2	1	1	0	0	10
	中核市	14	5	2	1	0	0	22
	施行時特例市	4	0	0	0	0	0	4
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	7	0	0	1	0	0	8
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	10	0	1	0	0	0	11
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	0	0	0	0	0	3
	人口1万人未満の市町村	3	0	0	0	0	0	3
比率 (%)	全体(N=84)	64.3	11.9	8.3	13.1	2.4	0.0	
	都道府県(N=23)	30.4	13.0	13.0	34.8	8.7	0.0	
	政令指定都市(N=10)	60.0	20.0	10.0	10.0	0.0	0.0	
	中核市(N=22)	63.6	22.7	9.1	4.5	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=4)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=8)	87.5	0.0	0.0	12.5	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=11)	90.9	0.0	9.1	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=3)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=3)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

viii) 農業分野

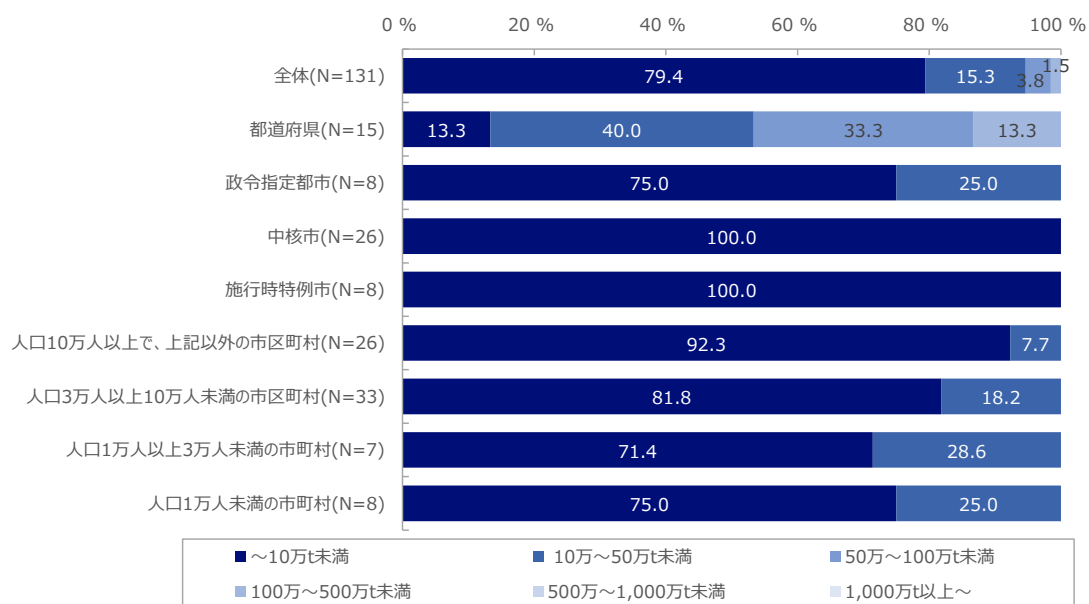
区域施策編を策定済みの団体において、農業分野の基準年度排出量は、「～10万t未満」(79.4%)が最も高く、次いで「10万～50万t未満」(15.3%)、「50万～100万t未満」(3.8%)と続く。

図表 140 区域施策編における基準年度の排出量（農業分野）



	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	104	20	5	2	0	0	131
比率 (%)	79.4	15.3	3.8	1.5	0.0	0.0	

図表 141 区域施策編における基準年度の排出量（農業分野）【団体区分別】

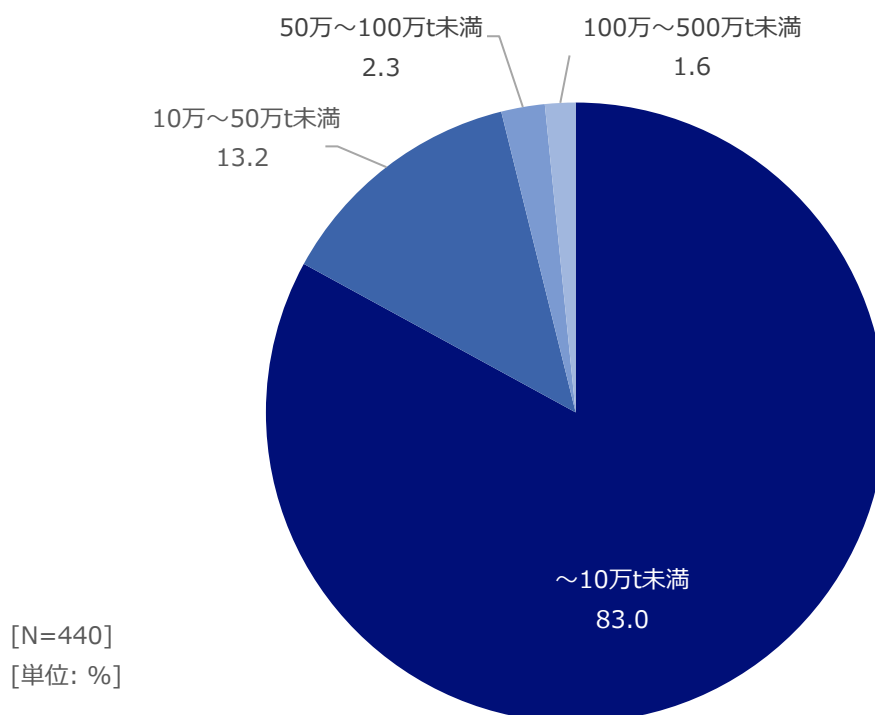


		~10万t未満	10万~50万t未満	50万~100万t未満	100万~500万t未満	500万~1,000万t未満	1,000万t以上~	合計
回答数	全体	104	20	5	2	0	0	131
	都道府県	2	6	5	2	0	0	15
	政令指定都市	6	2	0	0	0	0	8
	中核市	26	0	0	0	0	0	26
	施行時特例市	8	0	0	0	0	0	8
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	24	2	0	0	0	0	26
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	27	6	0	0	0	0	33
	人口1万人以上3万人未満の市町村	5	2	0	0	0	0	7
	人口1万人未満の市町村	6	2	0	0	0	0	8
	比率 (%)	全体(N=131)	79.4	15.3	3.8	1.5	0.0	0.0
都道府県(N=15)		13.3	40.0	33.3	13.3	0.0	0.0	
政令指定都市(N=8)		75.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
中核市(N=26)		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
施行時特例市(N=8)		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=26)		92.3	7.7	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=33)		81.8	18.2	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=7)		71.4	28.6	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口1万人未満の市町村(N=8)		75.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

ix) 廃棄物分野

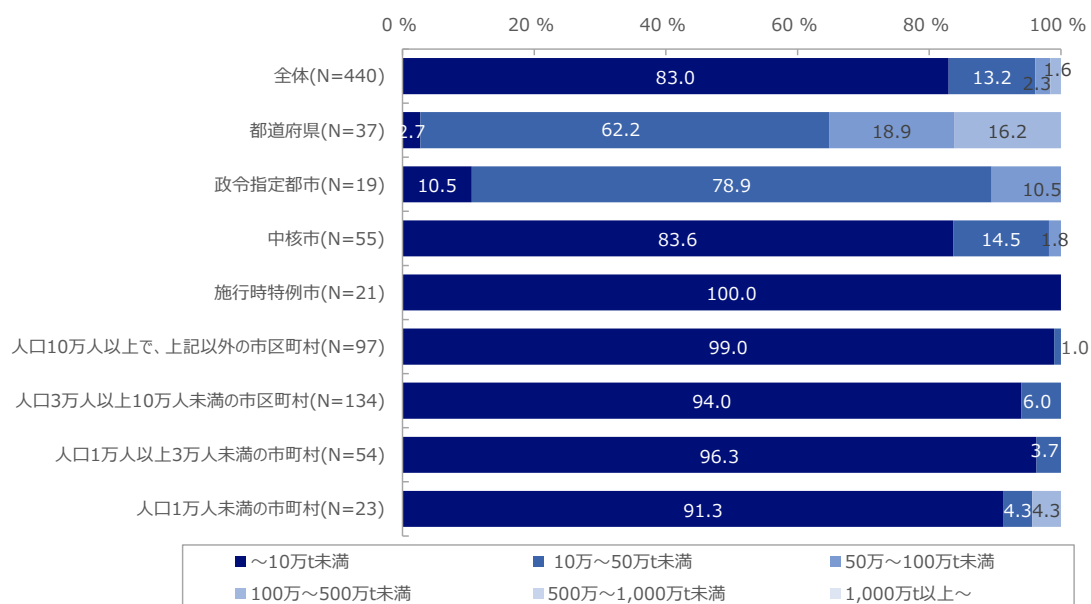
区域施策編を策定済みの団体において、廃棄物分野の基準年度排出量は、「～10万t未満」(83.0%)が最も高く、次いで「10万～50万t未満」(13.2%)、「50万～100万t未満」(2.3%)と続く。

図表 142 区域施策編における基準年度の排出量（廃棄物分野）



	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	365	58	10	7	0	0	440
比率 (%)	83.0	13.2	2.3	1.6	0.0	0.0	

図表 143 区域施策編における基準年度の排出量（廃棄物分野）

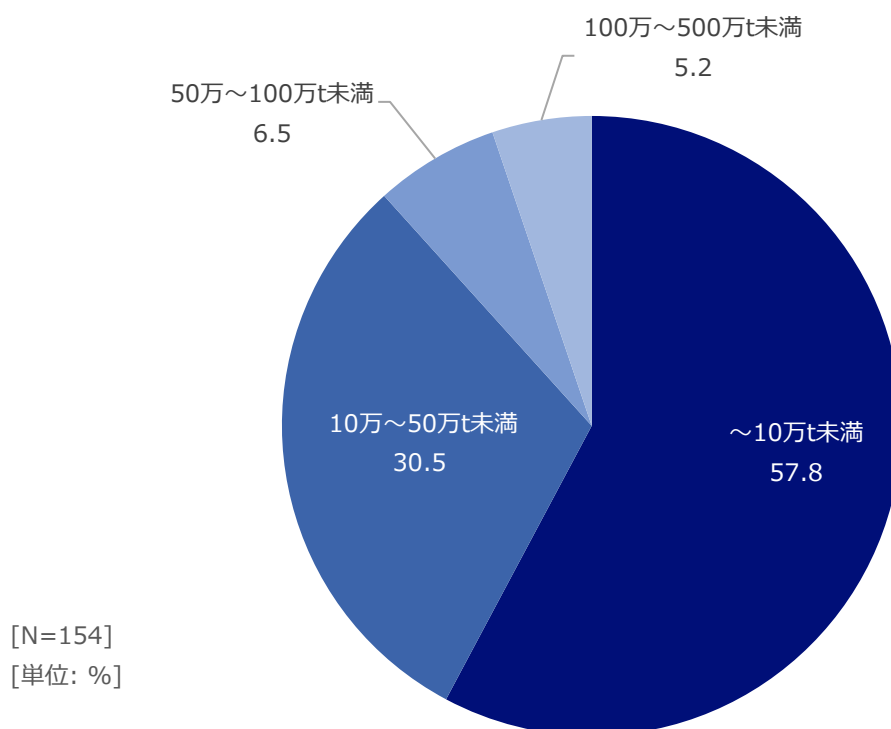


		~10万t未満	10万~50万t未満	50万~100万t未満	100万~500万t未満	500万~1,000万t未満	1,000万t以上~	合計
回答数	全体	365	58	10	7	0	0	440
	都道府県	1	23	7	6	0	0	37
	政令指定都市	2	15	2	0	0	0	19
	中核市	46	8	1	0	0	0	55
	施行時特例市	21	0	0	0	0	0	21
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	96	1	0	0	0	0	97
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	126	8	0	0	0	0	134
	人口1万人以上3万人未満の市町村	52	2	0	0	0	0	54
	人口1万人未満の市町村	21	1	0	1	0	0	23
	比率 (%)	全体(N=440)	83.0	13.2	2.3	1.6	0.0	0.0
都道府県(N=37)		2.7	62.2	18.9	16.2	0.0	0.0	
政令指定都市(N=19)		10.5	78.9	10.5	0.0	0.0	0.0	
中核市(N=55)		83.6	14.5	1.8	0.0	0.0	0.0	
施行時特例市(N=21)		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=97)		99.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=134)		94.0	6.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=54)		96.3	3.7	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口1万人未満の市町村(N=23)		91.3	4.3	0.0	4.3	0.0	0.0	

x) 代替フロン等4ガス分野

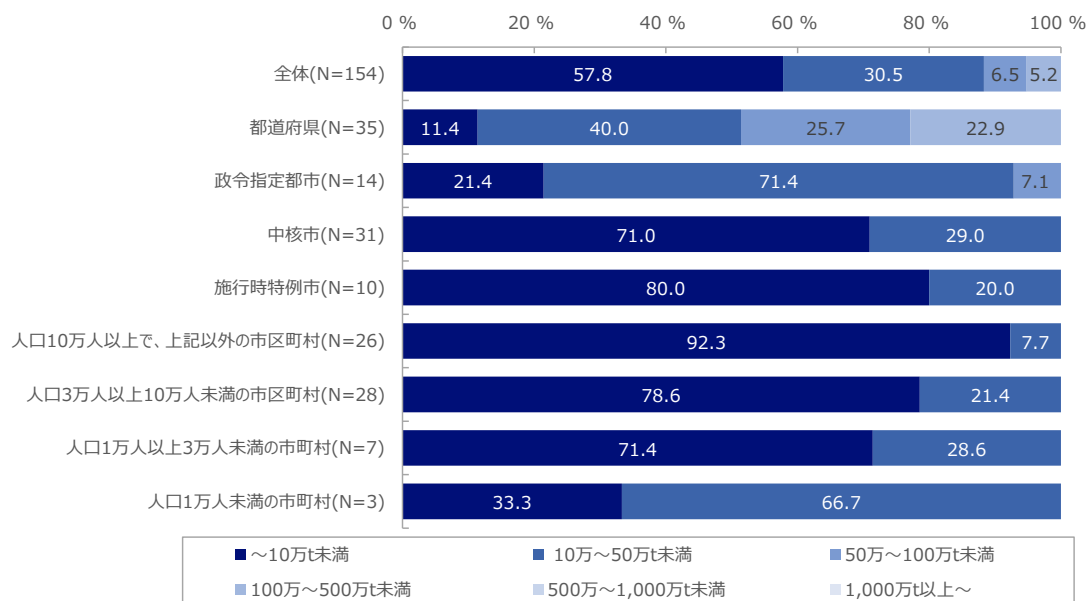
区域施策編を策定済みの団体において、代替フロン等4ガス分野の基準年度排出量は、「～10万t未満」(57.8%)が最も高く、次いで「10万～50万t未満」(30.5%)、「50万～100万t未満」(6.5%)と続く。

図表 144 区域施策編における基準年度の排出量（代替フロン等4ガス分野）



	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	89	47	10	8	0	0	154
比率 (%)	57.8	30.5	6.5	5.2	0.0	0.0	

図表 145 区域施策編における基準年度の排出量（代替フロン等4ガス分野）
【団体区分別】

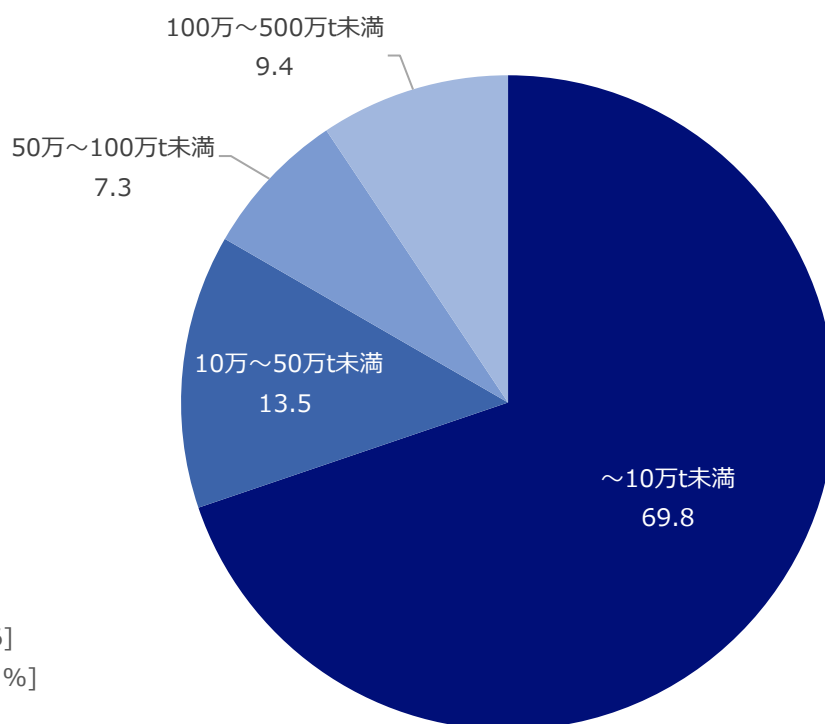


	~10万t未満	10万~50万t未満	50万~100万t未満	100万~500万t未満	500万~1,000万t未満	1,000万t以上~	合計
回答数							
全体	89	47	10	8	0	0	154
都道府県	4	14	9	8	0	0	35
政令指定都市	3	10	1	0	0	0	14
中核市	22	9	0	0	0	0	31
施行時特例市	8	2	0	0	0	0	10
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	24	2	0	0	0	0	26
人口3万人以上10万人未満の市区町村	22	6	0	0	0	0	28
人口1万人以上3万人未満の市町村	5	2	0	0	0	0	7
人口1万人未満の市町村	1	2	0	0	0	0	3
比率 (%)							
全体(N=154)	57.8	30.5	6.5	5.2	0.0	0.0	
都道府県(N=35)	11.4	40.0	25.7	22.9	0.0	0.0	
政令指定都市(N=14)	21.4	71.4	7.1	0.0	0.0	0.0	
中核市(N=31)	71.0	29.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
施行時特例市(N=10)	80.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=26)	92.3	7.7	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=28)	78.6	21.4	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=7)	71.4	28.6	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口1万人未満の市町村(N=3)	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	

xi) 森林等の吸収源

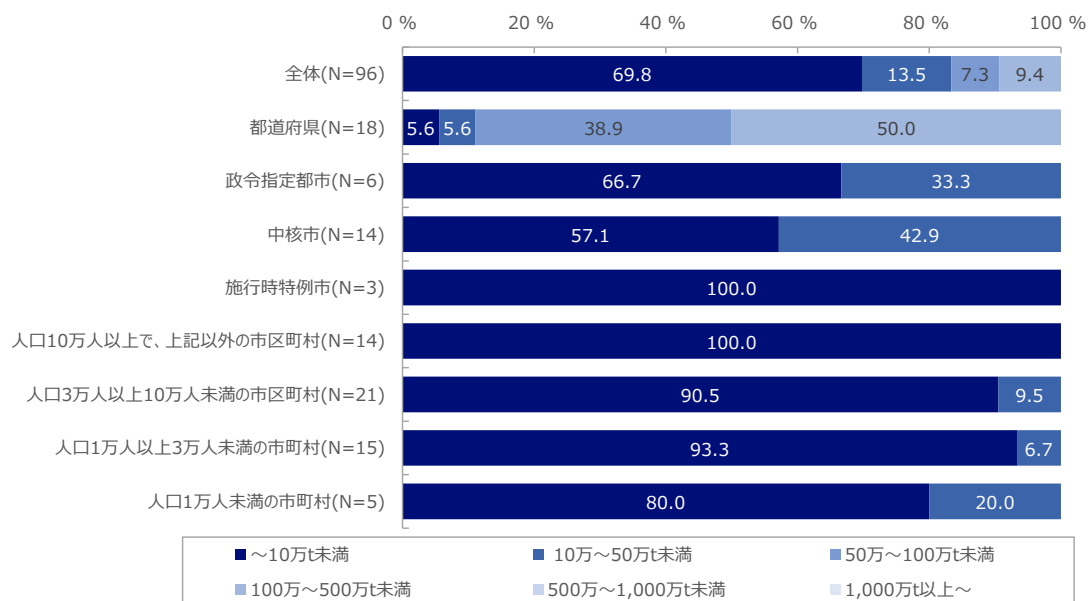
区域施策編を策定済みの団体において、森林等の吸収源分野の基準年度排出量は、「～10万t未満」(69.8%)が最も高く、次いで「10万～50万t未満」(13.5%)、「100万～500万t未満」(9.4%)と続く。

図表 146 区域施策編における基準年度の排出量（森林等の吸収源）



	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	67	13	7	9	0	0	96
比率 (%)	69.8	13.5	7.3	9.4	0.0	0.0	

図表 147 区域施策編における基準年度の排出量（森林等の吸収源）
【団体区分別】

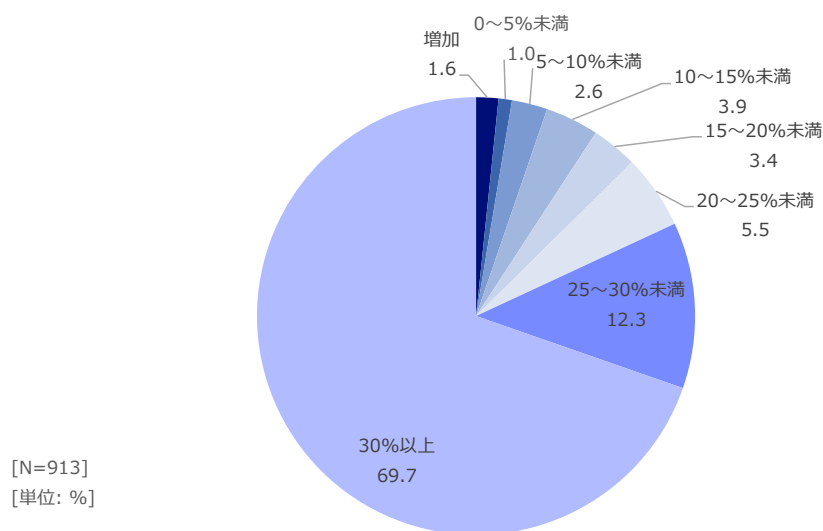


回答数	~10万t未満	10万~50万t未満	50万~100万t未満	100万~500万t未満	500万~1,000万t未満	1,000万t以上~	合計
全体	67	13	7	9	0	0	96
都道府県	1	1	7	9	0	0	18
政令指定都市	4	2	0	0	0	0	6
中核市	8	6	0	0	0	0	14
施行時特例市	3	0	0	0	0	0	3
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	14	0	0	0	0	0	14
人口3万人以上10万人未満の市区町村	19	2	0	0	0	0	21
人口1万人以上3万人未満の市町村	14	1	0	0	0	0	15
人口1万人未満の市町村	4	1	0	0	0	0	5
比率 (%)	69.8	13.5	7.3	9.4	0.0	0.0	
都道府県(N=18)	5.6	5.6	38.9	50.0	0.0	0.0	
政令指定都市(N=6)	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	
中核市(N=14)	57.1	42.9	0.0	0.0	0.0	0.0	
施行時特例市(N=3)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=14)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=21)	90.5	9.5	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=15)	93.3	6.7	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口1万人未満の市町村(N=5)	80.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

④区域施策編における点検年度、目標年度の排出量 <Q2-2(3)>

区域施策編を策定済みの団体において、目標年度排出量の基準年度からの削減率は、「30%以上」(69.7%)が最も高く、次いで「25～30%未満」(12.3%)、「20～25%未満」(5.5%)と続く。

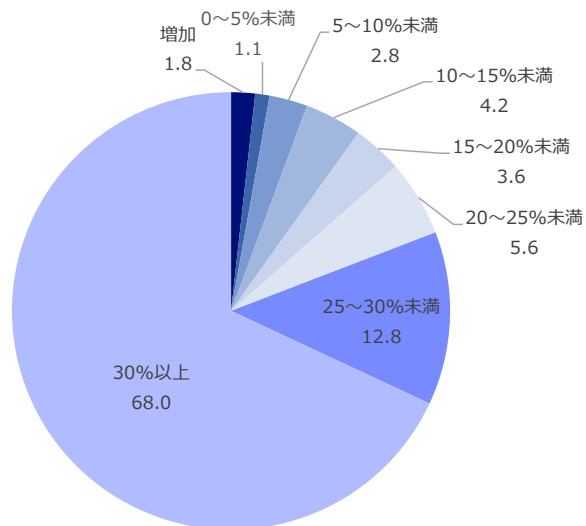
図表 148 区域施策編における目標年度排出量の基準年度からの削減率



	増加	0～5%未満	5～10%未満	10～15%未満	15～20%未満	20～25%未満	25～30%未満	30%以上	合計
全体	15	9	24	36	31	50	112	636	913
比率	1.6	1.0	2.6	3.9	3.4	5.5	12.3	69.7	

注) 1つの団体で複数の目標を設定している場合はそれをすべてあわせてカウントしている。このため本設問のN数は回答団体数とは一致しない。

図表 149 区域施策編における目標年度排出量の基準年度からの削減率
【基礎自治体】



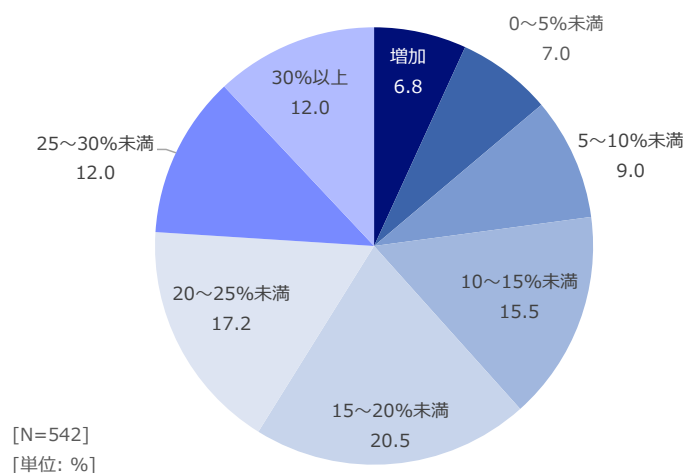
[N=851]
[単位: %]

	増加	0~5%未満	5~10%未満	10~15%未満	15~20%未満	20~25%未満	25~30%未満	30%以上	合計
全体	15	9	24	36	31	48	109	579	851
比率	1.8	1.1	2.8	4.2	3.6	5.6	12.8	68.0	

注) 1つの団体で複数の目標を設定している場合はそれをすべてあわせてカウントしている。このため本設問のN数は回答団体数とは一致しない。

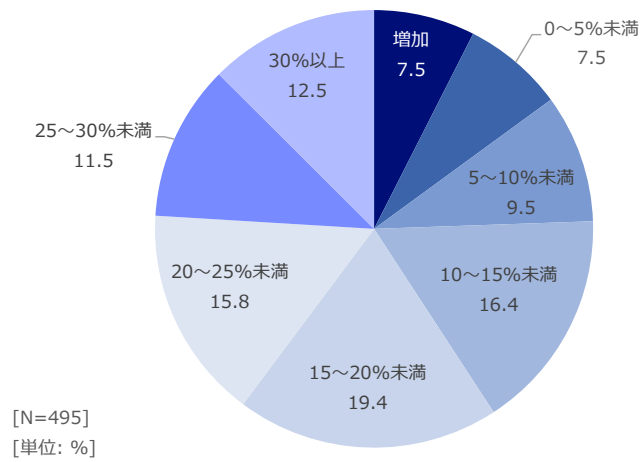
区域施策編を策定済みの団体において、直近点検年度排出量の基準年度からの削減率は、「15～20%未満」(20.5%)が最も高く、次いで「20～25%未満」(17.2%)、「10～15%未満」(15.5%)と続く。

図表 150 直近点検年度排出量の基準年度からの削減率



	増加	0～5%未満	5～10%未満	10～15%未満	15～20%未満	20～25%未満	25～30%未満	30%以上	合計
全体	37	38	49	84	111	93	65	65	542
比率	6.8	7.0	9.0	15.5	20.5	17.2	12.0	12.0	

図表 151 直近点検年度排出量の基準年度からの削減率【基礎自治体】



	増加	0~5%未満	5~10%未満	10~15%未満	15~20%未満	20~25%未満	25~30%未満	30%以上	合計
全体	37	37	47	81	96	78	57	62	495
比率	7.5	7.5	9.5	16.4	19.4	15.8	11.5	12.5	

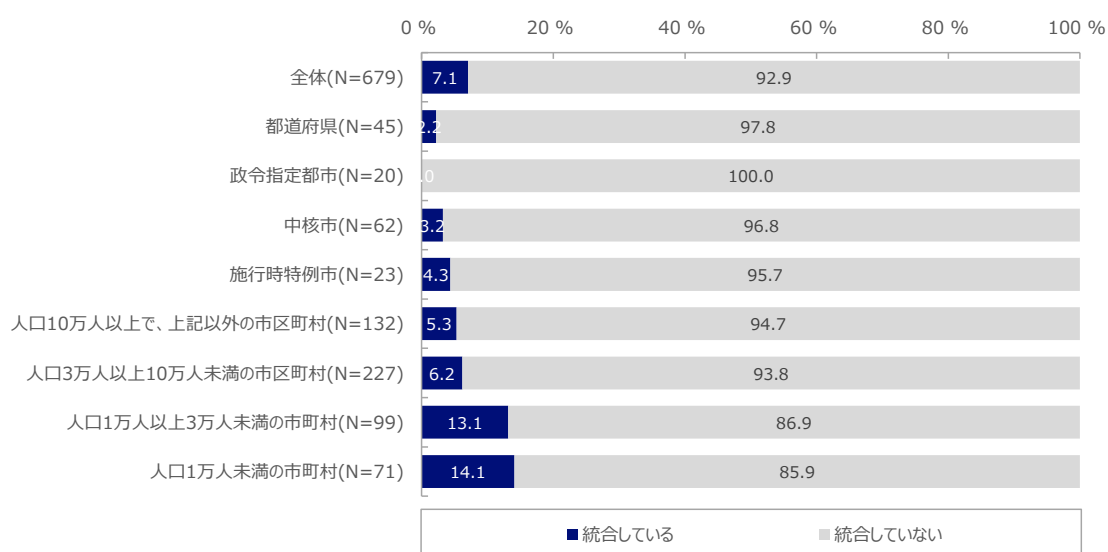
区域施策編と事務事業編との統合の状況 <Q2-2(4)>

⑤区域施策編とその他の行政計画との統合の状況 <Q2-2(4)>

i) 総合計画

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と総合計画との統合を図っている団体は全体の7.1%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど増加する傾向がある。

図表 152 区域施策編とその他の行政計画との統合の状況
①総合計画【団体区分別】

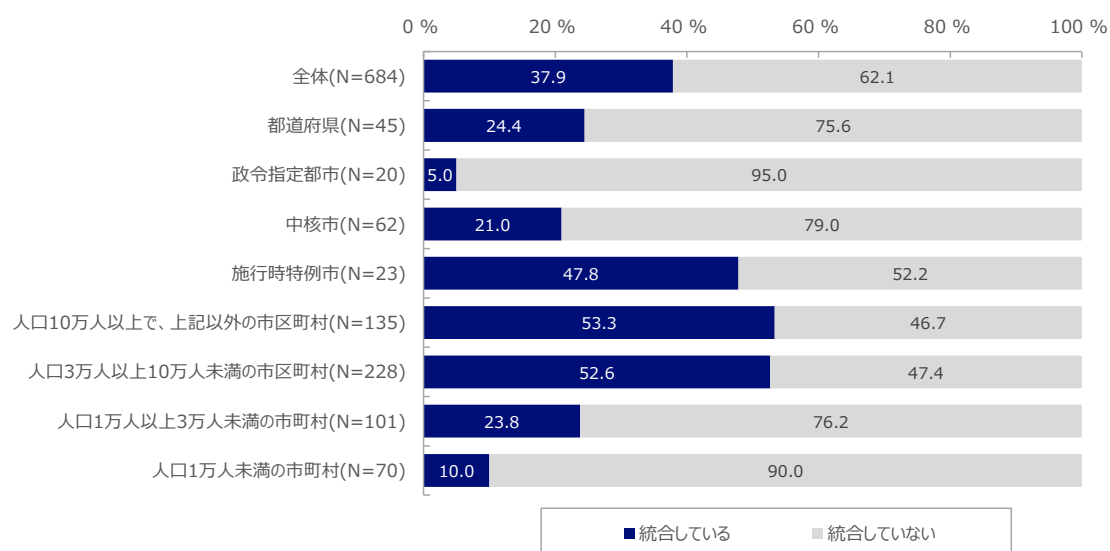


		統合している	統合していない	合計
回答数	全体	48	631	679
	都道府県	1	44	45
	政令指定都市	0	20	20
	中核市	2	60	62
	施行時特例市	1	22	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	7	125	132
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	14	213	227
	人口1万人以上3万人未満の市町村	13	86	99
	人口1万人未満の市町村	10	61	71
比率 (%)	全体(N=679)	7.1	92.9	
	都道府県(N=45)	2.2	97.8	
	政令指定都市(N=20)	0.0	100.0	
	中核市(N=62)	3.2	96.8	
	施行時特例市(N=23)	4.3	95.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=132)	5.3	94.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=227)	6.2	93.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=99)	13.1	86.9	
	人口1万人未満の市町村(N=71)	14.1	85.9	

ii) 条例等に基づく環境基本計画

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と「条例等に基づく環境基本計画との統合を図っている団体は全体の 37.9%である。

図表 153 区域施策編とその他の行政計画との統合の状況
②条例等に基づく環境基本計画【団体区分別】

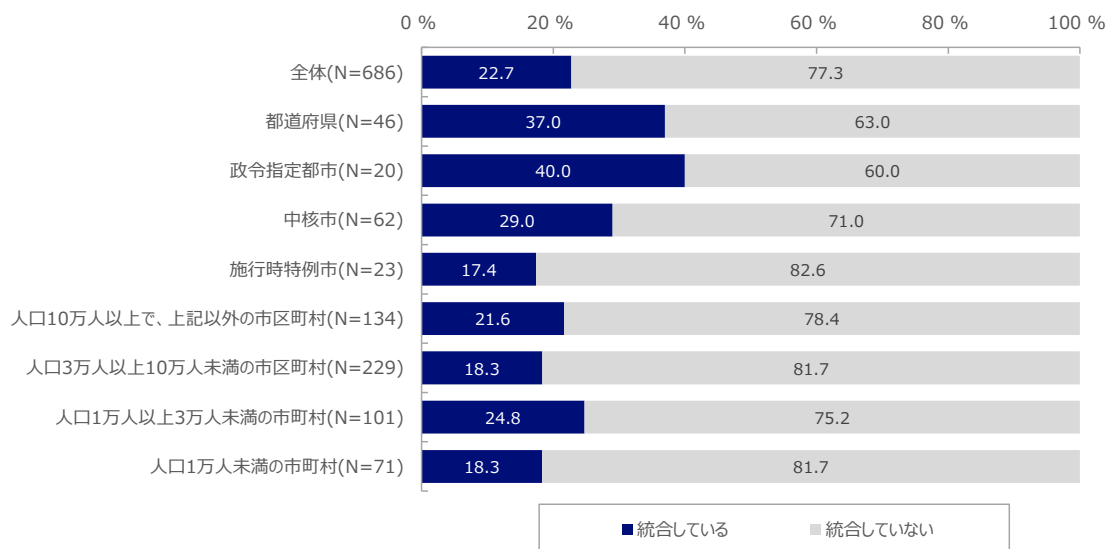


		統合している	統合していない	合計
回答数	全体	259	425	684
	都道府県	11	34	45
	政令指定都市	1	19	20
	中核市	13	49	62
	施行時特例市	11	12	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	72	63	135
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	120	108	228
	人口1万人以上3万人未満の市町村	24	77	101
	人口1万人未満の市町村	7	63	70
比率 (%)	全体(N=684)	37.9	62.1	
	都道府県(N=45)	24.4	75.6	
	政令指定都市(N=20)	5.0	95.0	
	中核市(N=62)	21.0	79.0	
	施行時特例市(N=23)	47.8	52.2	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=135)	53.3	46.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=228)	52.6	47.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=101)	23.8	76.2	
	人口1万人未満の市町村(N=70)	10.0	90.0	

iii) 地方公共団体計画（事務事業編）

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と事務事業編との統合を図っている団体は全体の 22.7%である。政令指定都市が最も統合している割合が高く、政令指定都市未満の市町村では 20%前後となっている。

図表 154 区域施策編とその他の行政計画との統合の状況
③地方公共団体計画（事務事業編）【団体区分別】



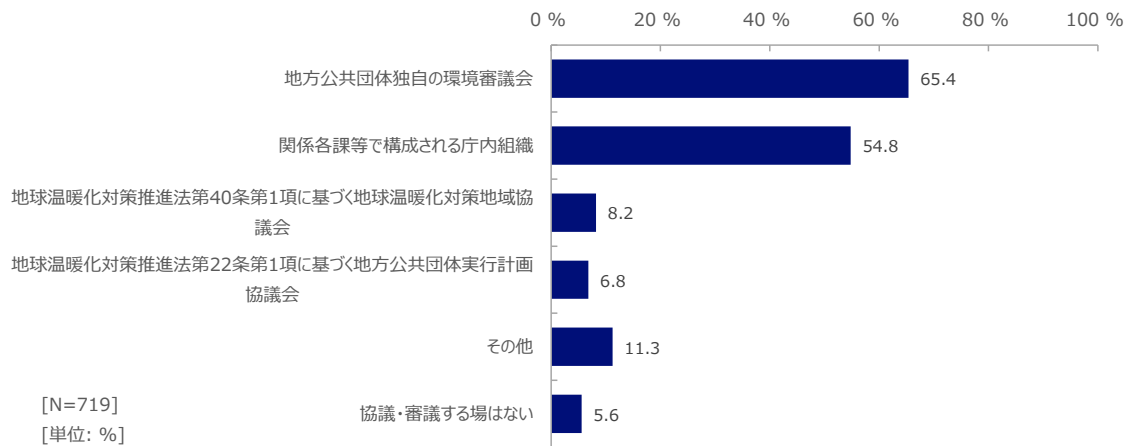
		統合している	統合していない	合計
回答数	全体	156	530	686
	都道府県	17	29	46
	政令指定都市	8	12	20
	中核市	18	44	62
	施行時特例市	4	19	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	29	105	134
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	42	187	229
	人口1万人以上3万人未満の市町村	25	76	101
	人口1万人未満の市町村	13	58	71
比率 (%)	全体(N=686)	22.7	77.3	
	都道府県(N=46)	37.0	63.0	
	政令指定都市(N=20)	40.0	60.0	
	中核市(N=62)	29.0	71.0	
	施行時特例市(N=23)	17.4	82.6	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=134)	21.6	78.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=229)	18.3	81.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=101)	24.8	75.2	
	人口1万人未満の市町村(N=71)	18.3	81.7	

(3) 実行計画（区域施策編）の進行管理の仕組み <Q2-3>

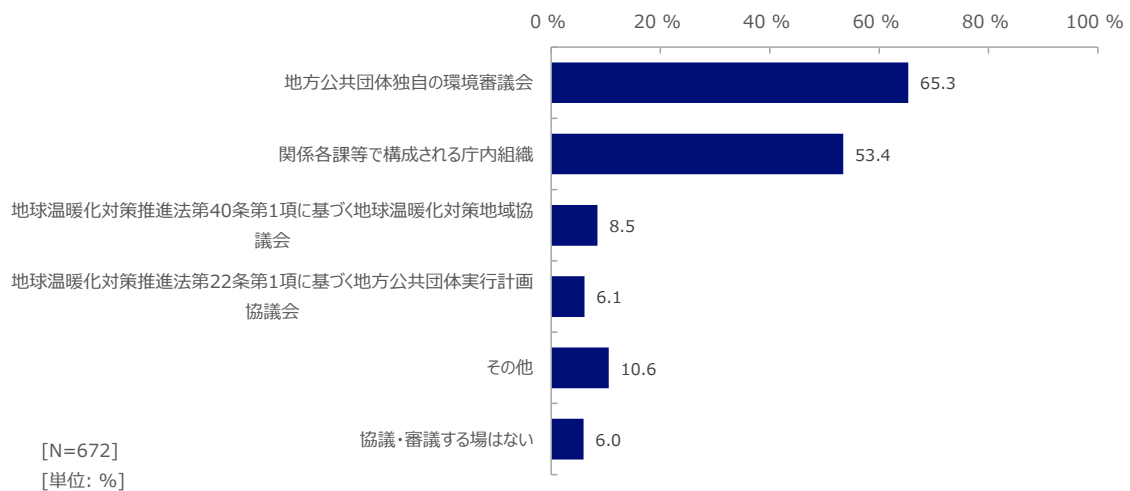
1) 区域施策編の進捗管理を協議・審議する場 <Q2-3(1)>

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編の進捗管理を協議・審議する場としては、「環境審議会」（65.4%）が最も多く、「関係各課等で構成される庁内組織」（54.8%）、「地球温暖化対策地域協議会」（8.2%）、「地球温暖化対策推進法第22条第1項に基づく地方公共団体実行計画協議会」（6.8%）、「その他」（11.3%）と続く。「協議・審議する場はない」（5.6%）と続く。

図表 155 区域施策編の進捗管理を協議・審議する場

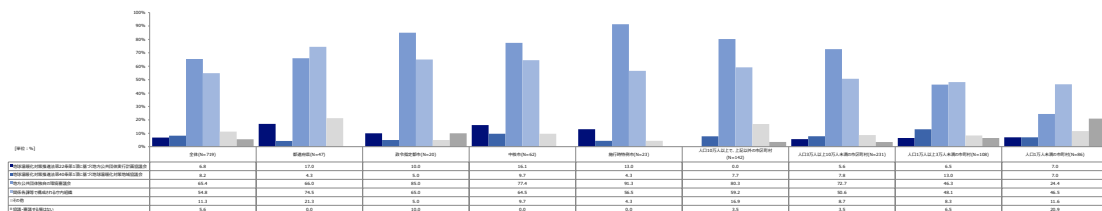


図表 156 区域施策編の進捗管理を協議・審議する場【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県及び人口3万人以上の市区町村では「環境審議会」を選択した団体が多い。

図表 157 区域施策編の進捗管理を協議・審議する場
【団体区分別】



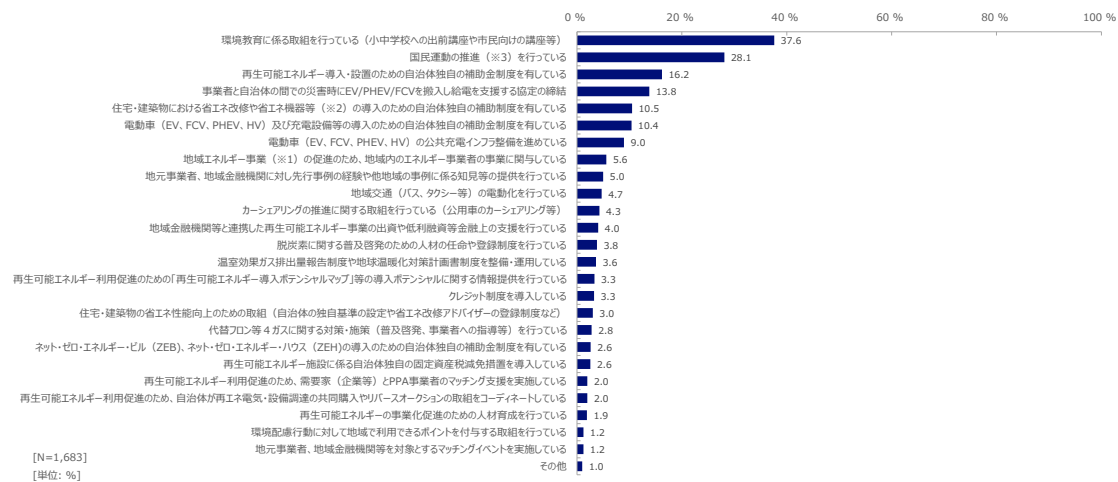
	地球温暖化対策推進法第22条第1項に基づく地方公共団体実行計画協議会	地球温暖化対策推進法第40条第1項に基づく地球温暖化対策地域協議会	地方公共団体独自の環境審議会	関係各課等で構成される庁内組織	その他	協議・審議する場はない	合計
回答数	49	59	470	394	81	40	719
比率 (%)	6.8	8.2	65.4	54.8	11.3	5.6	
都道府県(N=47)	17.0	4.3	66.0	74.5	21.3	0.0	
政令指定都市(N=20)	10.0	5.0	85.0	65.0	5.0	10.0	
中核市(N=62)	16.1	9.7	77.4	64.5	9.7	0.0	
施行時特例市(N=23)	13.0	4.3	91.3	56.5	4.3	0.0	
人口10万人以上、上記以外の市区町村(N=142)	0.0	7.7	80.3	59.2	16.9	3.5	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=231)	5.6	7.8	72.7	50.6	8.7	3.5	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=108)	6.5	13.0	46.3	48.1	8.3	6.5	
人口1万人未満の市町村(N=86)	7.0	7.0	24.4	46.5	11.6	20.9	

(4) 区域に関する脱炭素化に資する措置の取組状況<Q2-4>

1) 区域への再エネ・省エネ等の導入促進に係る取組<Q2-4(1)>

実行計画（区域施策編）の策定済み団体において、「環境教育に係る取組を行っている」(37.6%)が最も多く、次いで「国民運動の推進を行っている」(28.1%)、「再生可能エネルギー導入・設置のための自治体独自の補助金制度を有している」(16.2%)と続く。

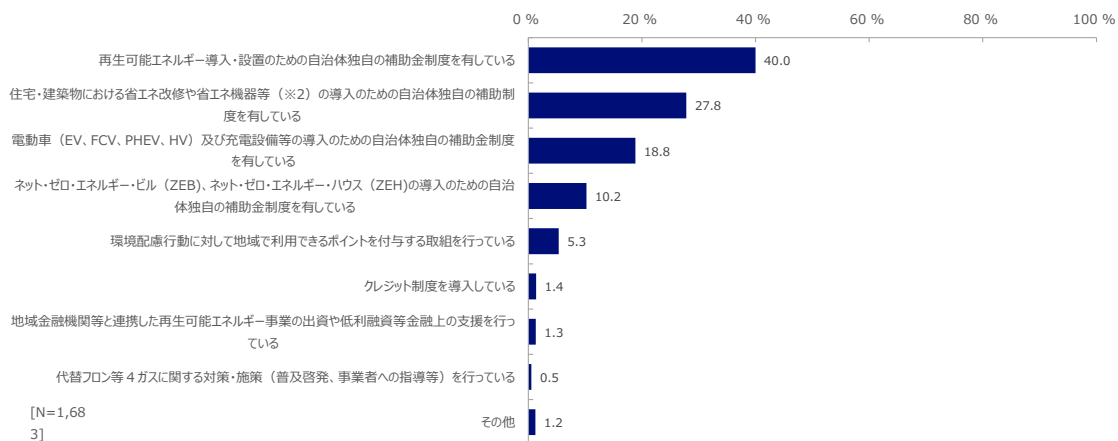
図表 158 区域への再エネ・省エネ等の導入促進に係る取組の実施状況
<事業者向け>



	再生可能エネルギー導入・設置のための自治体独自の補助金制度を有している	ネット・ゼロ・エネルギービル (ZEB)、ネット・ゼロ・エネルギーハウス (ZEH) の導入のための自治体独自の補助金制度を有している	地域金融機関等と連携した再生可能エネルギー事業者の出資や低利融資等金融上の支援を行っている	再生可能エネルギー利用促進のため、需要家 (企業等) とPPA事業者のマッチング支援を実施している	地域エネルギー事業 (※1) の促進のため、地域内のエネルギー事業者の事業に関与している	再生可能エネルギー利用促進のための「再生可能エネルギー導入ポテンシャルマップ」等の導入ポテンシャルに関する情報提供を行っている	再生可能エネルギーの事業化促進のための人材育成を行っている	住宅・建築物における省エネ改修や省エネ機器等 (※2) の導入のための自治体独自の補助金制度を有している		
全体	273	44	68	33	94	33	43	56	32	177
比率	16.2	2.6	4.0	2.0	5.6	2.0	2.6	3.3	1.9	10.5

電動車 (EV, FCV, PHEV, HV) 及び充電設備等の導入のための自治体独自の補助金制度を有している	環境配慮行動に対して地域で利用できるポイントを取組を行っている	住宅・建築物の省エネ性能向上のための取組 (自治体の独自基準の設定や省エネ改修アドバイザーの登録制度など)	事業者と自治体の間で災害時にEV/PHEV/FCVを搬入し給電を支援する協定の締結	環境教育に係る取組 (小中学校への出前講座や市民向けの講座等)	国民運動の推進 (※3) を行っている	脱炭素に関する普及啓発のための人材の任命や登録制度を行っている	地元事業者、地域金融機関等と連携した再生可能エネルギー事業者の出資や低利融資等金融上の支援を行っている	地元事業者、地域金融機関等に対する先行事例の経験や他地域の事例に係る知見等の提供を行っている	カーシェアリングの推進に関する取組 (公用車のカーシェアリング等)	地域交通 (バス、タクシー等) の電動化を行っている	電動車 (EV, FCV, PHEV, HV) の公共充電インフラ整備を進めている	代替フロン等4ガスに関する対策・施策 (普及啓発、事業者への指導等) を行っている	温室効果ガス排出量報告制度や地球温暖化対策計画書制度を整備・運用している	クレジット制度を導入している	その他	合計
175	21	51	232	633	473	64	21	84	72	79	151	47	61	55	17	1,683
10.4	1.2	3.0	13.8	37.6	28.1	3.8	1.2	5.0	4.3	4.7	9.0	2.8	3.6	3.3	1.0	

図表 159 区域への再エネ・省エネ等の導入促進に係る取組の実施状況
 <個人向け>



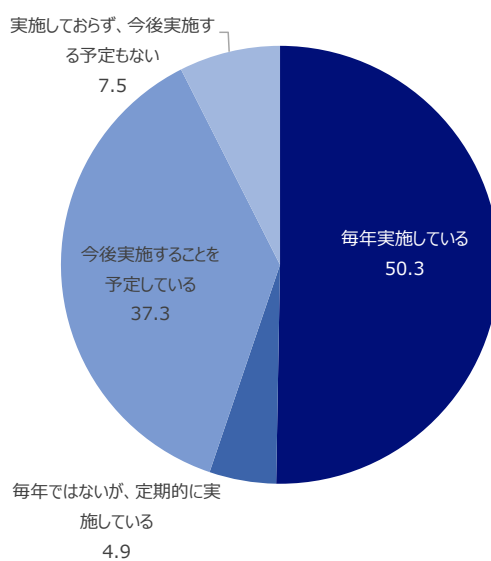
	再生可能エネルギー導入・設置のための自治体独自の補助金制度を有している	ネット・ゼロ・エネルギービル(ZEB)、ネット・ゼロ・エネルギーハウス(ZEH)の導入のための自治体独自の補助金制度を有している	地域金融機関等と連携した再生可能エネルギー事業の出資や低利融資等金融上の支援を行っている	住宅・建築物における省エネ改修や省エネ機器等(※2)の導入のための自治体独自の補助制度を有している	電動車(EV, FCV, PHEV, HV)及び充電設備等の導入のための自治体独自の補助金制度を有している	環境配慮行動に対して地域で利用できるポイントを付与する取組を行っている	代替フロン等4ガスに関する対策・施策(普及啓発、事業者への指導等)を行っている	クレジット制度を導入している	その他	合計
全体	673	172	22	468	317	90	9	23	21	1683
比率	40.0	10.2	1.3	27.8	18.8	5.3	0.5	1.4	1.2	

(5) 実行計画（区域施策編）の点検の実施状況 <Q2-5>

1) 区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握 <Q2-5(1)>

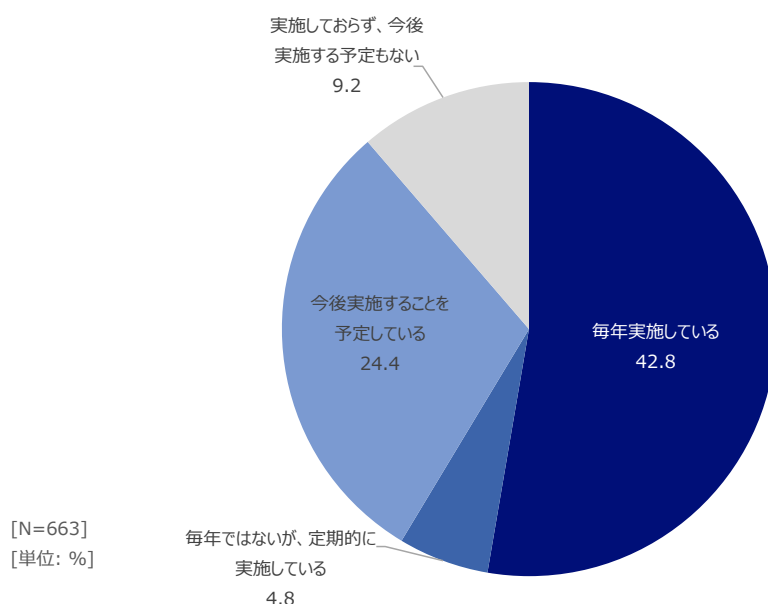
区域施策編を策定済みの団体における点検の実施状況は、「毎年実施している」団体が 50.3%、「毎年ではないが、定期的実施している」団体が 4.9 %と合わせて半数を超えている。

図表 160 区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握



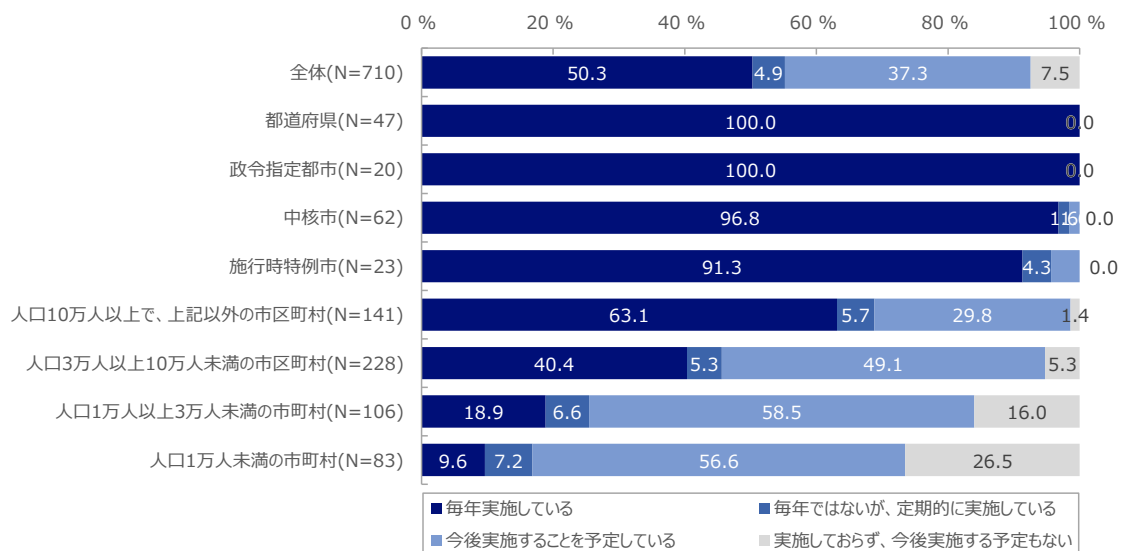
[N=710]
[単位: %]

図表 161 区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や
対策・施策の効果の把握【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、施行時特例市より人口規模が大きい団体では90%以上が「毎年実施している」と回答している。一方、それ以外の市区町村では、人口規模が小さくなるほど、「毎年実施している」と回答した団体の割合は低下する。

図表 162 区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握【団体区分別】

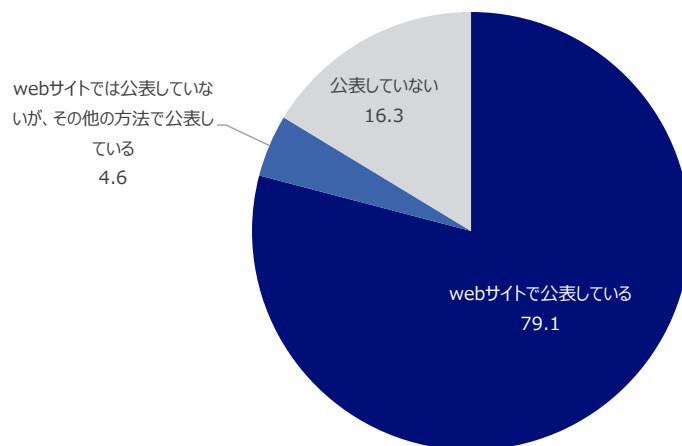


		毎年実施している	毎年ではないが、定期的 に実施している	今後実施することを予 定している	実施しておらず、今後 実施する予定もない	合計
回答数	全体	357	35	265	53	710
	都道府県	47	0	0	0	47
	政令指定都市	20	0	0	0	20
	中核市	60	1	1	0	62
	施行時特例市	21	1	1	0	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	89	8	42	2	141
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	92	12	112	12	228
	人口1万人以上3万人未満の市町村	20	7	62	17	106
	人口1万人未満の市町村	8	6	47	22	83
比率 (%)	全体(N=710)	50.3	4.9	37.3	7.5	
	都道府県(N=47)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=62)	96.8	1.6	1.6	0.0	
	施行時特例市(N=23)	91.3	4.3	4.3	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=141)	63.1	5.7	29.8	1.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=228)	40.4	5.3	49.1	5.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=106)	18.9	6.6	58.5	16.0	
	人口1万人未満の市町村(N=83)	9.6	7.2	56.6	26.5	

2) 区域施策編の進捗評価結果の公表 <Q2-5(2)>

区域施策編を策定済みの団体における公表状況は、「公表している」団体が83.7%にのぼっている。

図表 163 区域施策編の進捗評価結果の公表

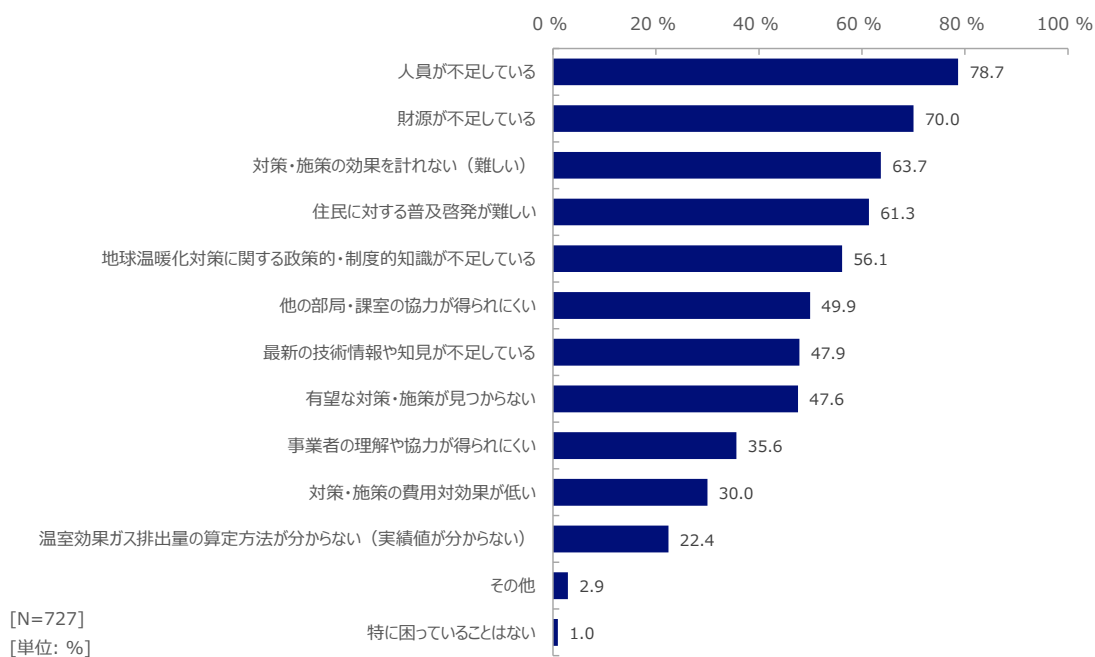


[N=392]
[単位: %]

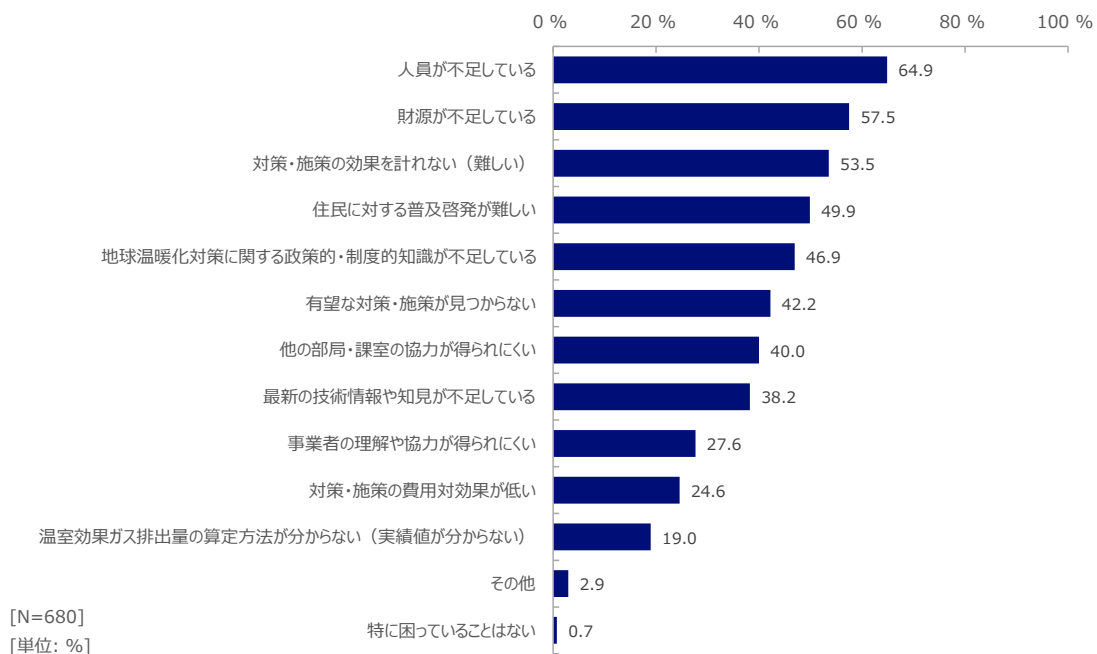
3) 区域施策編の推進過程で困っていること <Q2-5(3)>

区域施策編を策定済みの団体において、その推進過程で困っていることとしては、「対策・施策の費用対効果が低い」(78.7%)が最も高く、次いで「財源が不足している」(70.0%)、「最新の技術情報や知見が不足している」(63.7%)と続く。

図表 164 区域施策編の推進過程で困っていること

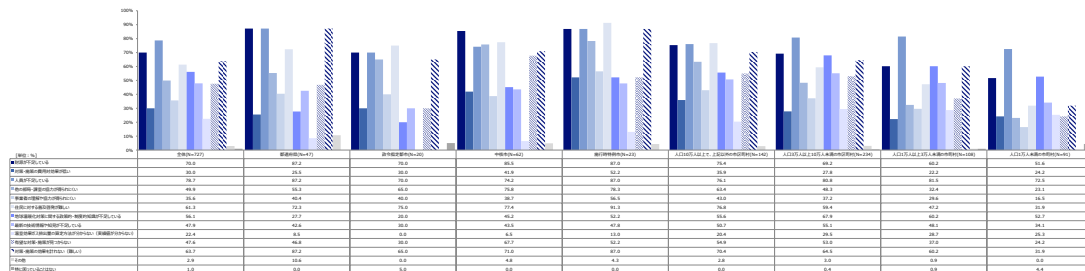


図表 165 区域施策編の推進過程で困っていること【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や大規模な市区町村では「財源が不足している」、小規模な市区町村では「人員が不足している」と回答した団体の多い。

図表 166 区域施策編の推進過程で困っていること【団体区分別】



回答数	全体	財源が不足している	対策・施策の費用対効果が低い	人員が不足している	他の部局・課定の協力が得られない	事業者の理解や協力が得られない	住民に対する普及啓発が難しい	地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している	最新の技術情報や知見が不足している	温室効果ガス排出の算定方法が分からない(実績値が分からない)	有望な対策・施策が見つからない	対策・施策の効果を計れない(難しい)	その他	特に困っていることはない	合計
全体	509	218	572	363	259	446	408	348	163	346	463	21	7	727	
都道府県	41	12	41	26	19	34	13	20	4	22	41	5	0	47	
政令指定都市	14	6	14	13	8	15	4	6	0	6	13	0	1	20	
中核市	53	26	46	47	24	48	28	27	4	42	44	3	0	62	
移行特例市	20	12	20	18	13	21	12	11	3	12	20	1	0	23	
人口10万人以上、上記以外の市区町村	107	51	108	90	61	109	79	72	29	78	100	4	0	142	
人口3万人以上10万人未満の市区町村	162	65	189	113	87	139	159	129	69	124	151	7	1	234	
人口1万人以上3万人未満の市区町村	65	24	88	35	32	51	65	52	31	40	65	1	1	108	
人口1万人未満の市区町村	47	22	66	21	15	28	48	31	23	22	29	0	4	91	
比率 (%)	全体(N=727)	30.0	78.7	49.9	35.6	61.3	56.1	47.9	22.4	47.6	63.7	2.9	1.0		
都道府県(N=47)	87.2	25.5	87.2	55.3	40.4	72.3	27.7	42.6	8.5	46.8	87.2	10.6	0.0		
政令指定都市(N=20)	70.0	30.0	70.0	65.0	40.0	75.0	20.0	30.0	0.0	30.0	65.0	0.0	-5.0		
中核市(N=52)	85.5	41.9	74.2	75.8	38.7	77.4	45.2	43.5	6.5	67.7	71.0	4.8	0.0		
移行特例市(N=23)	87.0	52.2	87.0	78.3	56.5	91.3	52.2	47.8	13.0	52.2	87.0	4.3	0.0		
人口10万人以上、上記以外の市区町村(N=142)	75.4	35.9	76.1	63.4	43.0	76.8	55.6	50.7	20.4	54.9	70.4	2.8	0.0		
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=234)	69.2	27.8	80.8	48.3	37.2	59.4	61.9	55.1	29.5	53.0	64.5	3.0	0.4		
人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=108)	60.2	22.2	81.5	32.4	29.6	47.2	60.2	48.1	28.7	37.0	60.2	0.9	0.9		
人口1万人未満の市区町村(N=91)	51.6	24.2	72.5	23.1	16.5	31.9	52.7	34.1	25.3	24.2	31.9	0.0	4.4		

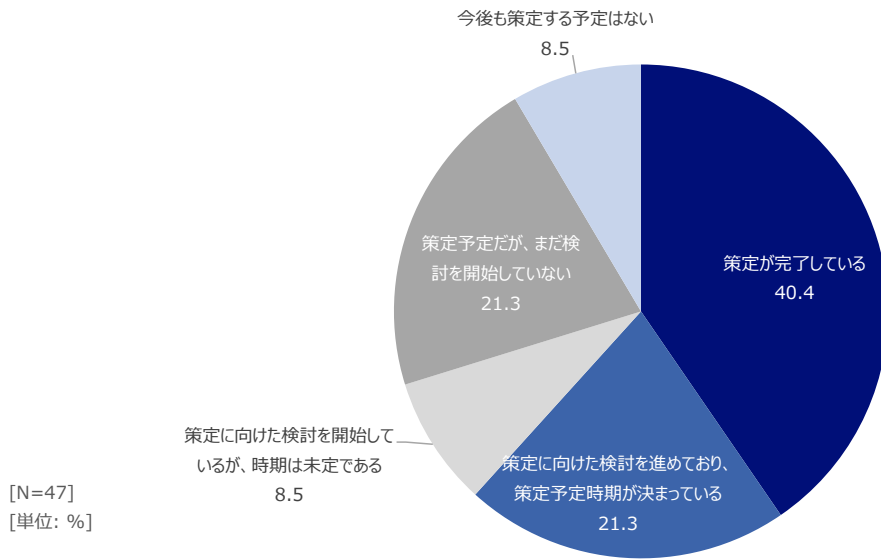
(6) 地域脱炭素化促進事業の検討状況

1) 都道府県基準<Q2-6(2)>

①都道府県基準の策定状況<Q2-6(2)①>

都道府県基準の策定が完了しているのは19団体。策定に向けた検討を進めている都道府県は14団体。

図表 167 促進区域の設定に関する都道府県基準の設定状況



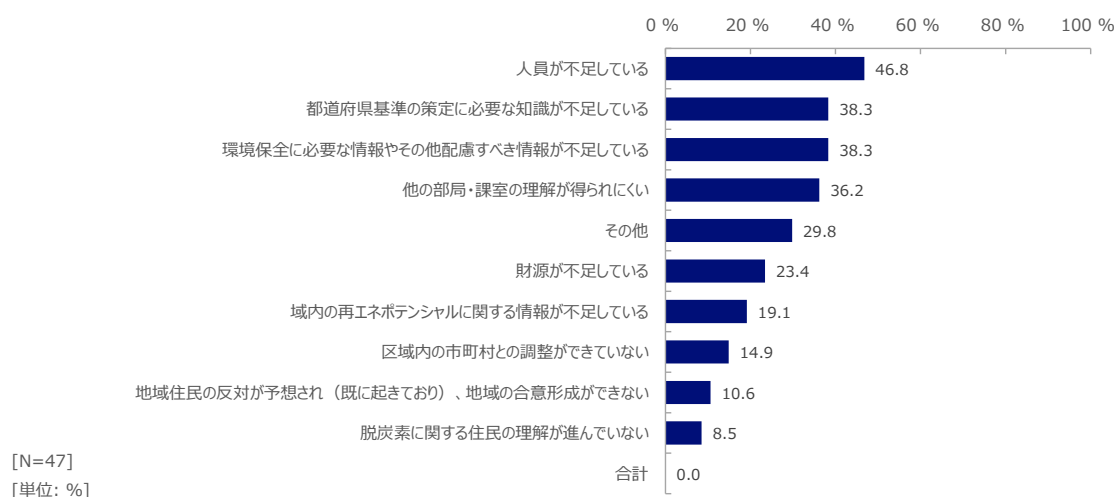
	策定が完了している	策定に向けた検討を進めており、策定予定時期が決まっている	策定に向けた検討を開始しているが、時期は未定である	策定予定だが、まだ検討を開始していない	今後も策定する予定はない	合計
全体	19	10	4	10	4	47
比率	40.4	21.3	8.5	21.3	8.5	

②都道府県基準の策定に係る障壁・課題

「人員が不足している」が最も高く、次いで「都道府県基準の策定に必要な知識が不足している」、「区域内の市町村との調整ができていない」と続く。

その他の回答として、「県基準を設定するに当たり、先行して制定している他の条例との整合を図る必要がある」、「来年度末の実行計画の改定に合わせ、基準策定を検討している」、「県内市町に促進区域設定の意向がなく、今後設定するかについても含めて市町とよく調整を図っていく必要がある」といった回答が確認される。

図表 168 都道府県基準のの策定に係る障壁・課題

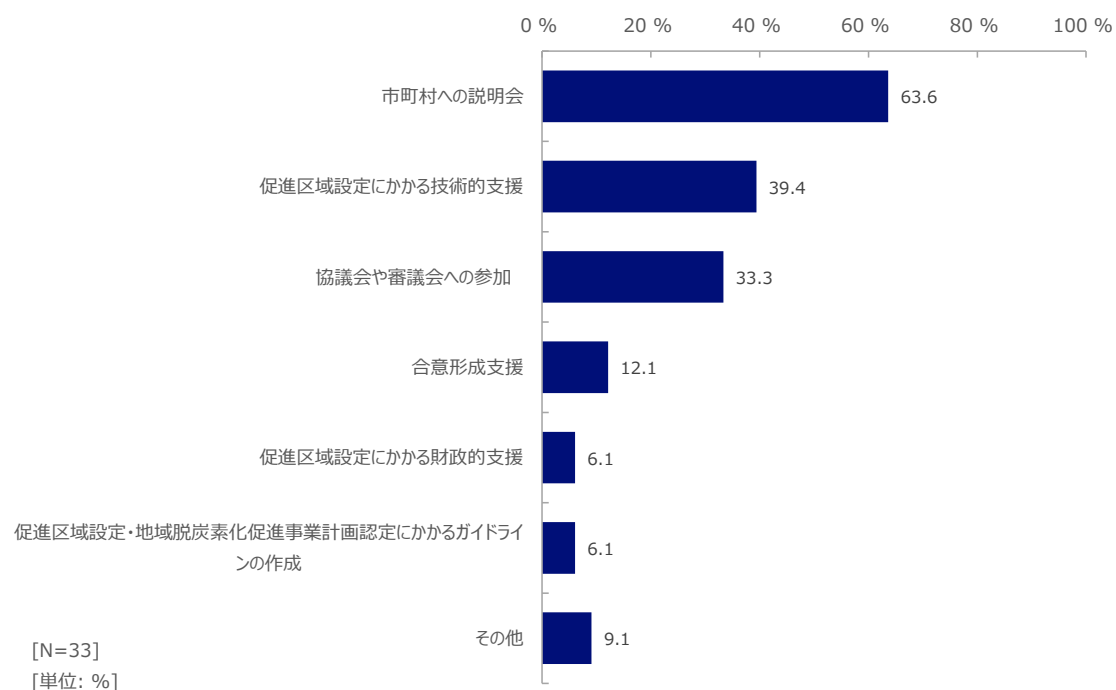


	人員が不足している	財源が不足している	都道府県基準の策定に必要な知識が不足している	環境保全に必要な情報やその他配慮すべき情報が不足している	域内の再エネポテンシャルに関する情報が不足している	脱炭素に関する住民の理解が進んでいない	他の部局・課室の理解が得られない	区域内の市町村との調整ができていない	地域住民の反対が予想され（既に起きており）、地域の合意形成ができない	その他	合計
全体	22	11	18	18	9	4	17	7	5	14	47
比率	46.8	23.4	38.3	38.3	19.1	8.5	36.2	14.9	10.6	29.8	

③都道府県基準策定後に実施している、または実施を検討している取組

「市町村への説明会」(63.6%)が最も高く、次いで「促進区域設定にかかる技術的支援」(39.4%)、「協議会や審議会への参加」(33.3%)と続く。

図表 169 都道府県基準策定後に実施している、または実施を検討している取組



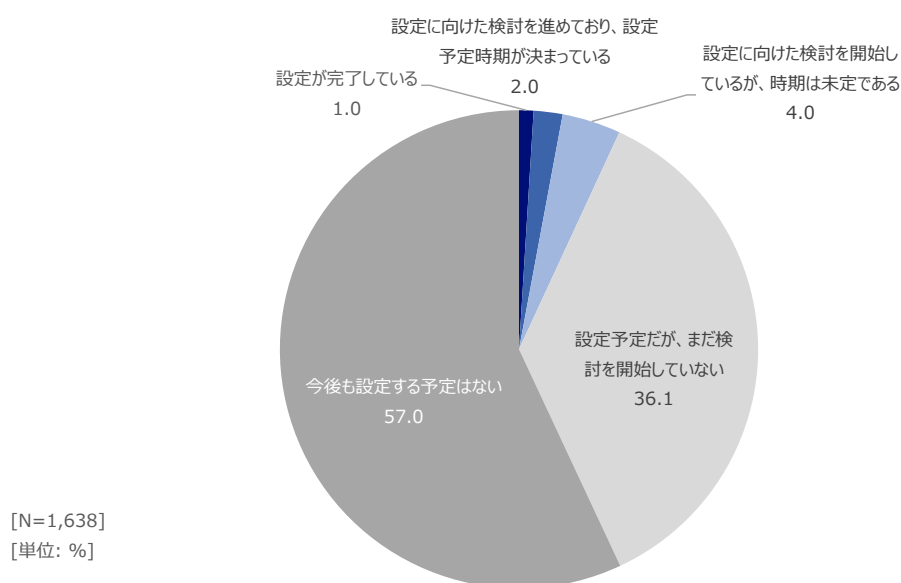
	市町村への説明会	促進区域設定にかかる財政的支援	協議会や審議会への参加	促進区域設定にかかる技術的支援	促進区域設定・地域脱炭素化促進事業計画認定にかかるガイドラインの作成	合意形成支援	その他	合計
全体	21	2	11	13	2	4	3	33
比率	63.6	6.1	33.3	39.4	6.1	12.1	9.1	

2) 市町村における地域脱炭素化促進事業の検討状況<Q2-6(1)①②>

①地域脱炭素化促進事業の検討状況<Q2-6(1)①>

実行計画（区域施策編）に地域脱炭素化促進事業に関する事項を策定、又は策定に向けた検討を進めている団体は7.0%である。一方、策定の予定がない団体は57.0%を占める。

図表 170 市町村における地域脱炭素化促進事業の検討状況

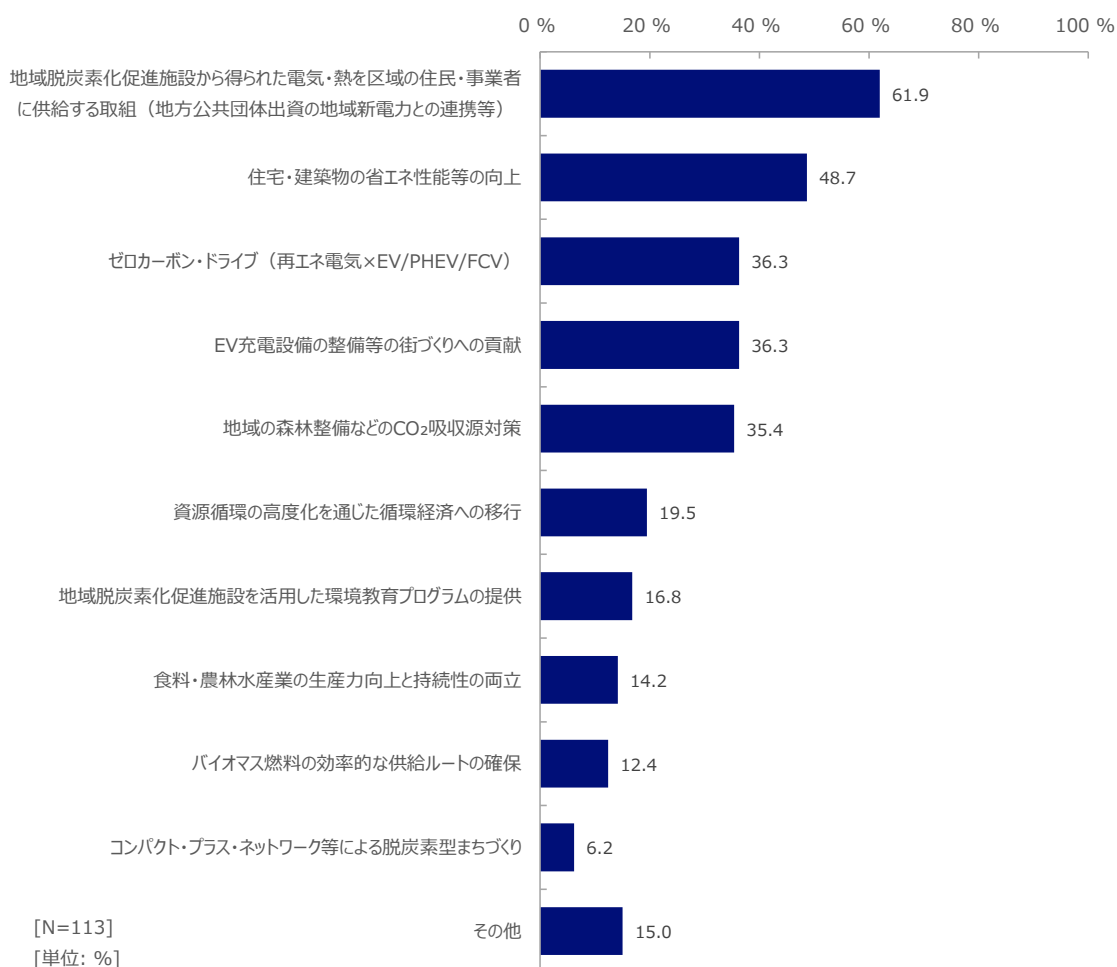


	設定が完了している	設定に向けた検討を進めており、設定予定時期が決まっている	設定に向けた検討を開始しているが、時期は未定である	設定予定だが、まだ検討を開始していない	今後も設定する予定はない	合計
全体	16	32	65	592	933	1,638
比率	1.0	2.0	4.0	36.1	57.0	

②市町村における地域脱炭素化促進事業の検討内容<Q2-6(1)③>

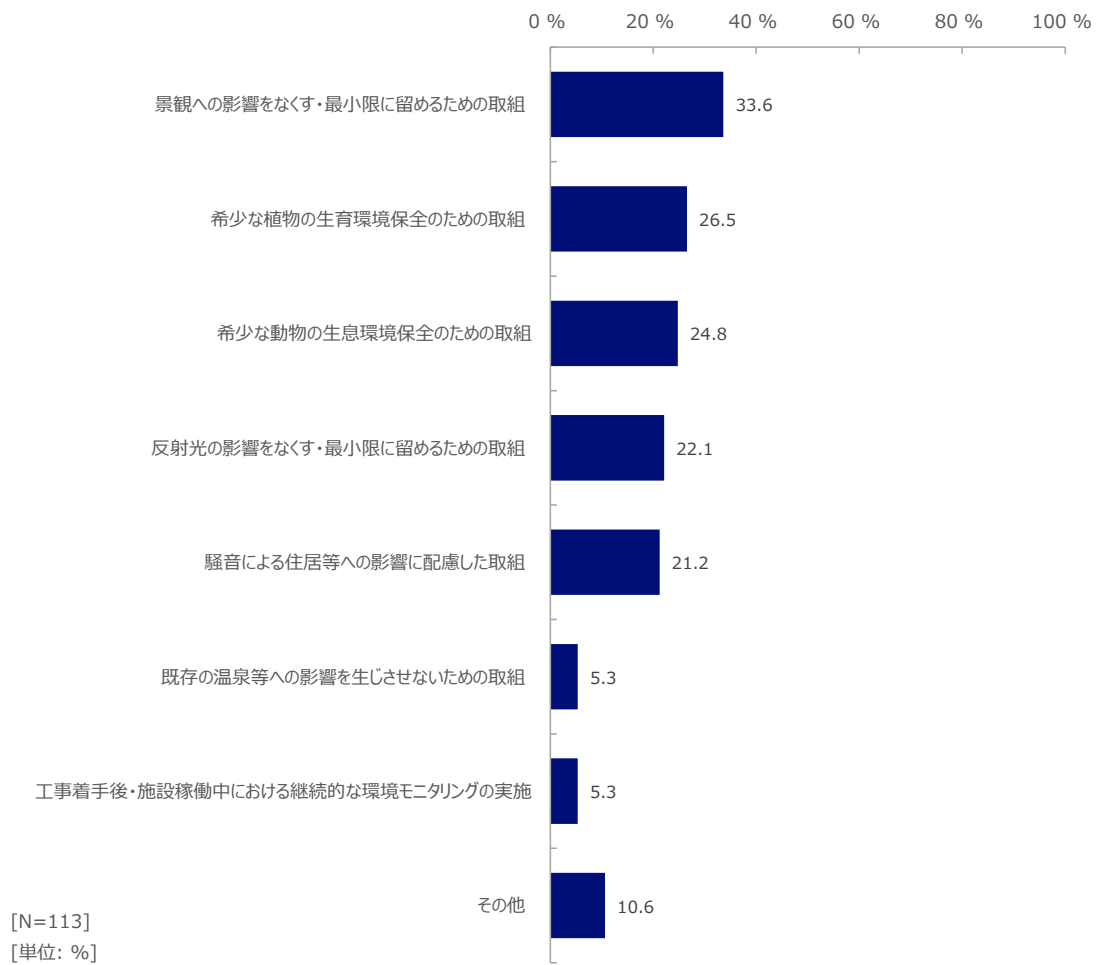
取組の分類別にみると、「地域の脱炭素化のための取組」を検討する団体の割合が高い傾向にある。具体的な取組としては、「地域脱炭素化促進施設から得られた電気・熱を区域の住民・事業者に供給する取組（地方公共団体出資の地域新電力との連携等）」が61.9%と最多であった。

図表 171 市町村における地域脱炭素化促進事業の検討内容
 <地域の脱炭素化のための取組>

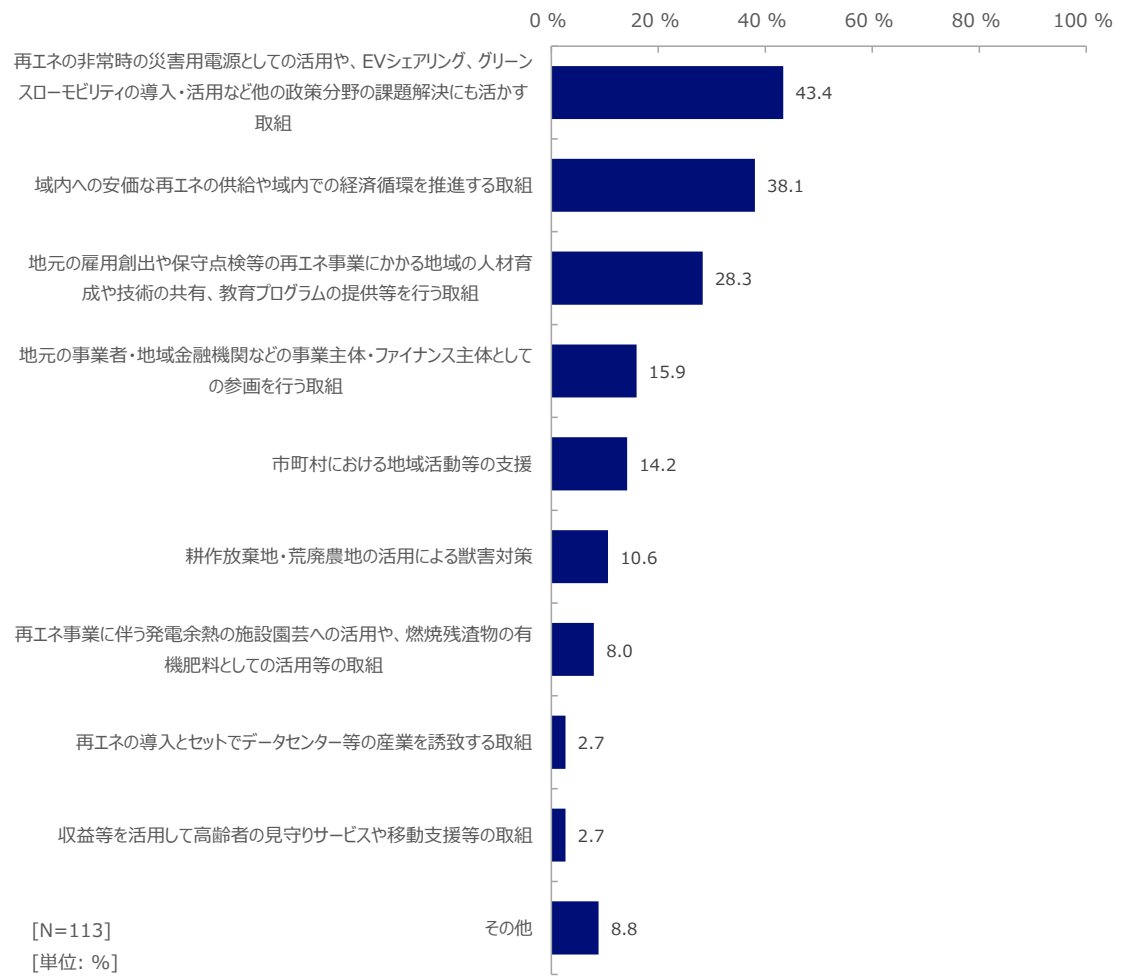


	地域脱炭素化促進	住宅・建築物の省エネ	ゼロカーボン・ドライブ	EV充電設備の整備	地域の森林整備など	資源循環の高度化	地域脱炭素化促進	食料・農林水産業	バイオマス燃料の効率的な供給ルートの確保	コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり	その他
比率	61.9	48.7	36.3	36.3	35.4	19.5	16.8	14.2	12.4	6.2	15.0

<地域の環境の保全のための取組>



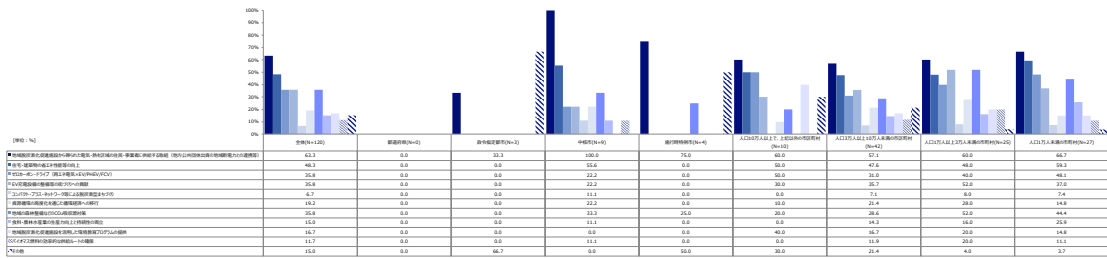
<地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組>



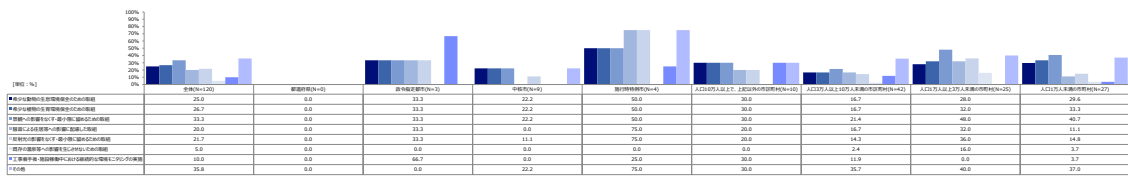
	再エネの非常時の	域内への安価な再エ	地元の雇用創出や	地元の事業者・地	市町村における地域	耕作放棄地・荒廃	再エネ事業に伴う	再エネの導入とセッ	収益等を活用して	その他
比率	43.4	38.1	28.3	15.9	14.2	10.6	8.0	2.7	2.7	8.8

図表 172 市町村における地域脱炭素化促進事業の検討内容【団体区分別】

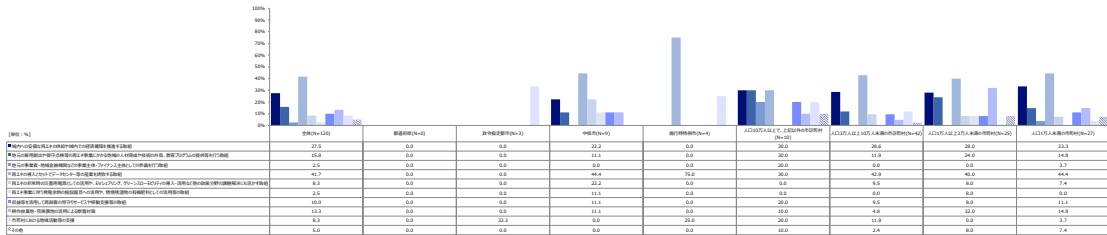
＜地域の脱炭素化のための取組＞



＜地域の環境の保全のための取組＞



＜地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組＞

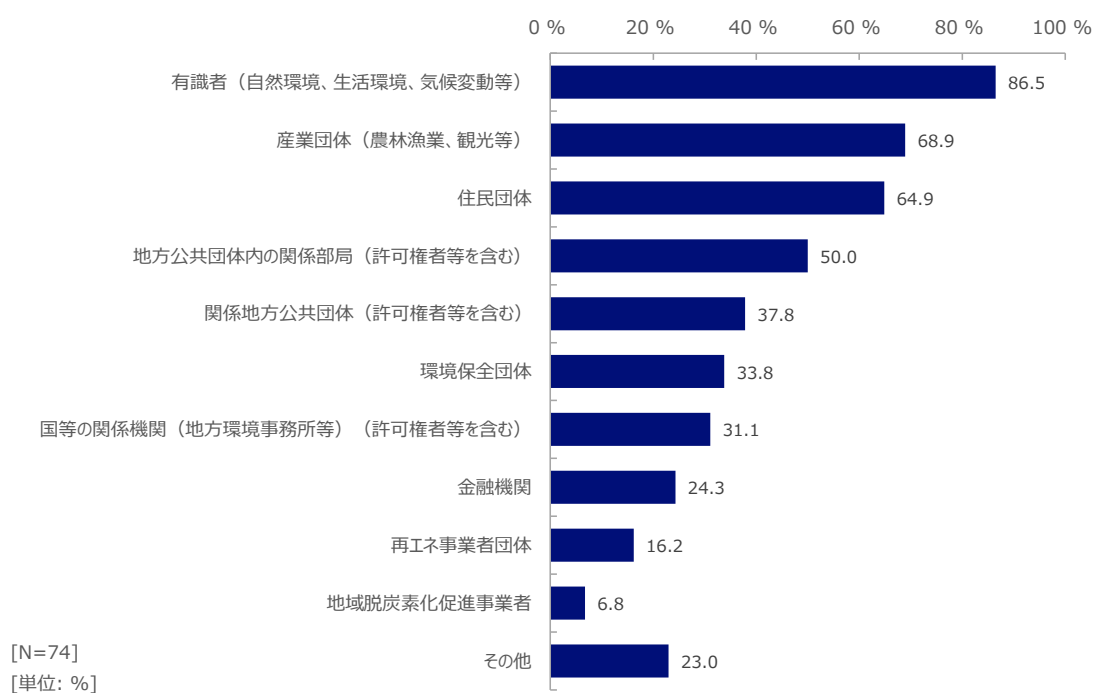


③地域脱炭素化促進事業に関する事項の策定における協議会等の構成員

<Q2-6(1)⑥>

温対法に基づく協議会を設置又は既存の環境審議会等において促進事業を検討している団体のうち、86.5%が有識者を、68.9%が産業団体を、64.9%が住民団体を構成員としている。団体区分に関わらず、「有識者」「住民団体」「産業団体」を構成員とする団体の割合が高い傾向にある。

図表 173 地域脱炭素化促進事業に関する事項の策定における協議会等の構成員

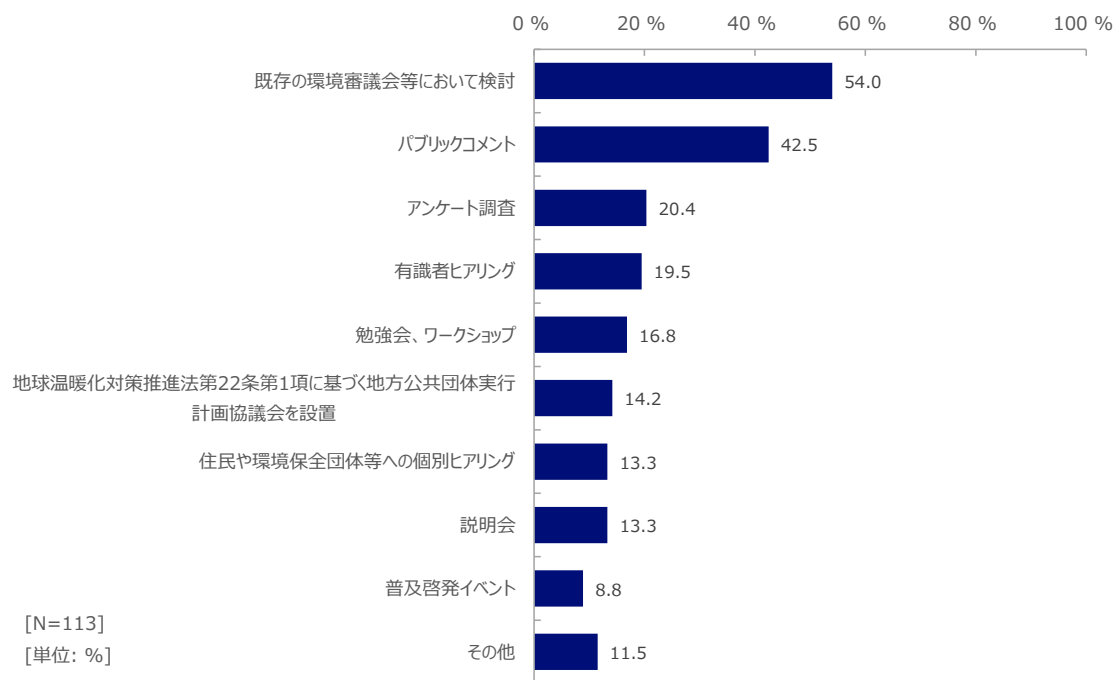


	有識者 (自然環	産業団体 (農林漁業	住民団体	地方公共団体内の	関係地方公共団体	環境保全団体	国等の関係機関	金融機関	再エネ事業者団体	地域脱炭素化促進	その他
比率	86.5	68.9	64.9%	50.0	37.8%	33.8	31.1	24.3	16.2	6.8	23.0

④促進区域を設定または検討の際に活用した合意形成手法<Q2-6(1)⑤>

「既存の環境審議会等において検討」(54.0%)が最も高く、次いで「パブリックコメント」(42.5%)、「アンケート調査」(20.4%)と続く。

図表 175 促進区域を設定または検討の際に活用した合意形成手法



	地球温暖化対策推進法第22条第1項に基づく地方公共団体実行計画協議会を設置	既存の環境審議会等において検討	住民や環境保全団体等への個別ヒアリング	有識者ヒアリング	説明会	アンケート調査	パブリックコメント	勉強会、ワークショップ	普及啓発イベント	その他	合計
全体	16	61	15	22	15	23	48	19	10	13	113
比率	14.2	54.0	13.3	19.5	13.3	20.4	42.5	16.8	8.8	11.5	